

- 谷山右馬介義修
- 赤星掃部助武貫
- 城前守
- 加屋兵部大輔昌雄
- 見參岡三河守高子
- 庄美作守忠延
- 國分二郎行喬
- 名和伯耆守頼興
- 名和修理亮
- 城井隆房
- 千葉刑部大輔宗定(一説木葉胤貞ともいふ)
- 白石三河入道
- 鹿島刑部大夫
- 大村彈正少輔基明
- 宇都宮三河守能元
- 大野式部大輔
- 派讚岐守
- 澗口丹後守
- 牛養越前守俊賢(薩州大口牛養院の人なり)
- 河邊次郎高廉
- 稻佐治郎大輔光守
- 澁谷三河守氏
- 同修理亮
- 島津上總四郎高澄
- 齊藤兵庫介正登
- 高山民部大輔速宿
- 伊藤播磨守義郷
- 胡貽播磨守左連
- 土持十郎公高

- 斐庭門大夫重高
- 同左衛門太夫行盛
- 城井常陸介冬綱
- 窪能登太郎泰助
- 宗左馬小太郎宗邦
- 船左近將監持有
- 西河兵庫助
- 日下都六郎
- 牛養刑部大輔
- 佐志將監貞時(松浦黨)
- 田平左衛門藏人時時(松浦黨)
- 千葉右京大夫胤清
- 草野筑後守武繼
- 同宗爲
- 高木肥前守俊嗣
- 綾部修理亮義左
- 藤本三郎雄定
- 幡田次郎高遠
- 高田筑前司忠房
- 三原宮内大輔義尙

- 合田筑前守巨宣
- 紺城右馬頭
- 加藤大夫判官
- 熊谷豊前守
- 松田丹後守
- 松田出雲守
- 熊谷民部大輔
- 大宰修理亮
- 總計五十個人

- 秋月一族
- 島津上總入道
- 澁谷播磨守好敏
- 本間十郎正倫
- 松田彈正少輔久照
- 土屋三郎宗繁
- 合計三十六人





黒鷄

(備考)  
金鳥の御旗と稱へ申候ものは上圖の如き形にて、黒鷄の中  
に黒の鳥を描き上に八幡大菩薩の五尊を置しあり。

(10) 郷土史の歌

一、大原野

頃は正平秋の空  
うつや太師の轟に、  
筑紫の野邊に風あれて  
戦塵高く迷ふかな  
衆寡いかでか敵せんと、  
我に錦の御旗あり、  
いでは居らんますらをの  
汝亂臣賊子ばら

文學士 佐々木信香  
すつる命は何かある、  
嗚かけて全軍の  
さしも烈しき決戦の  
正義の刃うけかねて  
走りし敵の大軍は、  
あゝ星うつる六百年  
記念の碑にぞ刻まるゝ、  
惜しきは千代の名なる哉  
旗をもつらす幾たび  
勝敗つひに定まりぬ、  
寶満山の根據地に  
ふたたび立たずなりにけり、  
高きいさは、永久に  
昔ながらの大原野、

二、大野原合戦

(一) 出陣

連山高く聳えたり、  
見よ此の山と此の川と、  
時は正平十四年、  
太宰府さして攻めよする、  
對岸の杜漏こめて、  
今宵夜攻めの魁に、  
いざと射放つ鎗矢の、  
河水青く湛へつゝ、  
こはいぶかしと鞭をあて、  
峰には敵の影もなく、  
雲の影なき大空に、  
耳細の山の麓より、  
秋の日高く照らす時、  
逆軍の貝鳴りわたる。  
大河遙かに流れたり、  
大軍こゝにたむろせり、  
秋七月の半頃、  
官軍四萬六千騎、  
はやけふの日も暮かゝる、  
よきもの見せんうけて見よ。  
矢鳴遙かに立消えて、  
あたり静かに應へなし。  
洗亂して攻のぼる、  
蟲の聲のみ湧きにけり。  
秋の日高く照らす時、  
逆軍の貝鳴りわたる。

(三) 渡河

第二十六章 菊池 武光

遙かの野路をしづくと、  
大旗小旗ゆらめきて、  
本軍すでにひしと、  
氣ははや敵をのみながら、  
味坂村の先陣も、  
覺悟はおかしますらをが、  
敵はと見れば大原の、  
花立山の要害に、  
練りくる長き隊列の、  
兜の星の輝きぬ、  
川を渡りて駆けむかひ、  
皆それれんの部署につく。  
川のほとりの本營も、  
背水の陣勇しや。  
沼多き地を前にて、  
本陣の旗流すなり。

(四) 對陣

明けてはくるゝ秋の日の、  
立てつらねたる敵の旗、  
見よ十万の大軍は、  
鳴をひそめてさながらに、  
戦機静かに熟しつゝ、  
脾肉の歎やるせなく、  
こゝ大原に對陣の、  
引きしぼりたる梓弓。  
汗馬しきりにいなゝくを、  
たゞきも見たり太刀の東。

七世弓を引くまじと、  
仰けや鐘の御旗の、

誓ひし詞今いづく、  
日月こゝに輝くを。

罵りながら挑めども、  
我を陣地に引きよせて、

敵は動かず只管に、  
迎へ撃たんとばかりけり。

敵動かずば破らんと、  
はや決戦の策畧を、

智謀に富める武光は、  
勇める胸にたゞみけり。

(五)決戦

筑紫の秋の夜は更けて、  
駒を立てたる武光は、

銀河靜かに縣るとき、  
敵を一果に突かんとす。

すぐりし手勢旗を伏せ、  
敵の陣地の此處彼處、

川を渡りて襲ひ入る、  
人馬俄にどよむなり。

此時全軍沼を越え、  
曉暗をうち破る、

陣を掲げつゝ攻めむかふ  
鼓のひびき貝の音。

日向大隅肥後薩摩、

筑後の諸將統べ給ふ、

狐西の宮いただきて、

菊池武光指すをとる。

大友小武之を聞き、

筑前豊河豊後の兵、

六万餘騎を従へて、

筑後川にぞらち向ふ、

高良石垣柳坂、

これ官軍の據るところ、

木の間になびく自旗の、

威光ひとしく輝けり。

川を隔つる森陰は、

これ賊兵の據るところ、

きこゆる駒のいなゝきに、

軍勢いたく振ひたり。

連山高く聳えたり、

大河遙かに流れたり、

來るは雨か夜嵐か、

あ、靜かなるこの平野。

(六)挑戦

筑紫次郎の名にし負ふ、  
こゝ大社の影うつす、

大河流れて三十里、  
潮は深くもよどむ磯。

過ぐる日菊池武光は、

五千餘騎にて出て向ひ、

瀨瀬もとめて挑みしが、

敵は應ぜず黙したり。

今日は必ず見さんと、  
彼方此方に兵を伏せ、

一万餘騎を従へて、  
敵に戦挑みたり。

一陣一陣斬りむすぶ、  
叱咤の聲に大原の、

稻妻のごと火花ちる、  
このすさまじき夜は明けぬ。

駒の蹄の迫るとき、  
から紅の雲立ちて、

槍の穂先に太刀先に、  
照る日の影もくらかりき。

鎧を削る敵味方、  
駆け合せつゝ亂れつゝ、

合ひては離れはなれては、  
もつらす旗のいく流。

深入りしたる武光が、  
雲を穿れる新田さへ、

衆徒の勢はつき果て、  
一門すでに討たれたり。

これを眺めていも早く、  
雨や霞を射而てつゝ、

勢得たる敵兵は、  
はや進攻めに寄せて來ぬ。

驚るゝ征矢の矢面に、  
御鎧には三筋まで、

運ませ給ふ大將の、  
危き矢こそ立ちにけれ。

かくと見るより御供の、

月騎雲香悉く、

宮のみ楯とふみとまり、

倒かざして倒れたり。

武々怒の眼裂け、

狂へる獅子の雄たけびに、

碎けし兜ふりすて、

嵐の如く斬り込みぬ。

斬りまくられてたじろくと、  
花立山の敵陣は、

今どとかゝる進撃に、  
潮の如く碎れたり。

(七)太刀洗川

戦やみし大原野、

立ちし埃もしづまりて、

くれなる染むる草むらに、

ゆくこぼろぎの聲すなり。

あゝ幾年か願ひてし、  
家門の養身の誓、

軍は今ぞ果しける、  
よろこび何にたとへなん、

心つくしの甲斐ありて、  
榮えますらん千代八千代、

錦の旗のみ光も、  
つきぬは初のが誇かな。

さはれ味方のつはものゝ、  
冷たきからとなり果て、

倒れし数は幾何ぞ、  
魂はいづこを迷ふらん。

高き誇りと盡みと、  
武光岸に立よれば、

こもる胸に湧かせつゝ、  
水は靜かに流れ行く。

清き流に影うつす、  
流るゝ水にうち澄す、  
血汐洗ひし其水に、  
名のみを残すこの川の、

額の傷は重かりき、  
太刃の切刃はかけたりき、  
月日流れてかへりこず、  
今も静かなに流るなり。

(八) 將軍梅

雲井の空の奥ふかき、  
雨に嵐の姿とせの、  
かの大原の戦ひに、  
こゝに統べさせ給ひたる、

竹の園生のおん身もて、  
み心砕き給ひけん、  
み旅進めて大軍を、  
あはれ榮あるこの土よ、

千年の色に匂へとて、  
あはれ尊きこの梅よ、  
尊き根をばやしなひぬ、  
榮ある土を世に宣りぬ。

見よこの土は年々に、  
見よこの花は年々に、  
ゆかりの梅のゆかしくも、  
うす紅にほころびぬ。

かくて過ぎ行く歳春を、  
驚つきせず色あせず、

されば長き御手裁の、  
今ぞ幾重も榮えつゝ、  
松の縁にてりそひて、  
將軍梅の名に匂ふ。

(九) 千光寺古墳

寂しき山邊に、  
あやに畏き、  
こととひまつれど、  
思へばそぞろに、

尊きなきがら、  
こゝに埋れて、  
雲蓋かなる、  
悲しき香つれ、

花さき花ちる、  
天つ日高く、  
つめたき石に  
昔を語るは、

幾百年、  
かがやけども、  
若はむして、  
松の嵐。

□大原野合戦より、將軍梅までは、次の譜にて歌ふことが出来る。

(11)

大原合戦圖……熊本縣隈府小學校長志水三郎氏著

菊池勤王史による。



原圖には着色が施してあつて實際教授上に非常に便利であつたが、此こへ其のまゝを載せることの出来なかつたことは甚だ遺憾である。併し成るべく原圖を崩さないやうに工夫を凝しておいたからよく符號と照し合して取扱つてきたい。別に宮陣校から三枚の地圖を送つて頂いたのであるが、之れも遺憾ながら割愛することにした。菊池氏の活動を如實に表はさうとするのには是非とも此種戰圖に依らなければならぬ。故に教授の實際に當つては本圖を標準としたる擴大圖を作製し常に兒童をして官賊二軍の大局に着眼せしめることが必要である。殊に大原野合戦の地點を部分圖にて示し其の關係的位置が如何なるものであるかを明かにし、さも實地に臨めるが如き感興を以て終始したいものである。

同氏には特別な御示教を得たのであるが誌面の都合で貴著の百分の一も紹介し得ざりしことを甚だ遺憾に思ふ。詳細は菊池勤王史及同氏の著餘香等に就いて研究せられんことを切望して止まぬ。

### 第二十七章 足利氏の僭上

一、本課教授の要旨 本課に於いては、(一)足利氏の内部のみだれたる原因及び状況、(二)此の内訌の續出せる一家を整頓して、大いに足利氏の基礎を固くし、威信を増加することに苦心貢獻せる細川頼之の話。(三)此の潮流に際して義満が、後龜山天皇の御還幸を奏請して多年の禍亂を絶つ等尊氏系統には珍しき善行を建設したこと。(四)此の動功に伴ふて義満は征夷大將軍を拜任した結果として、威勢振張して、此に再び武家政治を現出せること。(五)ともすれば人には有り勝ちの「榮達、盛時に伴ふ奢侈」を極め、利へ僭上の行を敢へてなしたる義満の狂態。(六)此の豪奢、狂態の末遂に財政の困難に陥り、其の極明國と貿易を開始し、明主の侮辱を受けて、我が國體をないがしろにせる話。等を明かにして我が國體を闡明し、同時に、爲政者、輔弼の臣の責務の大なることを知らしめ、又個人としては、經濟上、富の管理の大切なること、奢侈の恐るべきこと等を附説して以て、國民として世に處する方法即ち、所謂社會的知見、國民的知見を附與せんとするのである。

これが爲めには、特に左の條項に注意する必要がある。  
第一 時勢の達觀即ち此の時代は政治、經濟、文教等の上から觀察して如何なる時期であるか。

第二 此の時勢の上から眺めて爲政者輔弼の臣下としては、如何なる方針に出なければならぬか、との考察。

第三 總て斯かる見地から義満の行動を批判せしめること。

第四 本課が特に史實の體系を保持建設せんとしたる點に留意し、努めて史實相互の連絡關係を取り、徒に羅列の弊に陥らぬこと。及び人物の行動相互の間にも夫々有機的關係を保たせて行きたいものである。(縱の關係と横の關係の調和)

第五 同時に本課に潜流し、或は顯現する國體觀念、道德觀念を鮮明にして、所謂温故知新の教訓的精神の躍動に努めること。

二、本課教材の展開 教科書の劈頭第一に、「尊氏は朝廷に對してまつりて無道の行多かりしのみならず、また其の家をも能く治むること能はず云々」此の記事は吾人に何を暗示してゐるか。余が主觀を以てすれば、足利幕府の基礎固からず、而も第一代將軍義満の祖父尊氏に對する批判を反復したるが如き感じがあるのである。同時に此の無道なる行爲者の流を受けた義詮、義満の時代に於いて幾多の困難が横はり、幾多の情實が纏綿してゐたのである。従つて細川頼之苦心の跡も察せられるのである。而かも足利氏内部の紊亂は之れ全く尊氏大逆の天罰とも見え、且家をさへ統整し得ざるも亦理の當然冥罰の然らしむ所と考へられるのである。斯くて如何なる點より考察するも、義満の時代は徹頭徹尾慎重なる態度恭儉なる態度を以て専心身を謹み、誠意王事に精勵すべきの時期と言はなければならぬ。然らざれば、到底父祖の汚名を雪いで家名を擧げることとは出来ない。況んや國威をやである。義満は此の矛盾に陥るも自覺せず、一時忠誠の徴を示したかと思へば永續せず、徒に豪奢に耽溺して省みず、遂に一身を持ち崩し、國體をないがしろにする狂態を演

じたのである。斯かる見地から教科書の體系を辿つて行くと、一種の興味が湧いて來るのである。則ち古今成敗の跡に鑑み、道徳的感興が史背に徹する思ひがするのである。先づ教科書記載の順序を追うて解説を行ひ、尙本段の概論を鮮明にして行くつもりである。

(一) 足利氏の内部みだる。

(イ) 尊氏は朝廷に對し無道の行多かりしこと。

(ロ) また其家をも能く治めず、兄弟相争ひ弟直義を毒殺したること。

(ハ) 武家の將士もしばしばそむき、又たがひに争ひたりしこと。

(ニ) 内部の亂絶をざる間に尊氏の子義詮を経て、孫義滿の代となつたこと。

(三) 細川頼之義滿をたすく。

(イ) 義詮の死せんとする時、義滿を細川頼之に託したること。

(ロ) 頼之は足利氏の一族なること。

(ハ) 義滿の近侍を戒めて奢を止め、又我がまゝなる大名をさへ、常に心をつくして其の主をたげたること。

(ニ) 之れによつて足利氏の基がやうやく固くなつたこと。

(三) 後龜山天皇京都に還幸したまふ。

(イ) 義滿使を吉野に遣はして、天皇の還幸を請ひたてまつること。

(ロ) 天皇は人民の長く戦亂に苦しむをあはれみたまひ、其の請を許して京都に還幸し給ひしこと。

(ハ) 義滿征夷大將軍として威勢を振ひしこと。

(四) 義滿奢をさへひ。

(イ) 義滿太政大臣に任ぜられんことを朝廷に請ひたること。

(ロ) 花の御所を營みたること。

(ハ) 義滿また別荘を北山に造り金閣を其の庭園に建てたこと。

(ニ) 義滿此に政治を執り、朝廷の官吏も威服したること。

(五) 義滿の僭上。

(イ) 義滿勢にまかせて僭上の行多かりしこと。

1. 比叡山に上りし時の行列を上皇の御幸の御儀式になぞらへ、關白以下の公卿をしたがはしめたこと。

2. 義滿の日本國王の稱號を受けたること。

3. 自らも日本國王と稱して明國に書を送つたこと。

4. 義滿に對する批判。

三、本課教材の解説と運動法。

(1) 足利氏の内部みだる。本段に於て事曆の順位を示すこと次の通りである。兒童に其の順位の一々を語る必要は毫頭ないのであるが、教授者の頭の中には、系統が立つてをる必要があるのである。

(一) 系統を立てる爲めの紀年曆。

- (イ) 二〇〇八年正月 正行戦死。(同十月頃ヨリ兄弟不和)
  - (ロ) 二〇一〇年正月五年十二月 直義官軍に降る。尊氏と相戦ふ。
  - (ハ) 二〇一一年正月六年二月 尊氏直義と和し、師直、師泰を殺す。
  - (ニ) 二〇一一年正月六年二月 尊氏官軍に降る、直義と戦ふ。
  - (ホ) 二〇一二年正月七年二月 尊氏直義を殺す。此の年新田義興義治等足利基氏を鎌倉に破る。
  - (ヘ) 二〇一三年正月八年 義澄入京す。
  - (ト) 二〇一四年正月九年四月 親房薨去す。直冬尊氏を討つ。
  - (チ) 二〇一五年正月十年 尊氏延暦寺に據る、尊氏父子入京す。
  - (リ) 二〇一八年正月十三年 尊氏死す。
  - (ヌ) 二〇一九年正月十四年 菊池武光、小貳頼尙と戦ふ。即ち前課との關係。正行戦死後約十年間の話。
  - (ル) 二〇二八年 後村上天皇崩御。
  - (ヲ) 二〇五二年元中九年 後龜山天皇京祿に遷幸。
  - (二) 尊氏直義の不和と其の顛末。
- 尊氏の弟直義其の性頗る奸智に長け、兄尊氏を輔佐して大功を立てたから、尊氏は幕府(正式のものではない)の政を之れに委任し、家臣高師直をして之れを參與せしめた。然るに師直は關東に、北國に、或は河泉の地に南軍を破り、屢々戦功があつたので、尊氏の信任を得ること異數であつたから、威勢益々盛んで、驕

恣横上下の憚みを含むものが多くなつた。此に於いて、上杉重能等と互に反目して衝突するに至つた。此にまた、檜蒨石の従に直義の寵愛を受けてゐる者があつたが、上杉重能等之れと相結託して直義に説かしむる所があつたので、直義は之れを信じ、遂に師直を除かんと企てた。正平四年四月直義は、尊氏に請ひ、義子直冬を以て中國探題となし、備中、備後、安藝、周防、長門、出雲、因幡、伯耆の八國を管せしめ、備後の鞆津に居らしめた。直冬は尊氏の庶長子であるから、尊氏は之を惡みて子視しなかつたので、直義は先き尊氏に請ふて養子としたが、事此に至るに及んで、直冬を備役に置いて、他日事あらん時の外援としたのである。而して翌五月、直義は師直を殺さんとし、事に托して師直を召したが、師直は遂に之を悟り、逃れ歸るや直に兵を集め、事を弟師泰に通告した。八月に至り、赤松剛村、其子則祐等又師直に投じて、領國播磨に歸りて中國の道路を斷ち、直冬の入京を制壓せんとした。直義は懼れて尊氏の第に逃れた、所が師直、師泰は兵を進めて尊氏の第を圍み、直義、上杉重能等を退けんことを請ふた。此の時諸將多く師直方に味方し、尊氏の第に集る者が少ないので、尊氏は止むことを得ず直義を退け、且上杉氏等を越前に流し、師直をして専ら幕政を執らしめたのである。此に於いて内外のこと悉く師直の手中に歸屬し、師直の驕奢日々に猖獗を極めた。九月師直は更に直義の養子直冬をも捕へんとして、之を中國の將士に命じた。此に於いて當時鞆津にゐた直冬は、逃れて九州に下り、近國の諸將を招いて我が黨とした、少貳頼尙等來屬する者が多い。此時九州探題一色直氏は直冬の黨に攻められ、且つ直冬は一舉にして高一族を滅さんとする勢を見せたので、その勢當るべからずといふ有様である。そこで一色直氏は急を京都に告げ來援のことを請ふた。そこで高師泰は、兵を率ひて石見に赴き直冬の黨を打ち、尊氏も程なく出征した。然るに師直は、此の機に

乗じて直義を殺さんと謀つたから、直義は大和に走り降を朝廷に請うた。朝廷では之を許され、舉兵以て尊氏の軍に對抗せんとしたのである。此に於いて尊氏は兵を備前より引返して京都を攻めて勝たず、遂に西走し、師直は播磨を保つといふ有様である。勝ほこりたる直義は、部將をして師直を攻撃せしめたが、師泰來つて師直を救うたから、直義は更に畠山國清をして前の派遣軍を援けて師直、師泰の勢を討たしめたのである。尊氏方は其の勢日に衰へたから正平四年二月尊氏より和を直義に提議し、和成るに及び、尊氏師直のために約して剃髪せしめて和解した。以下次の如き不可思議な結果となるのである。

(イ) 師直、師泰は止むを得ず剃髪して降る。  
 (ロ) 尊氏兵庫より歸らんとする時、師直、師泰等法衣を着したれば三里後れて従はしめた。此に於いて上杉重能の子、能憲、武庫川の邊で師直、師泰等を殺す。(尊氏の謀略か)  
 (ハ) 尊氏兄弟賞罰を議す。上杉能憲が高一族を恣に殺せしを罪し、義詮政務をすべ、直義之を捕けた。  
(尊氏直義の間は漸く解けた)  
 (ニ) 義詮、直義の間は何うも面白くない。  
 (ホ) 直義政務に參與することを辭した。(けれども此の件面白からず)  
 (ヘ) 直義他意なきを尊氏に示し、又共に政務を取る。此に於いて三人和解す。  
 (ト) 尊氏は部將の故なくして歸國せしを討たんとして、遂に出發した。義詮は播州の赤松氏を討ちに行つた。(尊氏と直義と和解したの喜ばない)  
 (チ) 此の留守中直義に説き込むものがあつて、三人和解の間を離間するに及び、直義は越前に走つた。

(リ) 尊氏、義詮は歸京し、使者を派して直義に利を説いたが、直義承知せず。  
 (ヌ) 尊氏南朝と和し以て、後顧の憂を絶たんとした。斯うして直義に對抗せんとしたのである。けれども朝廷は、尊氏は政權を奉還するの意思なく、且斯くせば、武人は自己の領土に變動を起す恐れがあつたので和議は成らなかつた。  
先きに尊氏と直義と和睦した際、足利氏の將士は之を見て喜ばず、近江の佐々木氏の如きは歸國して尊氏に反し、赤松則祐の如きも官軍に歸順して、興良親王を奉じて白旗城に據つたのである。(其外の將士も多く歸國して尊氏に反した。)  
 (ル) そこで尊氏は兵を進めて直義の軍と近江に戦ひ、直義の軍四方に起り、尊氏の軍益々困厄の地位に陥つたが、諸將漸次に尊氏に降り屬する情勢を示した。  
 (レ) 此に於いて直義は一旦尊氏と和解せんとしたが、遂に破れた。  
 (ワ) 直義は其兵力を張るため、關東に下らんとし、越前より北陸道を経て、關東に下つた。  
 (カ) 尊氏は直義を討たんとしたが、此の機に乗じて、官軍の來り襲はんことを懼れ、赤松則祐をして伴はり朝廷に降つた。此に於いて後村上天皇は之を許し給ふた、時に正平六年十月廿四日である。  
 (コ) 尊氏直義追討の繪旨を得て直義と闘ふに至つた。尊氏遂に鎌倉延福寺に於いて直義を毒殺した、時に正平七年二月廿六日、直義年四十七。  
 尊氏の此の和解は無論尊氏の誠意より出たものではない、朝廷は此のを知りつゝ、其の策に乗じて又何とか劃策せんとせられたのである。而して此の結果、朝廷は外面上、尊氏のベタンに罹つたやうであるが、左



の劃策のありしことを思へば、又深謀の程が推察されるのである。

△尊氏を東國の諸將に命じて討たしめ

△義詮を此の和睦中に親征され

△懷良親王には兵を率ゐて入京せしめ

△奥州の北畠顯信には敵軍の勢を挫かしめ

斯くて東國、近畿、鎮西、奥州共に一時に起らんとしたのであるが、遂に此の策の實現を見ずして和破るゝに至つた。

けれ共、此の結果は、當時の武士の心裡に次のや、なことを意識せしめたのである。

大前提 足利氏は常に勢弱すれば假りに和解し、勢を得れば再び對抗す。

小前提 我等(武士)も此の状態を學ばん。而して今我此の事情にあり。

斷案 故に不利なれば足利氏に反し、南朝に下り、利あれば足利氏に従はん。

而して足利氏は心中常に南朝を恐れてゐたから、之等反復常なき諸將をも容易に加罰すること能はざる情態となつたのである。従つて諸將の分散離合は殆んど常なき有様となつたのである。教科書の「部下の將士もしばしばそむき、又たがひに争へり。」とあるのは實に此の消息を表現して居るのである。

(三) 不和の原因 尊氏、直義の兄弟共に強事に掛けては何れ劣らず、實に卓抜してゐたことは、今迄の歴史を回顧することによつて明かである。殊に直義は兄の強業を助けることには尋常ならざる活動をなし、その要埒非道の行爲は、回顧するに、身の毛もよ立つ計りである。同時に悲憤の涙に暮れるのであるが、何

と言つても兄尊氏から見れば、血を分けた兄弟であり、且つ其の貢献も顯著であるから、斯程までに不和に陥ることは、之れ吾人の夢想だに豫期せぬ所であつた。されば尊氏も最初の程は直義と親しみ厚く、總べての勲業經營等は主として弟直義に任せしたのである。直義またよく兄の業を扶けたのである。殊に直義が病氣となしの際の如き、尊氏自らが神佛に祈願して、其の平愈を祈る等實に情誼の濃きものがあつたのである。然るに上記の如き不和に陥つたのであるが、之れには次のやうな理由がある。これ余が前に述べた、とてゐるの天罰とでも見るべきものであらう。

(一) 師直等大功を立て尊氏に信任せられて驕奢専恣なり。

(二) 直義の威權盛んなり。

(三) 而して直義は上杉重能をして執事として用ゐてゐたから、重能の威權もまた盛大を來せり。況んや上

杉家は、もと、足利氏と縁組などしたところのある關係上、親しい。此處に高師直、師泰兄弟があつて其の威勢甚だ盛んである。兩雄ならび立たず。の誼の如く、重能は師直兄弟を退け大いに改革を施さんとしたのである。故に高師直と上杉重能との衝突が不和の遠因をなしてゐるのである。而して次の如き熾火線的活動が加つたので愈々火の手をあげる事になつた。

(一) 師直等一族の専恣の状を見て上杉氏怒る。

(二) 重能は直義をして師直を除かしめんとし、直義の寵せる妙辯の辯才をかりて師直等を讒せしめた。直

義之を信ず。

(三) 直義は重能等と共に師直を殺さんとす。(直義重能の計劃を立つ)

(四) 遂に師直の探知する所となり、尊氏の邸を圍むに至る。

(五) 尊氏直義の争と化した。(詳細は前述した。)

以上を總合して見ると、尊氏、直義兄弟の不和は、丸で狸に化されたやうな感じがして、到底人事を以て解し能はざる程である。之れ余が尊氏大逆の結果神罰をうけたと云つた次第である。併しその因果の關係を辿れば、又之れには相當、人情を以て説明し得べき點もあるから、一應は靜かに此の一幕に對して冷靜な眼で眺めて行くがよい。兒童には以上の精神で大要を説明し、聴取して居る中に、『クダラヌコトダナ』の感じを起させる一面に、『ナル程、スクアルベキ』などの會得を與へることが大切である。兄弟互に争つた例としては、先きに頼朝、義經などの例があるが、尊氏兄弟の争はそれらと類同してゐる點もないではないが、それらの比喩等をする必要はない、唯こゝでは、此の現象を次の義詮、義滿時代に於ける豫備換言すれば足利氏家を起す基礎が根本的に薄弱、更に進んでは、之れを消極的教訓の資料として行きたい。さりとて之を教訓的資料として取扱はねばならぬなど、餘り凝り過ぎない方がよい。話して行く中に即ち知育を施して行く中に自然に兒童が此の氣分に觸れるやうに取扱ひたい。そうして此の教材は餘程複雑して筋道が立ちにくいから話す位なれば簡単な畧圖(地圖)或は圖解等を用ゐるがよい。總て人物の活動には何時も此の努力が伴はなければならぬ。

(一) 山名氏の歸順即ち足利氏に反す。(後義詮に降る)

(二) 直冬時氏聯合して尊氏に對抗せんとす。

(三) 斯波高經、桃井直常も反し尊氏に當る。反復常なき諸將。

(四) 土杉憲顯、石堂頼房の如きも一時反す。

するに苦しんだのである。加之、前述の如き尊氏が活模範を示したものであるから、功臣は反復常なき常態となつたのであるが、尊氏は之れに對して如何ともすることが出来ない。尊氏の死後即ち義詮の時代に於ても叛亂の止む時がなかつたのである。本段に於いてはその主なるものに就いて列記することにする。

其他の諸將は足利氏に對しては主従の關係ありと雖も、衷心から足利氏に對し主家といふ觀念は更になく、唯私利を計りて勢力を扶殖せんことに専心たる有様である。されば利を與へざらんか反抗し、利を得ざらんか敵視し、公私の區別なく私怨を専らにし、敢へて主家の成敗などは眼中にないのである。此の例としては、島山國清、細川清氏等である。如斯足利氏は確固とした武力が乏しいから、常に諸將の力に依頼して敵を破り、以て其の勢力をなしてゐたのであるから、諸將は驕奢を極め動もすれば之を制御するに骨が折れるのである。故に諸將の中には其の意に充たされば、其の志を恣にせんとして主家に反し、且彼の反するや常に南朝の威を藉りて主家を強迫するの手段としてゐた、それで義詮は常にイヂメられてゐた。

故に諸將は、其の領土大なれば自ら尊太功に誇り主家の命令を私して群小を壓し、怨を諸將に買ひ、其末遂に教科書に記せるが如く『又たがひに争へり』と言ふが如き事を現出するに至つたのである。斯かる内部の亂絶をびる間に義詮を経て、孫義滿の代となつたのである。故に義滿當初の頃には、前代の餘波が波及すること

保つたのである。従つて安閑と枕を高くして眠る譯には參らぬのである。此のゴタ／＼の上に築き上げられたものが即ち幕府である。即ち基礎の不安定なるが上に、築材の素質の悪いものを持つて来て家屋を建設したのであるから、其の衰亡や實に創立早々から見えてゐたのである。故に餘程の努力で以て善政を布いて、支柱を加へなければ家屋の倒壊は免れ得ないのである。少くとも兒童には此の邊の消息を觀察させなければならぬのである。唯單なる現象や結果のみを見せたのみではいかなしい。故に本段に於いては尊氏時代より義隆の時代に至る足利氏の苦衷、乃至は、當代の時代思潮と云つた方面を考察せしめ、斯かる根柢の絶えなゝ間に義隆の時代となつたことを説かなければならない。此の歴史の流れの中に隱見出沒する足利氏の因果の連鎖のあることを見せて行くのである。

斯く取扱ふことによつて幼童も、史實を断片的のものとして冷淡視せず、恰かも綱の一端を捉げば、他端の之れに従ひ來るが如き感興を喚起して、此所に所謂歴史の興味は湧いて來るのである。斯かる境遇に引込んでこそ、史實に對する眞の興味、歴史眼といふやうな心力陶冶が行はれ、而して斯かる知見にして始めて未見未到の新環境を開拓して行く基礎力となり惹いて外面的には社會を讀んで行く唯一の鍵鎗となり、内面的には順應より創造に進化させて行つて自己改造の深味にまで到達することも可能となるのである。勿體振るやうではあるが、國史教授に於いては時々斯んな方面をも考慮に入れる必要があるのである。

(2) 細川頼之義満をたすく

(一) 細川頼之の系圖 教科書には「頼之は足利氏の一族にして」とあるが、今足利氏の系圖をも併記して其の關係を明瞭にしやう。



國史大辭典「細川氏」の條に姓は清和源氏、源義康の長男矢田判官代義清の孫、次郎義季、三河國八名郡細川庄に住す、因て家號とすとある。又舊教科書教師用書に「細川氏は源義康の子義清より出で、足利氏の一族なり。代々宗家に仕へて力を致せしが、頼之に至りて殊に名聲を揚げたり。頼之は義清六代の孫なる頼春の子なり。」とある。

(二) 頼之の性格と功績

人となり端厚にして謀略あり、好んで書を読み詩歌を作る、常に足利尊氏(主家)の軍陣の間に從ふ。と傳へられ、又教師用書には、人と爲り謹嚴にして謀略あり。と記し、又教科書の本文には「つゝ、しみ深き人なれば」とある。以上を総合して見れば如何なる性格を有せし人なるか、容易に想像されるのである。性格は歴史を生むと言ふが、頼之が此の後に於ける活動によつて同人の性格のまた如何なるものであつたかを明瞭にすることが出来るのである。

教科書の本文には、(一)義滿の近侍を戒めて奢をとめたること。(二)又我がまゝなる大名をおさへ、常に心をつくして其の主をたすけたること。猶左の語を以て結んである。

「これより、足利氏の基やうやく固くなれり。」

記載は簡単ではあるが、頼之輔導の功の顯著なることが十分に推知されるのである。殊に之れまで述べた尊氏以来の内訌、叛亂等を追想する時、一層此の語の意味を明瞭ならしめるのである。これより、足利氏の基やうやく固くなれり。の語は最も注意すべきである。以下本段の内容を躍動せしめる爲め、二三の解説を試みやう。教師用書に「正平二十二年義詮の死するや、頼之遺託を承けて其の子義滿を輔導し、近侍を戒飭して奢侈を禁じ、又清廉の士を擧用して義滿の師傅とし、其の幼少の間、管領として専ら政務を執りしが、後讒に遭ひて京都を去れり。次いで元中八年(紀元二千五十一年)復出でて仕へしかど、翌年三月病みて死せり。時に年六十四。」とある。以下教科書記載の順序に従つて具體化して行かう。

(イ) 義詮のまさに死せんとする時

義詮は正平二十二年(紀元二千二十七年)に年三十八の壯年で没した、義滿は翌正平二十三年齡十一で父の後を嗣いだのであるが、義詮の臨終の際、十歳の愛兒義滿を顧みて次の語を残した。「汝に一人の父を授けるぞ。」又細川頼之に對しては「汝に一人の子を授ける。」と言つて、死んだ。頼之は此の遺託を受けて感激に堪へず、爾來幼主(義滿)輔導のことに殆んど寢食を忘れて一意専心、紀綱の振張に努めたのである。因に言ふ此の頼之を推選したのは、尊氏の子基氏であつた。此に不思議なことは、基氏が正平二十二年(義詮の死せし年)年二十八で死んだことである。而して基氏の在職は十九年に亘つたが、此の間京都と關東との

間は平和であつた。之れは注意すべきことである。兎に角基氏が頼之を推舉したことに對しては、基氏的人格の一端たる人を識るの明を具へてゐたことが分るのである。足利十三代の基を固めたとも言へるのである。

(ロ) 頼之の功績と輔導振り。

1. 義滿の爲めに良師、良友を求めた。

2. 近習を戒める爲めに戒法三箇條を作つて之を殿中に掲げた。之れなどは全く幼主の爲めに其近臣を戒めたものである。

其の一 近習の輩が賤しき奸心を以て、幼主の心を迎へんが爲めに、不善を善なりと言上し、又當座の恩賞を食らんが爲めに、邪曲徒事を申し進むるの非道なることを戒めた。

其の二 私の遺恨を達せんが爲めに、名を公儀に借り、言を巧にして密に幼主に訴へ、或は一身を立てんが爲に、他の非難を顯はし、さては幼主の言ふ所に隨つて、不善の人を善なりといひ、善なる人を不善なりといひ做して、幼主を邪路の大穴に墮し入るゝを禁じた。

其の三 私用を專にして遊樂を事とし、傍輩の用を重くして奉公の行を怠る事、身に才なく功なく忠なくして、大職を望み大國を領せんことを思ふ事、位なくして權威に驕り、婆娑羅(奢侈と言ふ當時の用語)を好む事等を戒めた。

3. 儉素禁制五條を頒布して一般の士をして執行せしめ、衣服調度の類の奢侈に流るゝを禁じた。其の要點は次の如きものである。

- 一條 年始諸人引出物一向停止すべきこと。
- 二條 所々雜掌儉約すべきこと。
- 三條 精好大口織物小袖着せざること、及び金具鞍用ふべからざること。
- 四條 中間以下の輩、金銀梅花及腰刀等停止すべきこと。
- 五條 同輩直垂の絹、裏絹、腰并に烏帽子懸用ふべからざること。
- 六條 土風の改善に注意した。之れが爲めには、童坊(一に佞朋)といふものを設けた。金澤博士の辭林に「童坊といふのは足利義滿のとき、執事細川頼之が、將士の間に廉恥の氣風を養成し、諂諛の弊を絶たんため、俳優の徒を剃髮せしめて、將士の間に周旋せしめ、多くのものの、玩弄物となして、其の醜態を見させたるもの」とある。要するに頼之が間接に土道の如何なるものであるかを示して人心を改めさせんとするもので、頼之の苦心も察せられるのである。

◎頼之記の中の記事として左の如きものがある。

- (イ) 佞坊と名付て法師六人同じ様に作り出て、上下を著し、大小の二刀を横へ、唐の頭布を被せ、其の外異類、異形に出で立たせる。(中畧)
- (ロ) 將軍並に諸國の大名集て、東を指して西かと問へば、西と答へ。赤色をさして黒きかと問へば、黒色と云ひ、追従を專として事に不成虚語を巧み、顔をしかめ口をゆがめ、をどり舞狂ひて座の興を催す。後には幼童の如く出立ぬれば自然に童坊と云ふ。
- (ニ) 將軍の近習諸國の人々諸侍の和の過ぎたる追従を侍童坊と笑ひければ、諸國皆此の如く申す。

斯くの如く外面を修飾して利のために節を曲げることを辱かしめ、將軍より諸大名一同が、之を愚弄して士達の行が、之に類するものがあれば、侍童坊／＼と囃し立て、之を恥しめたものである。従つて此の効果も著しくあがつて土風も大分改まつたといふことである。

5. 此の他兩朝(此の言葉は出す必要がない)合一にも少からず盡力したのである。又大名小名其他御家人(武家の臣下)等に對し公納米の率を下げたりする等もある。

(3) 後龜山天皇京都に還幸したまふ。

吉野朝廷、足利氏と和するの議は、これ迄も屢々起つたが、吉野の方では、飽くまでも後醍醐天皇以來の御遺志を續がれて何所までも尊嚴を保たせられたから、武家方から降參を申出でなければ、之を許し給はぬといふ御態度であつた。それで何時も談判は中途で破れてしまつた。

そこで元中八年(二〇五一年)即山名氏清の誅された年)細川頼之は使を吉野に遣はし種々盡力したが、朝廷は尙ほ之を許し給はなかつた。序いで翌元中九年(二〇五二年)足利義滿は率先して和合のことに奔走し、遂に使者として大内義弘、六角滿高(義滿の弟で六角家に養子となつた者)を吉野に遣はし、此の兩人の斡旋によつて遂に和合のことが成立したのである。先きに頼之の申出でた條件と大した差異はなかつたが、教科書にもある如く、後龜山天皇は人民のながく戦亂に苦しむをあはれみ給ひて、遂にその請を許されたのである。此の時京都方にては、光明、崇光、後光嚴、後圓融の四院を経て後小松院に至つてをつた。之等四院の方々は逆臣の爲めに擁立せられ給うたのであるから、洵に御氣の毒千萬であつたのであるが、今度び、義滿の申出でによつて愈々同年十月二十八日、車駕吉野を出でさせ給ひ、奈良を経て閏十月二日日出度御入京になり、

同月五日父子の御禮を以て三種の神器を後小松院に傳へられたのである。之れ即ち第九十九代後小松天皇であつて、時に紀元二千五十二年(元中九年)で、先きに後醍醐天皇の吉野に行幸したまひしよりこゝに至るまで凡そ六十年(五十七年)、是に於て多年の兵亂も漸く治まり一統の御世となつたのである。

而して此の和合の背面には次の如き事情があつたのである。教授者の心得までに列記しておく。

1. 天下兩分の結果、年號なども二つあつて、天下の人にも思ひ思ひの方へ附くといふ不統一な情態で而かも六十年にも近い間續いたのであるから、京都方の入々も吉野の方々も心中ひそかに和合を希望してゐたこと。

殊に後龜山天皇の如きは常に人民の勞苦を憂慮し給ふて居られたのであるから何とかして統一ある御世にしたいものであるとの御精神はあつたのである。

2. けれども常に天皇は朝廷の尊嚴、と云ふ先帝(後醍醐天皇)以來の精神を奉じて居られたから容易に成立しなかつた。

3. 殊に足利氏の精神には注意すべきものがあつた、即ち彼は和合を行ふて、己れ武將として實權を握ること頼朝乃至は北條氏の如くならんとの自利心があつたことは争はれない。

4. 斯くて和議の問題はいつも、京都方から希求したにも係らず常にその成立を見るに至らなかつた、之れ蓋し次の原因に依るものであらう。

(京都方)

△足利氏の勢をたのむ。

(吉野方)

△名分を正す。(歴代遺志の繼續)

△實利主義。

△飽くまでも皇位の尊嚴を主唱す。

5. 義満和合のことに功を立てたと雖も、其心中察すべきものがある。されば教科書の義満の奏請をゆるされた原因として、人民長く戦亂に苦しむ云々。のことは最も注目すべき事柄である。けれども餘りに主觀を以て徒らに獨斷の弊に陥ること、裏面史を兒童に語ることはよくない、殊に和合の事に關する條件等は明瞭でないから、小學兒童に對しては、義満に和合に盡力せし功花を持たせ、同時に天皇の御精神に感激せしめること、及び神器渡御の盛典は父子の禮を以てせられたこと等を美化し、教育化して取扱ひたいものである。

けれども、今迄和合のことが屢々あつたが、いつも其の事が、成立しなかつたといふ説明には前記の如く、兩者の主唱が根本的に異つてゐたことを説くがよい。そうして吉野朝廷の立派な御態度に對しては相當の理解を與へ、以て我が皇位の尊嚴なることを闡明するがよい。

そうして教科書最終の語、『兵亂やうやくをさまりしも、これより義満征夷大將軍として威を振ひ、再び武家政治の世となれり。』には力をこめて説話するがよい。之れ一面には義満が和合に斡旋する動機を物語るものとも見える。要之、動機よりも、結果よりするも、義満の行爲は大いに批判の餘地があるのである。教科書にも一つだに義満を賞歎するやうな記載がないのである。故に後龜山天皇の京都還幸は、天皇の御意見が九分九厘であることに注意しなければならぬ。人によると、天皇の方を副にして、義満の奏請を主として取扱ふの結果、義満の功績を過大に取扱ふやうなことがあるが、自分はそれには賛成しかねる。斯くて天皇は義満の奏請によつて始めて和合の意思を起されたかの如くなり、兒童は非常な誤解に陥るのである。斯かる態度

では教科書の本文の天皇の所が生きて来ない。それから「還幸」といふ言葉であるが、之れも一通り注意を  
 する必要がある。それで兒童には、還幸の意義を明かにしてやる必要がある。兒童の中には兩朝併立のやう  
 に誤解してゐる者も多いと思ふから、文字上からも誤解のないやうにしなければならぬ。殊に兒童よりも教  
 授者の方が一層注意を要する。兒童は始めて學ぶのであるから比較的心配は無いやうなものの教師の方で見  
 ると、本課の如きは従前種々なる問題を惹起した材料であるから、昔の南北正閏論といふやうな頭を先づ取つ  
 てかゝらなくてはならぬ。斯ういふやうなことに對しては却つて虚心な態度で取扱つた方がよい。そう言ひ  
 ながらも教師は矢張り南朝とか北朝とかの語を使ふやうなことがある。もうすつかり忘れてよいのである。  
 教授書などには南朝正統論だとか、何んだとか言つて澤山議論を述べてあるのがある、あれは却つて教授者  
 を迷はすことになるかと思ふのである。書いてなくとも、先入主となるのであるから注意を要する。先づ之  
 れ位にして置く。

(4) 義滿奢をきはむ例によつて教科書の記載事項によつてその大要を摘記しやう。

- (イ) 義滿將軍職を子義持に譲る。……………(二〇五四年應永元年)
- (ハ) 義滿太政大臣に任ぜらる。……………(二〇五四年應永元年)
- (ニ) 義滿薨歿す。……………(二〇五五年應永二年)
- (ロ) 義滿金閣を建つ。……………(二〇五七年應永四年)
- (一) 太政大臣前の義滿の官位。||太政大臣強請前の義滿の官位を説くことなしに、唯突發的に取扱つたの  
 では、その真相を知ることが出来ないから左に概要を示して教授者の參考に供する。

(イ) 二〇二八年(正平二三年)後村上天皇崩御の年に擅に將軍となつた。擅にの文字に注意すること。これ

蓋し正式の將軍にあらざることを示すのである。然れ共義滿の心理は將軍氣取でゐたのに  
 違ひなからう。  
 (ロ) 二〇四〇年(天授六年)從一位に。(之れとても正式にはあらず)(當時年二十)  
 (ハ) 二〇四一年(弘和元年)内大臣。  
 (ニ) 二〇四二年(弘和二年)左大臣に。(これとても正式のものにはあざされど。尊氏義詮の生前に享受し  
 得ざりし官位。)

(ホ) 二〇四三年(弘和三年)淳和英學兩院の別當を兼ね。尋いで三宮に準ぜられた。淳和英學兩院の別當は  
 もと、源氏の公卿中第一の人が補せられる例であつた。其後具平親王の後なる久我氏の世  
 襲であつたのを義滿が奪つたのである。而して准三宮は攝家(攝政關白タルベキ家柄)清華  
 (公家ノ中共ノ官太政大臣ヲ先途トシ大臣大將ヲ兼ネタル家柄)に限り然らざれば時の天皇と外戚の關係を  
 有する人の授けらるゝ例であつた。

時人の之を異例としたのも尤もな事であるが、此に先例を開くことになつたのである。義滿が正式の征夷  
 大將軍となつたのは後龜山天皇の京都還幸後即ち紀元二千五十二年(元中九年)後であることに注意を要する  
 以上は義滿が太政大臣を強請する概要であつて、例へ之等の官位が正當でないにしても、義滿自らは斯かる  
 官位を足場とし、前身としてゐるのであるから、後小松天皇應永元年更に、太政大臣を願望したのも、蓋し  
 横暴なる義滿としてはむしろ當然のことと思はれる。

(ニ) 太政大臣を強請した。|| 由來太政大臣の官職は、最高の官で、大寶令に、太政大臣一人、右師一人、(一人トハ天皇ヲ申ス)儀刑四海、經國、論道(中略)無其人則闕とある。されば、之を即闕の官と言つて最も重んぜられたのであるから、皇太子を任ぜられたばかりであつたが、平安時代に入りて良房が文人として始めて任ぜられ、又武人としては教科書にもある如く、平清盛以來たえてなかつたのであるが、清盛後實に二百二十七年後にまた武人の太政大臣を現出したのである。因にその年紀を書いて見やう。

- (イ) 一五一七年 || 良房太政大臣となる。
- (ロ) 一八二七年 || 清盛太政大臣となる。
- (ハ) 二〇五四年 || 義滿太政大臣となる。

則闕の官で而も天皇の師範たる人が之れに任ぜられるの制であるが、義滿果して適任なるか否か、而かも之を強請するといふに至つては、實に言詰同斷横暴の限りである。此の時恰かも太政大臣西園寺實時が官を罷めたのを義滿が之を強請したのである。教科書に、『義滿は強ひて朝廷に請ひて、遂に之に任ぜられたり。』の句は義滿の心事と朝廷の御意思とが如何なるものであつたかを表現して居る。されば、當時の公卿中には、義滿を指稱して僭越なりと評する者があつたのである。之れに對し義滿は次の如きことを言つたといふことである。(但し兒童には語る要はない)

「天子は我が家の立つる所なれば、若し請ふ所を聽かれずんば、我れ自ら天子の位に上り、斯波、畠山、上杉、仁木等を以て攝家、清華となし、鎌倉管領氏滯を以て將軍となすも、誰か敢て之を禁ずることを得ん。」

此の言は俄かに信ずるに足らざるものではあるが、又以て義滿の心事の如何なるものであるかが、想像されるのである。殊に後世彼れが國體觀念乏しく、國體をないがしろにせしことなど思ひ合せば、或はこれに近き思想を有せしやも計られない。そは、兎も角帝國の臣下として餘りに恐れ多いことであるから國民教育士の表へは出すことは之を差控へなければならぬ。それよりも之れ以外の材料によつて義滿の驕奢僭上のことは幾らでも説けるのである。

(三) 室町の邸(花の御所)

義滿が室町の邸を起して之れに移つたのは、後龜山天皇の天授四年三月(紀元二〇三八年)である。此の邸はもと、室町院の跡で崇光院の御所であつたのを、前年焼失して造營のことが無かつたので、義滿は之を請受し、同時に附近の第を併せて幕府を此に造營したのである。其の舊址は今の京都の室町にある、足利幕府を一に室町幕府といふのは之れが爲めである。教科書四十三頁平安京圖に「室町邸」と明記してあるから此の圖を示すがよい。教科書には

- (イ) 室町の邸はすこぶる壯麗なること。
- (ロ) 其の例として、庭に多くの美しき花を植ゑたること。
- (ハ) 世に之を花の御所と言つたこと。

なれども、之れにては義滿の奢をきはめたとは何うしても聽きとれない、然らば次の金閣であるが、之れとても、今日の兒童に之を見せた所で別に驕奢を極めた例とは受取れないのである。然らば如何にせば驕奢の例として之を看取せしめることが出来るかと言ふに、それには唯一の方法がある。曰く、其時代の背景を



兒童に見せることである。此の背景とは何ぞ、一言にして言へば、多年(六〇年)亂離上下疲弊の極に達してゐる時勢そのものである。此のことをよく兒童の眼前に描いたならば、蟻程の土木工事も、三里の豪遊も、蓋しこれ悉く兒童の眼には驕奢の現象として受け容れられるのである。況んや室町金閣、相國寺の建設、其他の土木、遊樂のことあるに於てをやである。されど兒童には到底その詳細を語ることは出来ない。又その必要もない。故に成る可く少い有効な代表的な材料を以て他は類推せしめるといふ態度に出なければならぬ。因に云ふ室町幕府は此の後應仁の亂に焼失するまで約百年間此の所にあつたのである。

(四) 金閣の建設

由來金閣に就いては誤解され易い點が多々ある。即ち

(イ) 金閣の名を以て義滿の命ぜしもの如く考へること。

之れに對しては(時人)稱して金閣と言つたのである。

(ロ) 金閣と金閣寺とを混同する者がある。

之れに對しては、金閣は今寺中に存し、金閣寺と稱してをる。即ち最初より寺として造營したのである。

(ハ) 名づけ、夢窓國師を以て開基としたのである。今俗に金閣寺と言ふのである。

(ニ) 金閣を以て別荘の全部の如く考へられるが、金閣は別荘の一構成分子である。唯金箔等を以て莊麗を

極めたるが爲め、北山の別荘と言へば金閣のみと考へられるやうに爲つたが、入景になぞらへたと

言へばその庭園等に於ける池・瀑・岩下水・銀河泉等を始め

(1) 西南には懺摩堂。此の堂の東に紫宸殿あり。(今南園といふ)

紫宸殿の東に公卿の間あり(天上の間)……今建仁寺の方丈となる。

(2) 東には護法堂。

(3) 其他舍利殿、天鏡閣等があつて、所謂隆樓傑閣、畫棟彫梁、東西南北に葺布星羅するの有様である。殊に鳳鳥高く屋上に翔れる三層の樓閣は

倭漢の珍材を集めて精巧を盡し、壁柱等悉く黄金をちりばめ壯麗を極めたのである。時人呼んで金閣と

稱したのである。殊に紫宸殿天上の間を設けたる如きは借の極といふべきである。

北山の地はもと西園寺公經が晩年に西園寺を營んで別荘とし豪奢を極めた、その址に建てたのである。此の

造營に就いては

(イ) 奉行十六人、下司二十人を定めて大和、河内、和泉三國の諸將に課して造らしめたのである。

(ロ) 材木は、唐やまと(和漢)の珍材を集め、其の床、壁、柱、戸、等には悉く金箔を以てした。

(ハ) 其の庭園に泉石の巧妙を盡し、麋鹿を放つた。鹿苑院の名はこれより起つたのである。

(ニ) 構造 三層の閣で、屋根は寶形造り、棟上には鍍金の鳳凰を置く。三層各名がある。下層は法水觀、

中層を潮音閣、上層を究竟頂といふのである。梁行、下層、中層は東西五間半、南北五間。上層は三

間四面。

(ホ) 此の費用は經營の中途にして既に二十八萬貫、功畢るに及んで百萬貫を要したといふことである。之れに就いて面白い具體例がある。それは尊氏時代に百貫文は米何十石の價に相當するといふ材料で

大森學士の研究になつたものがある。それによると、二十八萬貫は米拾七萬五千百拾二石に當る。之を一石金貳拾圓とすると、之が三百五拾萬二千二百四十圓となり、百萬貫とすると、一千萬圓以上、之を今日の米の相場一石約四拾圓とすれば、約貳千萬圓以上となるのである。之を今日の工事と照合して見ると大正元年頃の計上で大軍艦を作る程の大工事に相應するのである。況んや當時を背景としての建設であることと思ふと、實に素晴らしい驕奢たるものが分るのである。

殊に足利時代には、金銀が稀少な時代であつた。此かる時代、此かる疲弊の時代をもちへりみず、斯かる大工事を敢へしたのであるからその驕奢の程も察せられるのである。

其の上響應の器具は皆金銀を用ひ舞樂散樂を弄ぶことなどもあつて此の第内にはいつも春風駘蕩たる有様であつた。之れに引かへ第四四圍の状況は大に之れと反するものがあつたにちがひない。教科書には唯外觀の美だけしか書いてないが、其の内部には如何なること柄が演ぜられたか等を附説し、殊に四圍の状態、困窮の情と比較して話すがい。教科書の文面中、義滿髪を剃りてこゝに居り、なほ政治を執りしかば、朝廷の官吏も皆義滿の勢に恐れ、此の別荘に來りて其の命を受くるに至れりのは内部生活の情況と、當時の官吏と義滿との關係が伺はれ、從つて當時の有様(時勢)が眺められるのである。故に本課に於いては、義滿の人物を通して其の時代を洞察すること、及び此の行動が如何に此の時代に影響したかを考察することが大切である。左に一束して注意すべき事柄を掲げておかう。

1. 此の時代は足利氏に親しむものは榮えた。
2. 隨つて公卿官吏の中にも、義滿の鼻息を窺ふものが多つた。

3. 義滿奢侈の風は其の臣下に移り、遂にない袖まで振りだすやうになつて來て、上下皆奢侈の風をなすに至つた。

4. 従つて其の費用を多く要した。

5. これ重税を課する原因となり、良民を苦しめるに至つた。

6. 此の財政上の困難はやがて名分をみだることも交渉を持つて來るのである。

7. 本課挿畫は美術の繪だが、足利氏の經濟、足利氏の政治。

と關係が深い。それで一つには、此の挿畫によつて美的觀念を養ふと共に、義滿奢侈の真相を知らしめ、爲めに財政上の困難に陥つたことを(經濟上)の見地に立つて説明する材料ともしなければならぬ。又此の建築の方式が寺の作り方で、足利時代の式であること。而して之れが、全然平安時代の寢殿造りであることは大體心得ておく必要がある。斯くて此の挿畫の要點を附して見ると、美術といふ點に着眼して主として美的觀念を養ふといふ考で取扱へばよい、それには、本圖を全別荘中の一つとして説明する態度に出で特に金閣を中心とし、從物としては林、泉、池石等、その配置の美妙なる點に着眼して行くがよい。色んな方面に利用はするが、先づ「美的觀念」といふことを中心點として取扱ふのである。それで此の挿畫を分類すると、文化的材料の中(美術)を代表することになるのである。(四三三頁の圖參照併に金閣を中心とする平面圖參照)

(5) 義滿の借上||教科書には次の二つの例があがつてをるのであるが、今迄述べた中にも借上の行と見るべきものは多々あつたことを忘れてはならぬ。

1. 比叡山の行列の話。

2. 日本國王と稱せし話。

第一の比叡山にのぼる際の如き、之を上皇の御幸に擬して、關白以下の公卿を従へたなどは、もつての外の沙汰である。尙ほ之に類する行爲としては、嘗て相國寺にて行ひし法會にも、關白以下の公卿を従はしめたことがある。兩者とも僭上の極み實にその罪科許すべからざる事例である。而して當時の人民は義滿を稱して公方(公方とはもと朝廷に對し奉る稱呼である。)と稱するに至つた。以て如何に當代の民衆が名分に暗く且つ、暗愚であつたか想像される、加之、當時の人々が如何に權勢にこびてゐたか分る。人心も斯く腐敗しては駄目である。當時學問の道はすたれ、國史の研究等も行はれず、爲めに一方には、不明の徒を多くすると共に、國體觀念の頹廢してゐたか伺はれるのである。中には幕府或は朝臣等にして所謂有識階級者等も皆無ではなかつたらうと考へるが、之等の者も、惡と知りつゝ其の渦中に身を投じたといふことは實に遺憾千萬である。されど吾人は今之等の人をとがめんよりも、當時の責任者義滿を以て張本者として、悉く當代の罪科を被らせんとするものである。實際教授の場合に於て之等の事情を洞察せしめ展開することは或程度まで、その必要を感じるのであるが、其の何れが主因か、その中心人物は誰れかと、歸一的取扱をし連關的に統整して行く必要がある。いつでも説話布行にはその中心點を見出さなければならぬ。

次は第二の例であるが、之れは對外的の關係である。けれども此の對外的の關係も詮じ詰めると、身から出た錆である。換言すれば、義滿の對內的の行動から起つたことである。此所では先づ次の諸點に注意するがよ。

1. 明國と交通を開くに至つた動機。

2. 明國よりの稱號(日本國王)を受けた時の義滿の心理。
  3. 并に斯かる稱號を受けて「ハバカラザリシ」原因如何。
  4. 子孫に及した影響。(子義持が父義滿の國體を辱しめたことを遺憾に思つたことから、累代の將軍が困つた話)
  5. 當時の貿易品。(我國より輸出した物は、硫黃、銅、刀劍、甲冑、瑪瑙、屏風、蒔繪物等で、輸入品には、銅錢、唐糸、藥材、鐵器等。而して此の貿易に於いては我は三倍五倍の利益をあげたのである。貿易港としては、兵庫、博多、サツマの坊、伊勢の阿濃津等である。殊に兵庫は京都に近い關係で繁昌した。それから博多は支那に對する關係上繁昌したとの事である。
- (一) 交通せし動機。奢侈を極めた當然の結果として財政上の恐慌を來したので其の恢復を計り、財政補充の一方便としたことは間違ないやうである。故に念頭には、唯利益を得て幕府の財政をゆたかにしようとの考より外何物をもなかつたのである。故にナンデ名分のことなどを顧みないやうになつたのである。此の利の爲めに卑屈千萬な書を遣はしたのは實に遺憾千萬である。日本國王云々の國書を得たわけがなく、義滿の書にも日本國王源道義など認めたといふ點に於て一段不都合千萬である。斯かる動機(惡因)が斯かる結果を生んだのである。恰かもよし、紀元二〇六一年(應永八年)即ち明主が義滿を日本國王に封ず、てふ書を受けた前年に九州の商賈肥富某が明から歸つて來て、通商の大いに利益あることを述べたので大分義滿の心をそつたやうである。此の時僧祖阿に件の商人肥富某を同伴させて明帝に遣はしたのである。斯くて祖阿等は左の國書を得て歸つたのである。

茲爾日本國王源道義、心存王室、懷愛君之誠、踰越波濤、遣使來朝。云々(中略)朕甚嘉焉。(下略)

此の手紙の中には少くとも次の如き無禮な點が含まれてをる。

(一) 正朔を奉ぜしめようと云ふ意思(下略の文中に)

(二) 義滿を日本國王と書いた。

之を時宗や、秀吉にでも見せたなら何れ程激怒したか知れない、然るに義滿は、此の稱號を受けて退けないのみか、却つてその答書に日本國王源道義と認め、且つ終りに彼の年號を(永樂)用いたのである。之れに關しては史上幾多の議論は種々あるが、歸する所は、其の責は義滿一身に存するのである。色々言つて義滿を灰色にする必要はない。大いに此の點を責めてよい。即ちその責むべき點は次の點に歸する。

(イ) 斯かる國書を受けて平然たる義滿の態度。

(ロ) 臣を外國に稱したる點。

(ハ) 外國の年號を我が國書に記して彼の正朔を奉じたること。

之れに關する批判の主要は室町時代史(三〇一頁)に出て居るから參考せられるがよい。

次に義滿の子義持は外交上の識見に於いて父とは雲泥の差がある。之れ蓋し父の國體を辱しめたことを遺憾とした結果でもあらうが、神の託宣に事寄せて明との交通は一旦謝絶したのである。其の文中次の如き語がある。

(一) 征夷大將軍某、告元容西堂。

(二) 吾國開關以來、百車普諸神に聽く、神の許さざる所、細事と雖も、敢へて自ら施行せず。

(三) 我先君(義滿)曾て之をなし、爾後神人不和。

(四) 先君尋いで亦殞落す。其死せんとする時、以冊書諸神に誓ひ永く絶外國之通問。(中略)先君の病を得るは諸神の祟である。神人に託して曰く、我國古へより、外國に對して臣と稱せしことなし。義

滿受曆、受印、而之を退けず。之れ病を招きし所以なり。此に於いて義滿大に懼れ神明に誓ひ、今後決して外國の使命を受くること無し。我れ明神の意に順ひ、先君の命を奉じて事を行はんのみ。

(五) 昔元兵再來せし時、舟師百萬、皆無功、海中に溺死す。之れかゝる所以のものは、唯人力にあらず、實神兵陰助以防禦也。古來吾國之神靈赫。恐れざるべけんや。云々。

けれども義滿の先例は容易に改め得なかつたのである。義政の時に至つては、貿易に依つて利益を得んとの者が一層強くなつて、我が國體を顧みざるに至つたのである。之れらは義滿の一行爲が、或は善に或は惡例に影響した一例と見ることが出来るのである。

當時明は、太祖洪武皇帝(朱元璋)の時、新興國として意氣が極めて旺盛であつた。けれども當時我が邊海の民(倭寇)明人が言つた言には閉口したと見える。義滿の如き利益の爲めには女々しくも歡心を買ふものがあつたかと思へば、又室町時代には明帝を苦しめた倭寇の如き意氣の撥刺な者も出たのである。それで本課に於いては前述の如く種々問題のある所であるが、夫等は後日の問題として、此ここでは、飽くまでも教科書に從つて取扱ふことが最も大切である。(次ニ注意スベキ本文ヲ掲ゲル)

「明王義滿を指して日本國王といひしに、義滿これを受けては、みづから日本國王と稱して書を送れり。」

「わが國には天皇の外にまた國王あらんや、義滿の如きはわが國體をないがしろにせるものといふべし。」  
 兒童にも批判させて見るがよい。國體といふ語が出たのは天照大神の課の「いつの世までも動きなきわが國體の基は實にこゝに定まれり。」を合せて都合二度である。斯かる機會に神勅を取扱つておくがよい。もう大分長い間國體といふ語には出くはせなかつたのであるから、我が國體の如何なるものであるかを説明する上に非常な價值があることだから、是非そうしたい。そうして益々我が國體の特異なることを闡明して行きた

注意

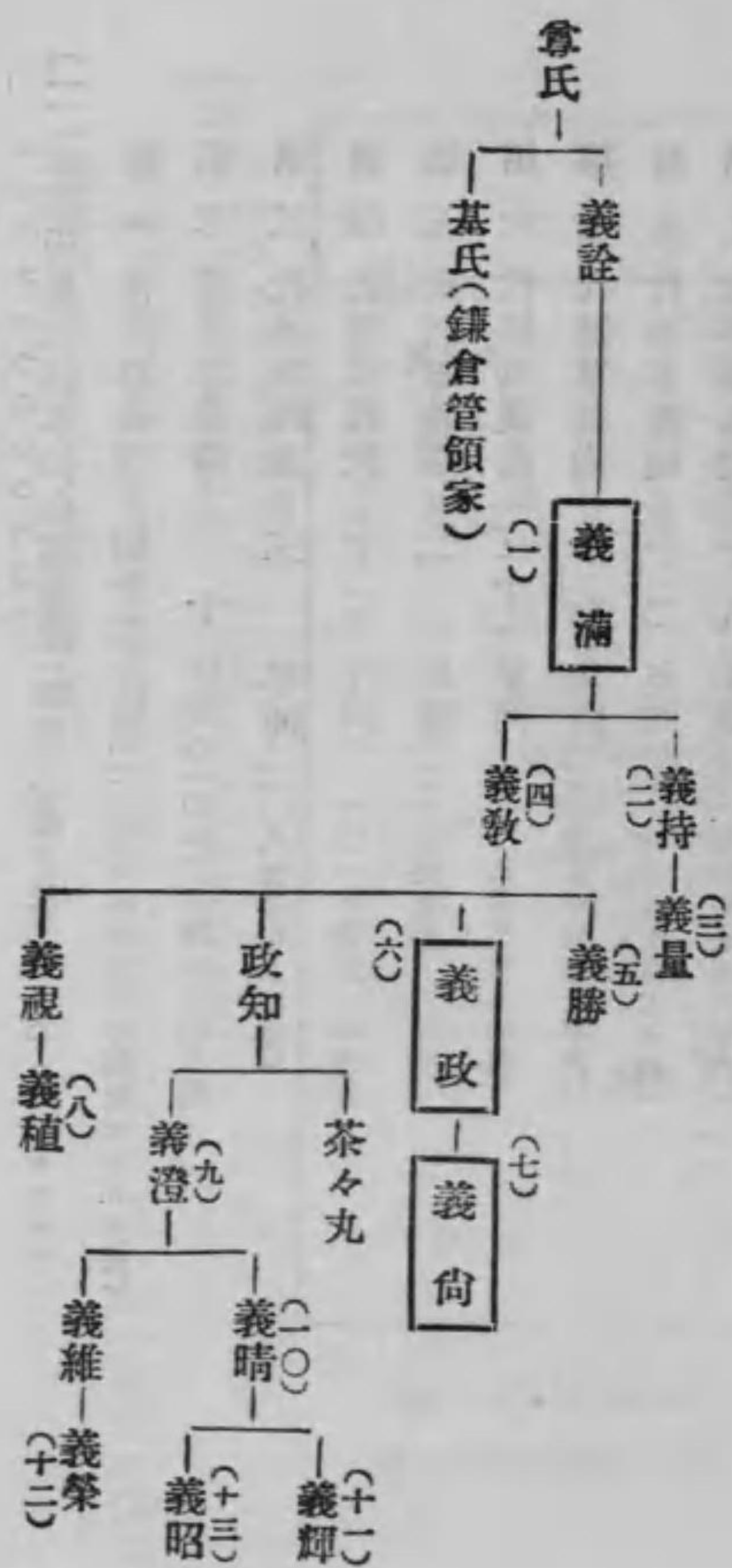
一、兒童に明主に對する返書を書かせてみるがよい。そうして義滿の態度とも比較して見るがよい。而して義滿が此に至れる原因を探究させてみるがよい。一體どんな心理状態で書いたものだらうか。兒童の答によつて明快な批判を與へるがよい。併し兒童が教師の豫期したやうな答をしなからと言つて顔をしかめる必要はない。異なる所に價值があるのである。それには教師の方に、今迄の先覺者は如何なる態度を以て批判し來つたかを先づ知解しておく必要がある。それには室町時代史・大日本全史（最近の説で随分思切つて書いてある）それから實際方面では山田義直氏の歴史教授の實際（全般として良參考書である殊に所説が穩健である）早わかりのするのは先づ斯んなものである。之れには原據の書名等も書いてあるから研究上都合がよい。

第二十八章 足利氏の衰微

一、本課教授の要旨 足利氏の幕府基礎固からざるが上に、義政の悪政行はれ、加ふるに足利家の相續争、武將の驕傲等が依存關係して遂に應仁の大亂を惹起し、爲めに義滿以降衰運に傾きつゝある幕威愈々地に落ちて、他日戰國時代を現出するに至りし事情を明かにせんとするのである。

二、本課教材の解説と其の躍動法。

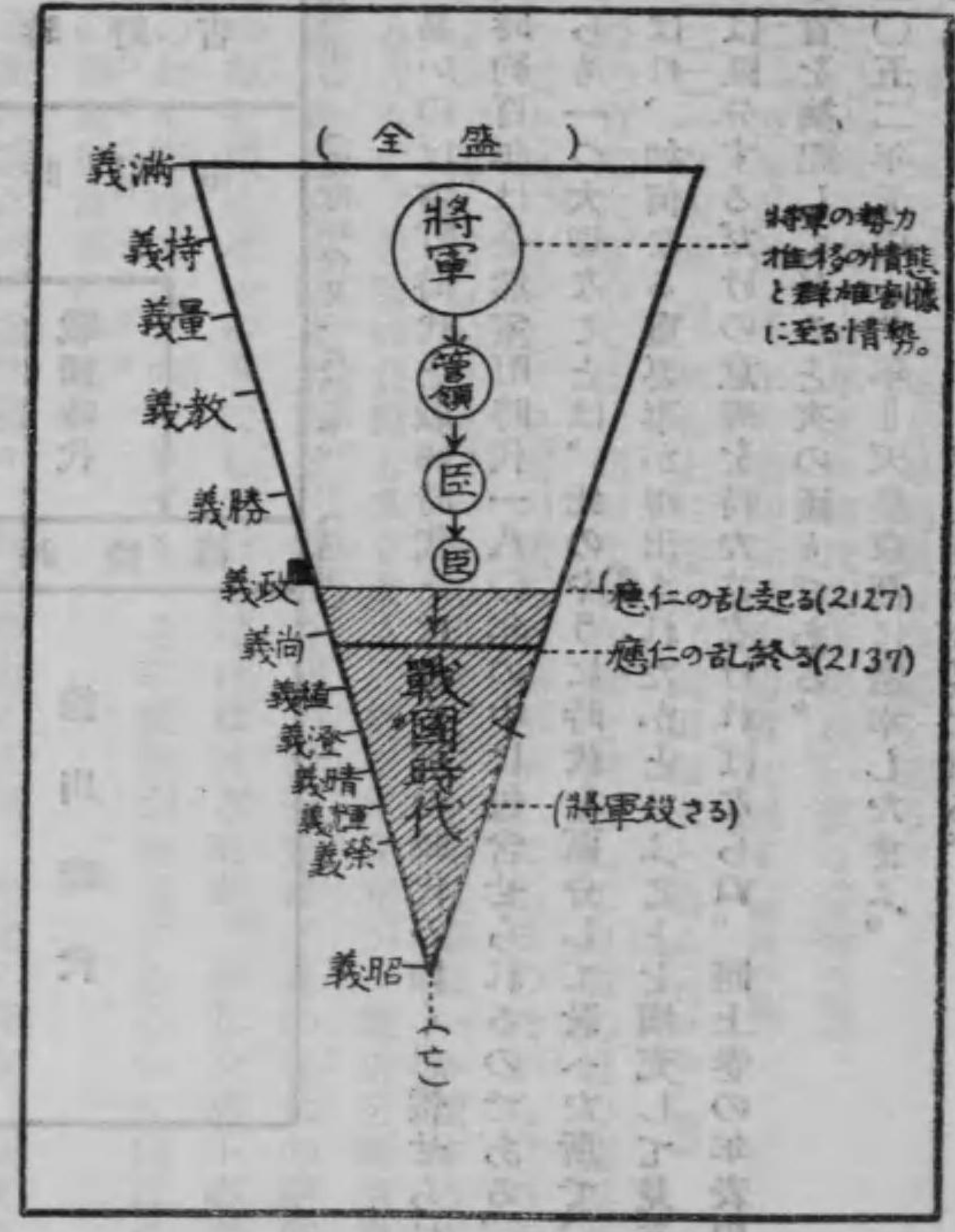
(一) 足利氏の系圖（数字ハ將軍ノ代数）



(二) 足利氏累代將軍の在職期間(政治ノ有様ヲ見テ行ク上ニ參考トナル)

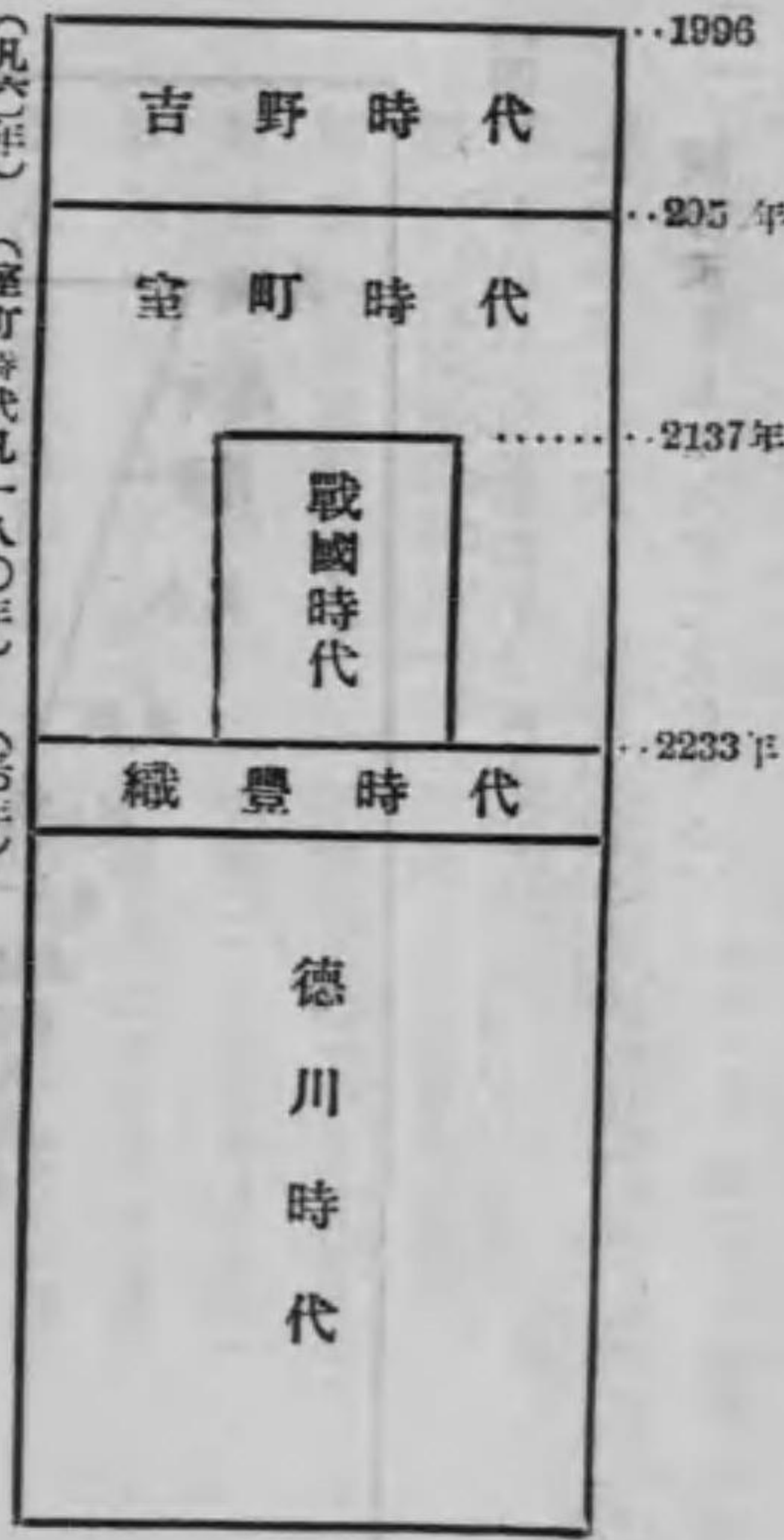
- 第一 代將軍義滿 || 約十六年間 (二〇五年應永元年應永十五年薨)
- 第二 代將軍義持 || 三十年間 (二〇八年應永三〇年薨)
- 第三 代將軍義量 || 三年間 (二〇八年廿二年薨)
- 第四 代將軍義教 || 十三年間 (二〇一年嘉吉元年遭害)
- 第五 代將軍義勝 || 二年間 (二〇三年嘉吉三年薨)
- 第六 代將軍義政 || 三十一年間 (二一三年文明五年薨)
- 第七 代將軍義尚 || 十七年間 (二一四年延徳元年薨)
- 第八 代將軍義隆 || 十二年間 (二一六年文龜元年薨)
- 第九 代將軍義澄 || 十八年間 (二一七年永正八年薨)
- 第十 代將軍義晴 || 二十六年間 (二二〇六年天文十五年薨)
- 第十一 代將軍義輝 || 二十年間 (二二五年永祿八年遭害)
- 第十二 代將軍義榮 || 一年間 (二二八年永祿十一年薨)
- 第十三 代將軍義昭 || 六年間 (二三三年天正元年薨)

(三) 足利氏の衰微概観(平ノ大盛ニ於テ次ノ圖解ノ如キ勢ヲ示シタ)



(四) 町時代と戦國時代との關係(即ち戦國時代の位置)

此の關係は前圖でも略ぼ想像が出来るのであるが、此には一層此の關係を明瞭にする爲めに年代圖の形にして示すことにする。



(凡六年) (室町時代凡一八〇年) (二〇五年)

誤られ易いのは室町時代と戦國時代とは全く別の時代の如く思惟せられる點である。時代名こそ異なれ、實は戰國時約百年は全然室町時代一八〇年の中に包含せられるのである。

それから一つ大切なことは、此のやうに時代を區分して教へた所で、其の區劃された期間には如何なる事柄が行はれ、如何なる重要事が現出されたかといふことを補充して見なければ何にもならない。即ち劃分するならば區分するだけの意義を持たさなければならぬ。同上卷の年表中から室町時代を通じて行はれた重要な史實を摘記して見ると次の通りである。

- 二〇五二年元中九年||天皇京都に遷幸したまふ。
- 二〇五七年應永四年||足利義滿金閣を造る。

二二二七年應仁元年||應仁の亂起る。

二二四三年文明十五年||足利義政銀閣を造る。

二二〇六年天文十五年||北條氏康上杉氏を破る(河越の戰)

二二一五年弘治元年||毛利元就陶晴賢を滅す(嚴島の戰)

二二二一年永祿四年||上杉謙信、武田信玄と戦ふ(川中島の戰)

故に教授の實際に當つては、簡明な年代圖を調製して史實の縦の關係を大要指摘する必要がある。年表に掲げられたことは、主として史實の横の關係が示してあるのだから、時折之等の對照をして年代觀念の一助とするがよい。蓋し謹むべきは、一々の出來ごとを年代圖に一々徴することである。斯くては却つて繁雜を來し、のみならず、兒童の負擔も多くなり、從つて兒童が、歴史を面倒臭く思つて來るやうになるから、其の程度を餘程考慮する必要がある。特に今回の教科書は、此の年代の穿鑿などは極めて軽くしてあるから、其のから此の點を誤らないやうにして行かなければならぬ。但し全然不要といふのではない、之れは編纂趣意にも次の如く斷つてあるのを見ても、その精神が何所にあるか伺はれるのである。

○編纂趣意書の一節

年代ノ記載ハ成ルベク之ヲ省キ、神功皇后ノ征韓、大化ノ新政、奈良奠都、平安遷都、鎌倉幕府ノ開始、建武ノ中興、應仁ノ亂ノ始ノ七項ニ限り、神武天皇即位紀元ノ年數ト普通ノ年號トヲ併記シタリ。是史上ニ一時期ヲ劃シタル重要ナル事歴ナレバナリ。此ノ他ニアリテハ、專ラ天皇御治世ノ順位、父子相承ノ順序、事歴相互ノ連關等ニヨリテ其ノ前後ヲ覺ラシムルト共ニ、卷末ノ年表ヲ參照セシメテ時代ノ觀念ヲ明確ナラシ

メントス。云々。  
(1) 義政政治に怠る。

(一) 義政前の將軍と幕威(前代の概観)

1. 義持 僅か九歳にして父の譲を受けたが、最初十餘年間は義滿が政治を執る。義滿の歿後義持在職尙十五年。政治の見るべきものなし。唯感心すべきは明國との交際に關して體面を改めたことである。

2. 義量 在職僅かに三年で早世。酒を嗜み放縱の誹があつた。義量は子になかつたから、義持が再び政治を聴いた。義持は義量の父だけに宴飲を事とし素行も修らなかつたが、斯波義興、細川満元、畠山滿家等の名臣に助けられて前後三十餘年の間漸く事なきを得たといふ有様である。

3. 義教 性剛毅にして武畧があり、大いに威を武將に示し幕勢挽回に意を注いだ。下に臨む餘りに峻酷であつたため諸將の怨みを買ひ、遂に赤松滿祐の爲めに害せられた。御所の首をば嘉吉元年といふ、文句のあるやうに嘉吉元年(二一〇一年)に赤松邸に於いて暗殺されたのである。(山名氏等之を討つ。將軍中の名主と稱してよし。)

4. 義勝 在職僅かに二年にて病没した。(九歳で立つて十歳で薨じた。)

5. 義政 ところで義勝の幼弟義政が將軍となつたのである。

如斯、幕府には幼主、不適材が相踵いで要路に當ることになつたから、強梁なる諸將益々其の命を重んぜず、幕威次第に衰運に傾いたのである。義政に至るまで大した事なきを得たるは、實に管領細川持之、持國の幼

主を輔佐したことに因るのである。然らば其後を嗣いで立つた將軍義政は、如何なる施政方針を執らなければならぬか。三尺の童兒と雖も容易に想像することが出来るのである。

義政の態度、施政の方針如何は之れ次節に説かんとする所である。

(二) 義政の税政(普通科では税政などに就いては關れる必要はないが参考のため記しておく。)

教科書には次の如く記してある。

1. 少しも心を政治に用ひず。……………(義政の態度)(税政の原因)
2. 大風、洪水ありて五穀みのらず。……………(天變地異)
3. 惡病流行して人民頗るなやむ。……………(税政)
4. 義政さらにあはれみの心なし。盛に室町の邸を營む。……………(税政)
5. 後花園天皇の御諷諭。……………(深く淑慮を懐し給ふ)
6. 義政一時恐懼して工を中止す。……………(彼も良心を具へたるか)
7. なほ奢侈にふける。……………(税政の原因)
8. 費用足らず重税を課す。……………(税政)
9. 萬民いよ／＼苦しむ。……………(税政)
10. 世の中騷擾して所謂、社會問題を惹起す。……………(税政の結果)

簡略ではあるが殆んど總ての場合を盡してをるやうである。けれども、徳政とか、倉役とかいふ意味は文面には現はれてゐないやうであるが、義政奢侈豪遊して府庫の缺乏を來した當然の結果として、言葉は出さな



いにしても、その内容には觸れておく必要があると思ふ。(重税を課した事と連關して)又、天災地異の現状は述べてあるが、それが結果たる萬民の飢餓に類するの苦狀、並に、餓死の有様に就いてはあげてはない。故に教授の實際には、之等の事象を適當に具體化布衍して行つて記載文面の裏面に潜む相互關係を、説話の中に織込まなければならぬ。そうでないと後花園天皇の御諷諭が意味をなさないのみならず、當代の時勢を躍動せしめることが出来ぬ。従つて此の暴政が應仁の大亂を醸す一原因となることと交渉を失ふやうになる、次に注意すべきは教科書の世の中騒しくなれりの説明である、之をやゝもすると、京都附近のみの如く考へられ易い、従つて後に繼起する大亂も僅か京都の小區劃に限られたるが如き視を呈するのである。勿論應仁の大亂と云へば、京都を中心とし其の小區劃に行はれた戰亂であるが、當時天下の武將の中京に上らざる者も、互に己れが欲する方に味方して、最寄りの地方を本據として各相戰つたのである。換言すれば天下到る處に、小應仁の亂は現出されたのである。之れ世の中騒しくなれりの語ある所以である。以下本段に於ては上述の趣旨によりて、解説を試みる考である。但し必ずしもその悉くを兒童の前に披瀝せよとは言ふのでない。唯教科書の文面を生かし、意義あらしめたいといふ老婆心に外ならない。そうして教科記載事項相互間に連絡あらしめるやうに努めたいのである、それがためには、相當の補充材料(填充材料、或は連關材料)を心得ておく必要がある。由來一抽象的概括的記載事項中最も次の事件と關係の深い事項は、單なる一例を以てするよりも、その材料と親近せる材料と結合して提供した方が、記憶の上からも、聯想の上からも都合がよいのである。之れ徒に横の關係を擴げて事實を複雑ならしめ、兒童の負擔を大ならしめるといふ意味とは、全く異つた見解である。自分の主張と矛盾を來す恐れもあらんかと思ひ、一言附加した次第である。

る。

(イ) 義政少しも心を政治に用ひず。

足利義政(初名義成)は義教の第二男で、義勝の弟、足利六代の將軍である。嘉吉三年(紀元二千百參年)に兄義勝は薨じたが、其の嗣が無かつたので管領畠山持國が諸將と議して義政を迎へて嗣としたのである。時に義政は年僅かに九歳であつた。其の後六年を経過した寶徳元年(紀元二千百九年)に加冠して征夷大將軍となり、享徳二年(紀元二千百十三年)即ち拾九の年を迎へた頃には、既に從一位に進んでゐた。されば義政にして一意専心善政を布かんと欲すれば、其の意の如くなつた一あらうことは、後人の容易に想到する所ではあるが、事實は全然之れと異なり、秕政日々行はれて萬民の爲めに盡すことをせず、唯徒に顯官を抱いて奢侈優柔の遊興に耽溺するのみであつた。之れ果して如何なる理由に因るか、余は左の三點に歸せんとするのである。

(イ) 時勢の然らしむる所。

(ロ) 個性の然らしむる所。

(ハ) 夫人富子及内寵嬖臣の然らしむる所。

室町時代史は義政の驕奢に對する評説として次の如く述べてある。

義政が非常なる驕奢を行つた動機は、抑も何に依るか、勿論義政の性質乃ち、其嗜好と謂はなければならぬ。義政の嗜好は進溢して驚くべき驕奢を極めた結果東山御物なる語を美術史上に留むるに至つた。而して義政をして其の嗜好を進溢せしめたのは何に依るか、過度の啓澤をなさせしめ、所以は何にありやと云ふに、次の理由に依るものではなからうか。

第一、義政政務に厭きたる事。

義政は凡て事、志と反し意の如くならざりしかば、世に厭き世外に立たんと欲したること。義政會て、世の餘りに亂れたるを見て、

おろかにもなほ治まれと思ふかな、

斯くみだれたる世をば厭はで

と述懐せしことがあつたが、時事日に非にして天下亦舊事の觀なく又恢復するの望みなかりしを以て、失望落膽の餘り、奢侈を極むるに至つたのである。義政は外、豪族に制御さるゝと共に内夫人日野氏富子及び其兄勝光、内嬖伊勢貞親に依て左右され命令は毫末も行はれず、賦税は納むる者なく、幕下の士、各々利を謀りしを以て、世外に立ち別に樂天地をい出し、自ら之に就かんとするのは蓋し自然の數である。乃ち彼は世務に厭き別乾坤を見出す爲め、禪に入らんとし屢々落飾せんとしたのである。然れども之を果さざりしかば、茶道に入りて數奇を凝し宴樂を事とし恰かも悲惨極まる世態を知らざるものゝ如き有様であつた。之れ義政をして奢侈に耽溺せしめたる所以、換言せば少しも政治を省りみざりし原因とするのである。

第二、義政の奢侈は義滿の模擬なりし事。

義政の時より往古に逆り考ふるに、足利時代に於ては、義滿の如く盛んな時代はなかつた。義滿の時代は即ち室町全盛時代であつた。義政は夙に義滿の風を慕ひ、その時勢を夢想してゐた。其の豪遊の如きは、全く義滿に類するものである。義滿は花の邸を管んだが、義政は又偶然にも火災の爲め之を改造した。義滿が金閣を作れば、義政は銀閣を作つた。義政始め金を以て張り、以て金閣と對比し其の壯麗を誇らんとしたが、

力及ばずして銀を張らんとせし程であつた。義政をして別邸建設の考を起さしめしものは實に祖父の金閣である。其他猿樂と云ひ、園藝と云ひ、皆祖父の 慕ひ此を模擬したのに外ならない。

猶右二説に對して其の結論を興へた一説に大森氏の左の所論がある。

以上の兩説何れも相當の理由はあるが、後説(模倣説)が主であるやうに思はれる。但し義滿の時と義政の時とは時勢が違ひ、義政の時は其の妾の妊娠に際して産室を造營する費用にすら窮し、甲冑を典して五百貫を借りたるが如き、又士民も窮乏の際で、重課に堪へられなかつたから、錢を外國(明國)に哀求したやうな次第であつた。斯かる際に土木を起すといふことが、既に間違つて居る。そこで其の構造の規模などは、到底義滿の時に及ばなかつた。風流、禪味といふ點に於ては、却つて一層深かつたやうである。

要之、前記の三者は相互に連關したるものと見るのが妥當と考へられる。強ち大森氏の如く後説を主とするのも如何なるものであらう。固より自分の考は素人論たるを免れないが、何うも前掲の相互關係と見たいのである。併し普通教育上では、史論そのまゝを確定的に提供する必要はない。唯義政の行動に意義あらしめるやうに、又義政の行動相互の間に、相當の因果關係を附けるといふ程度に止めたいものである。故に本課の如き事實に對しては、先づ兒童をして義政は如何なる原因によつて斯かる事を行つたか、と考察せしめることが大切である。同時に若し君達であつたら此の際如何なる態度を執るか等、所謂史實を自己のものとして反省せしめることが、史實に對する興味を附與する上にも、道徳心を啓發して國民的性格を涵養する上にも、又歴史心を開發して行く上にも極めて大切な事柄である。此の意味に於いて教師の史論に對する修養、見識は更に一段の必要の度を加へるのである。反之、徒に獨 の弊に陥るのは自己を損ふと共に兒童を損ふ所以

である。殊に現時の如く史學研究の盛んなる時代には、研究の結果が一朝にして舊説を破棄することが無いとは限らぬからたえず定論の如何なるものであるかに注意することは極めて肝要である。併し史學者の立證推論にのみ便することは容易でない。此の意味に於いて、教授者はよろしく獨斷を下し得るまでに自信を有せざるべからず。との言葉を呈したい。その一々を史論に依據する愚は避けたい、殊に普通教育に於ける歴史は一層此の考慮が必要である。例へば史論上では問題となるべき事柄であつても、國民の所信となつてゐる事柄で、國民教育上價值ある材料は確信を以て授けてよいのである。嚴正史學の立場とは大に區別する必要があると言ふことに今少しく大膽に目覺める必要があると共に、史學攻究の結果が實際教育の上にも多大なる影響を來し、之れが爲め其の史實に對する態度の變動に伴ふ内容、精神が全然異なる場合のあることに注意する必要がある。例へば尋常小學國史の下巻等になると、舊教科書の説き方とは丸る切り異つてゐる箇所が可なりが多いのである。更に一言すべきは史實の中には固定的確定的でない部分も多くあると言ふことである。勿論之等は大海の一粟にも譬ふべきものではあらうが、之を單なる表面の見解の差とのみ見られぬ場合が随分ある。従つて中には此の一小部分の改正が意外に重大なる意味の變動といふことになる場合がある。何れ下巻の所で詳述する考である。義政の驕奢の原因を探ねるのに當つて一言附記して特に同志の注意を喚起して置く次第である。

左に此の問題に對する兒童の思索を掲げて參考に供する。

- (イ) 自暴自棄の結果となすもの(即前記の第一説)  
 (ロ) 性質の愚なる爲めとなすもの(個性)

(ハ) 幕臣が輔けなかつた爲め(輔佐の臣)

(ニ) 義満のおごりを模倣したと爲すもの(即前記の第二説) 等

而して兒童の義政に對する批判の態度を見ると驚く程熱心であつた。而して義政を責むること意外にも甚深で且つ適切なる批判を加へる者が多かつたことは實に愉快であつた。今其の主なるものを摘記してみると次の如きものがある。

(イ)(ロ)(ハ) 天皇様の事を考へずに自分一人奢侈にふけるのは不忠である。(此種の批判を加へたもの五名)

人民は苦んで居る、それをもカエリミズしておごりをするのは不都合である。(大多數)

(ハ)(ロ) 將軍は天皇の御命令で世の中を治める役である。さういふ人からおごることは不都合だ。天皇に對しても人民に對しても不都合である。(少數)

(ニ) 何んぼさういふ、世時でも將軍が心をこめて熱心に政治をすれば世の中はよく治る。(大多數)

(ホ) 將軍一人のおごりから全體に其の悪い風がうつるから其の罪はなかなか深い。義満の支那を義政がする位だから義政のおごりを皆の者がマネする。(大多數)

兒童の論鋒は中々鋭い。説話の中から或は教科書の記述の中から斯かる感情と批判の明智とを感得するかと思ふと不覺に國史教育の妙味と價值と責務の感とが交々湧いて來るのである。

(ロ) 大風、洪水ありて五穀みのらず。

(ハ) 惡病流行して人民頗るなやむ。

當 社會の有様は如何にと言ふに、長祿、寛正(自紀元二二一七年至紀元二二二五年)の頃は風水の災禍が頻々として起り、天下凶

荒を極めて、良民の餓死する者多く、されど斯かる憐れの無告の民を救はんとする人もなく實に悲惨な状態である。時に清水寺の僧が五條橋下に死屍を集めて塚を築いたといふが、無數千二百餘人の多きに及んだといふことである。尙ほ死屍の葬らざるもの路傍に放棄されたまゝ、爛壞して、その臭氣耐へ難かりしと云へば、其の悲惨の度や知るべきのみである。然るに幕府は之を救済する方法としては講ぜず、唯申分けに建仁寺や六角堂で施食をするに過ぎないのみか、義政は騷奢遊興にその日を送つてゐたのである。

『長録』 正の初より頻年早し風水の災相次ぎ天下凶荒なり。寛正二年に至ては、凶荒殊に甚だしく加ふるに病を以てす。諸國の人民京都に來り食に就かんとせども、食を得る能はず、餓死する者頗る多し。越中の入、僧願阿茶舎數十間を作り流民に備ふ。病民の起つ能はざるものは竹輿に乗せしめて收容粟粥を食せしめ死者は之を葬らしむ。其數正月より二月に至て八萬二千人なりしといふ。云々。

大風  
洪水

↓穀物みのらず  
↓屢々起る。

日々の生活困難となる。  
餓死する者多し。  
(悪病流行す。)

(人民の苦しむや知るべきのみ。)

因に寛正の飢饉年前後の重要事件の年表を示して此を取扱ふ實際上の参考に供しやう。

二一七七年(長祿元年)四月太田資長江戸城を築く。

十月足利成氏古河城に移る。

十一月郊外の民徳政一揆を起す。

二一七八年(長祿二年)義政大藏經を朝鮮に求む。

二一九九年(長祿三年)義政室町新第に移る。

二二〇〇年(寛正元年)地害、洪水、飢饉等起る。

二二〇一年(寛正二年)凶荒甚だしく疫病起る。

二二〇四年(寶正五年)十一月義政、義視(義尊)を嗣とし、細川勝元を執事とす

(ニ) 義政さらにはれみの心なし盛に室町の邸を營む。

(ホ) 後花園、皇御心をいためたまひて之を戒めたまふ。

右の次第なるにも係らず、義政毫も之を顧ることなく、土木を起し奢侈を極め數奇を盡した。花の御所を造營するに際しては民を役に苦めたるなど實に言語道斷沙汰の限りである。後花園天皇は此のことを聞召されて憂慮し給ふこと一通りでなかつた。今その御心の程を拜察し奉ると次の如く拜承することが出来るのである。固より左の解釋は自分の一家言である。後に正しい解釋を載せることにしたからその考で讀過して頂き

「久しきにわたる、京都の疲弊に加ふるに、長祿寛正の風水地異に諸國の民は塗炭に苦しみ、三度の食事も叶はぬ有様。あまつさへ、此の凶荒に附近の民は京に集ひ來りて救ひを求むれども之を救ふ人とはなし、遂に餓死する悲惨の有様。昨は郊外に今日は五條橋下に良民の死屍を放置するその數いと多しと聞く、獨り斷腸の思をして民草の心勞を憫べど、その甲斐もなし。屢々將軍にことよせ救助の道を迫れども少しも省みず、唯我が身の安樂を希ふのみである。洛中に住める民草はあはれ、頼みとする壯者に先立たれ、殘るは、浮世僅かな老人かよわい子供である。無常をかこつ老幼は凶荒の野をさまよひ、玉の緒をつなぐに窮し微を争ふの有様である。争に疲れて野中の草庵にたち歸れば、唯々細々と打けぶる爐を中にして時々やるせなき嘆息の聲を漏して居る。

しかし正しい自然は華な京洛の往時を思ひ浮べたか、紅花をかざし、綠葉のしげみをあらはして詩人、歌人の名句を待ち顔である。今迄榮華に耽つた幕府の文客も今は夢中を脱して戦後になやまされ、得意に詠じた詩歌も枯れ果て、詩興に酔ふべき春二月の花季も呻吟の中に終る。あ！京洛の紅花よ、綠葉よ。何を望んで麗姿を装ふぞ。心やさしい紅緑の心は水泡に歸したてはないか。赤心濃かな民草は惡政の渦中に憤死した。丁度此花の運命に變らないではないか。と御慈愛深い大君は獨りつぶやかれたに違ひなし。」

殘民争採首陽薇 處々閉爐鎖竹扉

詩興吟酸春二月 滿城紅綠爲誰肥

御詩の大意は、前述した所で明かなるが如く、多年の戦争に散亂して僅残りたる人民は今や飢に泣く有様に

て春寒のため戸々門を鎖せり。此くの如き時に當り詩を作る心もせざるに城中の紅花や綠葉は何の爲めに榮ゆるや。と劫餘（戦争のありたる後）の落寛を歎じ將軍義政に心を民事に用ふることを諷し給へるなり。紅花、綠葉は在京の民にかけさせ給ひしものと拜察せられる。若い昔には斯かる無茶な説明をして得意になつてゐた事もある。殊に最後の句の説明は大分コジツケがしてある。併し一生懸命になつて考へた末之れ位の説明も出来たのである。今から考へて見ると汗顔の至りだが、當時は上記の解釋で大手柄。兒童をして感泣させることが出来たのである。之れ蓋し此詩の大精神を把握することが出来たからだ。此の説明を終つて、流石の義政も感激して一時は工役を中止したことを告げた時には、全兒童一齊に水を打つたやうに靜肅になつて緊張した。けれども以上は單なる自分の主觀を通しての成功である。獨斷の弊に陥つて居ることは前に斷つてゐた通りである。左に藤岡先生の正しい説明を掲げてゐいたから之を熟讀し此の意味を體して謹嚴に説話されんことを切望して止まない。

◎義政將軍の非政（統一日本史抄）

當時の時勢既に斯の如くなれば、上<sub>三</sub>將軍たる者は、宜く善政を布きて頽勢を挽回するの覺悟なからざる可からざるにも抱はらず、(A)義政は九歳にて家督を襲ひ、十五歳にして征夷大將軍に任ぜられ、十九歳の壯年に及びては既に從一位の高位に昇り、常に榮華の裏に成長して、優柔に育ち、内には稻神日野家より興入せる夫人富子、伊勢貞親の輩、外には細川・山名の權臣の爲めに左右せられて、萬づ意の如くならざる上に、將軍の勢亦多く、就中其妾今女郎・大納言鳥丸・赤任・赤松の一族有馬持家の三人は、最も將軍の寵愛を得て、時人之を三魔と稱せり。從て内鬪多くして賄賂公行し、賞罰高を失して政治は日々に紊亂せり。(B)且つ當時の社會は義滿以來の遠風を傳承して、一般に驕奢の趣多かりしは、義政好奇の天性をあふつて、頗りに土木を起さしめ、或は至町第を修造して、奇樹珍石を諸家に徴して園地を修めたりしに、個々比年風水の害ありて、全國五穀實らざる上に、惡疫流行して斃死者道路に相つき、都下最も甚しく、その屋を加茂川に捨て、河流爲め

に恋がるの酸鼻を極めたり。時に越中の僧願阿なる者、嘗て漁獲を業として財を積みしに、一旦豁然悟る所あり、罪障消滅の爲め佛門に入り諸國を遍歴して慈善に盡したるが、今や入京して其悲惨なる現狀を目撃して愛憐の情に堪えず、四條・五條の橋下に坑を掘りて、悉く死屍を埋め、更に生存せる者には小屋を作りて一々食を與へたるが如き篤行ありき。然るに義政は此にも頓着せずして土功を急ぐより、後花園天皇は痛く愍慮を憫まし給ひ、御製の時を賜ひて、義政を諷諭し給ふ。その御製に

(第一句) 殘民爭採首陽薇

(第二句) 處々閉鎖鎮竹扉

(第三句) 詩興吟酸春二月

(第四句) 帶城紅綠爲誰肥

と、蓋し初句の首陽薇は、支那の古事執りて、かの孤竹君の二子伯夷叔齊が、周の武王の股を伐つを諫めて聞かれず、首陽山に隠れて薇を取りて遂に餓死するに至りしに譬へて生民の飢餓に苦しむを示され、第二句も窮民の生活に安んぜずして、世上寂莫の慘狀を陳べられ、第三句よりは轉じて將軍榮華の現狀に及び、その春二月は、恰も此詩を賜はりたるが、長祿三年二月將軍が花御所を修造して、驕奢を盡したる際なれば、直ちに其時期を詠みたるものにて、二月の春寒故詩興も起らず吟味冷かなるべしとの義、第四句の滿城の紅綠は、花の御所に滿ち榮えたる花卉にて、それは誰が爲めに肥ゆるや、乃ち春二月にて吟酸なれば、假令ひ花卉は肥えても誰かしきのみとの意味にて、實は花御所の花卉は大に肥ゆるも、一面毫も黎民を肥やせず、當代憐憫たる時世を顧みれば、將軍の榮華も眞に變遷すべきなりとて、暗に萬民を顧みざるの亡狀を諷し給ひて、其反省を諭し給ひしものにて、天皇が當に大御心を國民の上に注かせ給ふ厚なきを畏み奉らざる可からず、爰に於て流石の義政も大に恐懼し奉りて、一時造營の功を停め、餓死者の亡靈を弔し、貧民の救済費を寄せたる事ありき。されど此も水く積みかずして、程なく再び土功を起し、又尸々猿樂を興行し、或は伊勢・春日・八幡の參詣、東山・大原野の花見等に一代の豪奢を極め、黄金又は紫壇の名木を以て筥を作り、或は屢々諸將の第に遊びて浴室を新造せしめ、日夜宴遊に耽りしが如きは、最も有名なる逸話たり。云々。

(へ) なほ奢侈にふける。

(ト) 費用足らず重税を課す。

(チ) 萬民愈々苦しむ。

(リ) 世の中騒擾す。

義政の驕奢に就きて最も惡むべきは第一朝廷の御安泰を等閑にしたること、第二に公卿人民等の塗炭に苦しむを眼前に見ながら之を救はんとせず、唯一身榮華に耽り政道を顧みざりし點である。如何に當時の武人が政令を奉ぜずと謂ひてふ義政の行動の如きは爲政者の執るべき態度ではない。見よ義政一世の奢侈驕遊と、争亂とを。如何に時勢とは謂へ爲政者としてはその渦中に身を投ず可きではない。而かも幕運を傾けたのは足利累代其のものであつて決して他から齎したるものではない。謂はゞ身から出た鎔である。故にその鎔を除かんには自らの力自らの努力に依るより外ないのである。論じて此に至れば義政の責や實に大である。更に之を論理上より考察すれば、本務を完うせざりし自由意思に對し制裁を加ふ可きや當然である。而して一身の不法行爲が當時の社會に害毒を流したることの極めて大なるを思はゞ、何と評してよろしきか、殆んど言ふ所を知らない程である。況して當代の世の事情を背景として義政の行動を觀察する時、更に職責上より眺める時吾人は憤慨に堪へないのである。或論者の如きは義滿と比較し、義滿程惡くはないなど謂へど義滿と比較するのが既に妥當ではない。むしろ義政の行動は、義政當時の社會の情勢、皇室の御有様、民情等と比較して批判を下すべきであるかと考へる。斯かる見地から義政の奢侈驕遊は大に研究に價し、批判の資料を提供するものである。左に應仁の亂前後に於ける主なる奢侈の状態を一括して掲げることとする。

○前後九箇度の大儀

一度の晴儀（晴れくしき儀式のこと。）でさへ種々の課税が多くて、諸家に取つては容易ならざる事であつたのに、僅かの間に九箇度も引續いて大儀が行はれたのである。

第一、將軍家の大將の拜賀の儀式第二は寛正五年猿樂を糺河原に催したること。第四は同六年三月花頃、若王子大原野に花見の會を催したること。第六には同年九月奈良春日神社へ將軍が參詣したること。第七には、同年十二月に大嘗會が行はせられたこと。第八には、文正元年六月に伊勢大神宮へ將軍が參詣したること。第九には、室町の花御所へ行幸あらせられたこと。此の中室町第一へ行幸の際には、非常な豪奢を極め百味を以て百菓をつくり、御相伴衆の箸を悉く黄金を展べて造り、御供の衆の箸を沈香で造るといふ有様、上の好む所下之に習ふとはよく言つたもので、此の奢侈の風が、都鄙一般に甚だしくなつた。此の爲め課役が非常に多くなり、百姓士民が耕作をなし得ず、田畑を捨て、流浪するやうになつた。應仁記の一節に、公家武家共に大に移り、都鄙遠境の人民まで花麗を好み、諸家大營、萬民の弊言語道斷也。依之萬民憂悲苦惱して、云々。とある。

○腰障子一間に二萬錢

義政は生母重子の爲めに一第を高倉武者小路に營んだが、其の第の腰障子一間に二萬錢を費したと言ふことであるから、全造營費は非常な巨額に達したと思はれる。

○桑材の浴場

寛正六年四月、義政は嬖臣伊勢貞親の邸内に浴場（義政が其邸に臨ミシ）を造營したが、悉く桑材を用ひ、其の材は美濃の土岐成頼より進めしめたものと傳へられてをる。

○土木と豪遊

前記の土木工事以外に別邸の銀閣は特に天下の視聽を惹いた。加ふるに諸所に豪遊を試み、或は奈良に、或は高雄に、或は八幡に遊んで月を賞し花を弄し所謂雪月花四季の眺めに行装頗る華麗を極め、又臣下の第に遊んでは、宴遊に耽り、諸將また競うて其の饗應接待に善美を盡した。其他茶道、園藝、猿樂、舞樂に長夜の飲をなし費用の不足を生ずるに及ぶや、重税を課し民の膏血を絞る。萬民苦難の結果世の中騷擾して社會問題を惹起するに至つた。

○徳政十三度行はる。

義政奢侈豪遊の結果は財政上の困難を來し、遂に課税誅求の續發のこと勃發し、徳政といふ不可思議な法令を行ふに至つた。徳政とは本來善政を意味したもので、天皇の不豫又は早魃等の爲めに徳政發布せられた際には、大赦令を發し、又田租を免除する等のことであつたが、義政時代の徳政は之れに反し、貸借無勘定の義となつた。之れ全く義政財政に困窮したるに起因するものでその本來の仁政は暴政と化し、爲めに社會の秩序を紊亂する徳政一揆の暴動を恣にする現象を呈するに至つた。

國史大辭典「徳政」の所を見ると、名義の欄に次のやうに書いてある。

- (一) 課役田租を免除し、或は大赦を行ひ、或は物を百姓に賜ふをいふ、又善政とも云ふ。
- (二) 或期限内における賣買貸借質入等の契約に關する凡ての權利義務を破棄するをいふ。

其他起原沿革等に就いては同書に詳しいから參考せられたい。今本課と關係する室町時代に於ける徳政の如何なるものであつたかを概略述べることにする。

(イ) 室町時代に至つては義教將軍の正長元年幕府は徳政令を發布した。すると地下人等は蜂起し債権者の宅を襲ひ、強ひて證書を出させて燒棄て亂暴を働いた。

(ハ)(ロ) 後には地下人等が酒屋、質屋、寺院等を破壊して雜物を恣に奪掠する様になつた。

或人曰く、此に至つて徳政は一の暴政である。我が室町時代に至つては、徳政とは人の金銀、米錢、諸道具等を借りあいたのを返さず、我が物とすることを免さるゝの言ふやうになつた。宜なる哉此の言や。

(ニ) 又當代の徳政は下民を救助する意に出たものばかりではなく、幕府が自から窮乏に苦しんで自衛の爲めに行つたものである。義政の如きは一代の間に徳政の法令を十三度も出したから、後には地下人等から徳政令の出ることを幕府に強請し、幕府も止むなく之を行ふやうになり、之れがため徳政一揆の徒が現れて暴動を働くといふ珍象現を起すに至つたのである。併し幕府の兵力が微弱であつて斯かる争擾に對し如何ともすることが出来なかつたのである。(三浦周行氏の國史上の社會問題参照)

此の亂調により幕府の實權が已に地に落ちたことが分る。而して徳政の亂は京都を中心として奈良に波及し全國に傳播せしと謂へば、世の騷擾の様も略ぼ想像され、尙ほ之のことが戰國時代の前提であることも容易に想像されるのである。故に此の窮狀を説かなければ、當時代の一般形勢を推知することは到底出来ないかと思ふ。恰かも義政の行つた徳政は窮鼠をして猫を噛ましめた實例ともなり、又背に腹は代へられぬ。との切ない民情を吐露するもので民衆生活と眞剣な關係を有するものであるから、之等の考察を度外視しては到底當時に於ける社會現象を見せて行くことは出来ないのである。けれども尋常五年の兒童に對しては「徳政」

の文字を出して説くまでの勇氣もなく且つ必要はないと思ふが、事實は想像に話す必要があると思ふのである。特に次の意味合から此のことを主張したい。

- (一) 義政の奢侈豪遊が財政上の困難を來したことを一層強く知らせるため。
- (二) 重税を課したといふことから一步を進めて一層深く奢侈の状態を推究せしめるため。
- (三) 而して之等の行動が反時勢的の行動で世の反感、騷擾の因子となりしことを知らせて、戰國時代を現出するに至りし前提とする爲め。

(四) 更に後花園天皇の義政を戒め給ひし御聖旨の程を深く拜察せしめる爲め等である。

要之、一般社會即ち時勢の如何なるものであつたかを兒童に見せる爲めである。此の背景を髣髴させることが史實を眞に躍動せしめる所以であり、且つ兒童の心情陶冶も斯かる事實の上に立つたものでなければ到底行はれ難いのである。従前稍もすると、唯報告的に、義政は斯うした、ああしたと事實を並べるのみで何等因果關係を求めて本當の感興、換言すれば知育の上に立つた感情教育を施さない悪い慣習があつたが、今後の國史教育に於ては大いに改造して行く必要がある。

(2) 足利家の相續争。細川勝元・山名宗全の對立。

足利家の相續争に係した人物で、教科書に掲げてある人物は次の通りである。

- (イ) 義政。(家督争ひ)……他日男兒生るとも我子は僧侶となすと云ふ。
- (ロ) 義視。(推定家督 續人となる)……義尙生れて問題となる。
- (ハ) 細川勝元。(勢力争ひ)……權臣の乗すべき機會來る。

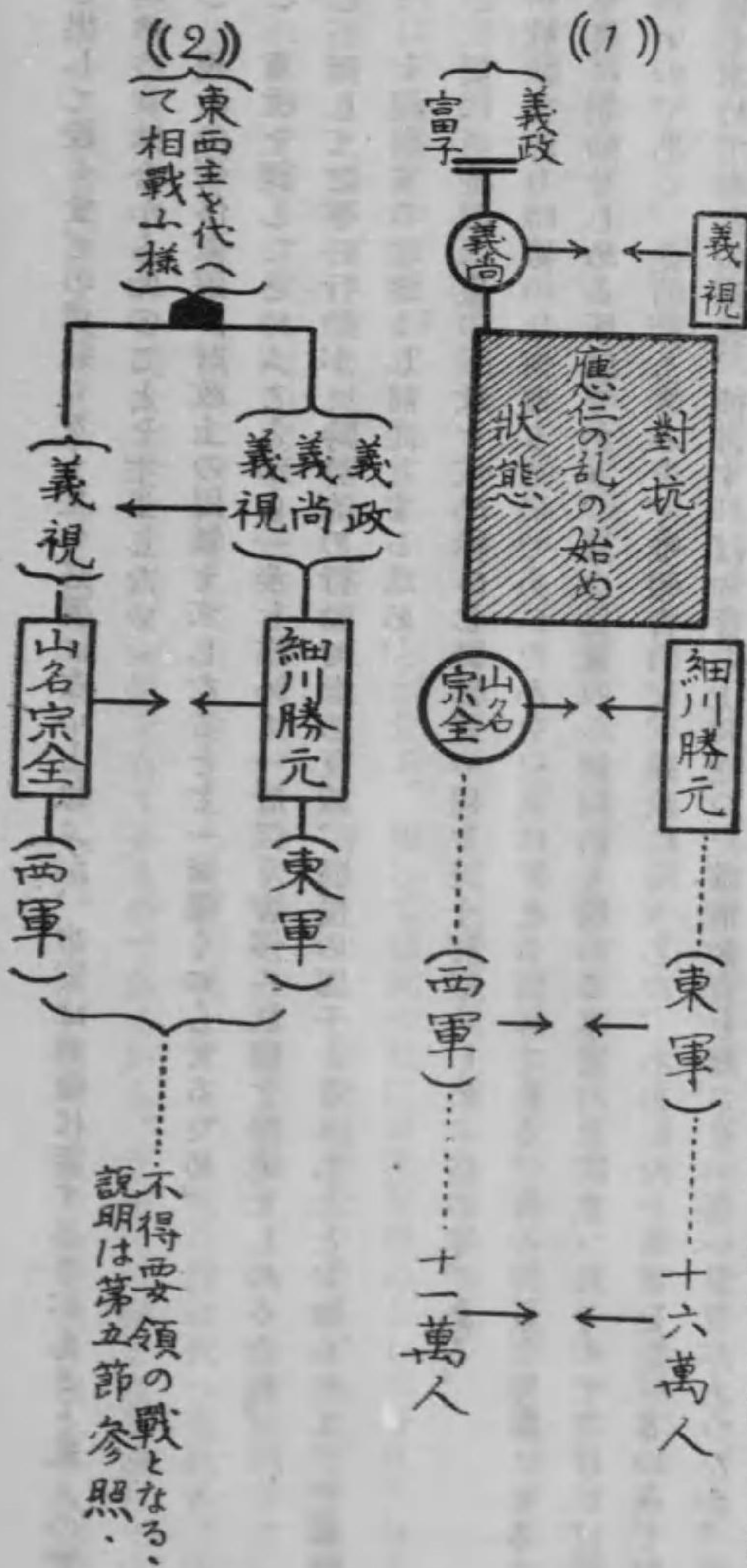


(二) 義尙。(家督争ひの原因)

(ホ) 義尙の母(即義政の令夫人富子日野氏)……血程汚いものはない。親子の情また拗すべきか。されど。

(ハ) 山名宗全。(勢力争ひ)……権臣の乗すべき好機来る。

さて、之等人物は如何なる情實の下に、又如何なる状態に結合せられたるか、教科書の示す所によれば次の圖説する如くであるが、之を單純に思考することは出来ない。故に之を應仁の大亂と關係して説くことにしやう。



如斯、足利家の相續争ひは應仁の大亂を醸成する大前提である。併しながら教科書にも示してある通り、足利家の相續争ひは細川・山名二氏の争と化したのである。して見ると、足利家の相續問題は應仁の亂勃發の一大導火線であることが分る。換言すれば將軍家の相續問題は二大強族たる細川山名の勢力争ひをして、益々激甚ならしめた一機會であつた。然らば此の機會なかりせば、此の大亂は起動せざりしか。否々然らず、唯此の機會は此の争亂期を早めたるのみ。故に此の問題(家督争ひ)起らずとも、到底世の騷擾を免るることは出来なかつたのである。即ち大亂の種子は遠く足利氏幕府創立準備期(尊氏時代)に蒔かれたのである。而して其の種子は夙に義滿以下累代の將軍自らの手によつて培植され、更に義政の稅政により一段の成長を遂げ此に世界の珍木たる禍木惡花の結實を見るに到來したのである。而して此の果實の一度は山名・細川兩氏の渦流圏内に落つるや、之を争奪し此の二權勢に隨從する諸家豪族また互に黨争をなし遂に天下の一大騷擾を惹起するに至つたのである。此の時已に争亂を鎮定する幕威なく、加ふるに幕命を奉ずるものとはなく、獨り下剋上の氣勢天下に漲るのみ。

要之、大亂勃發の導因たる繼承問題に伴ふて権臣の勢力争となり、天下二派に分れ十一年の戰亂は開かれ終には、戰國時代を顯出するに至つたのであるが、若し主權者にして威信行はれ諸侯の其の命に服するあれば、此の繼承問題も大した問題とはならずして止みしならんも、前述の如く室町幕府威信地に墜ち、惡政は日に行はれ、豪族擡頭して權臣跋扈する時であつたから、將軍家の斯かる弱點は、彼等の乗すべき好機會である。況んや天下の民衆幕府を離れたる時、また如何とも爲し難き有様、戰國亂倫の風雲既に此の時に現出してゐたのである。加ふるに此の將軍家の問題と相前後して管領家・四職の各家等にも家督の紛擾を來

したことは、又之を等閑に附することは出来ない。但し之が紛擾を一々兒童に語り聞かせても却つて繁雜を來し、其の上、史實の系統を失ひ兒童の負擔も大となるから教科書は全部割愛してあるが、教師は能く之等の事情を知つて居ることは大切である。總て解説の方針は此の態度で續ける考である。故に知つて居ることと、教へることとは勿論關係は深いが、教師の知つて居ることの全部は必ずしも授ける全部ではない。

却説、斯波氏・畠山氏等の如く、足利氏樞要の地位を占むる繼承の争亂は、果て將軍家に及すや明かである。此點は注意すべきことである。然るに義政の身修らず、加ふるに自家と關係深い諸家の紛争に對する定見なく、理性なく、唯權勢によつて、昨は役を授け、今日は、此を庇護するといふ態度であつたから、愈々紛議は紛議を増し、容易に底止することを得ず、斯かる迷ひの中に益々、細川山名の勢力を擴大したのである。此に於てか余はそとろに左の語を想到した。

○子の曰はく、政を爲に徳を以てすれば、譬ば、北辰の其の所に居て、衆星の之に共ふが如し。(論語爲政篇)

○己を修めて以て人を安んず。(論語憲問篇)

○治國必先齊其家(大學)

○平天下在治其國(大學)

○得衆則得國、失衆則失國。(大學)

○有徳此有人、有人此有土、有土此有財、有財此有用、徳者本也。

然るに義政は己を修めることを爲さず、家を齊ふることに迷ひ、人を治むる道を失ふ。如何にしてか、天下

國家の安泰を期すべきぞ。普通教育上に於ける國史教育は絶えず、兒童をして國史の中に流れて居る教訓に觸れしめ、益々自奮して自己修養の資料たらしめ、益々賢實なる國民の性格を作るやうに行きたい。國史は單なる過去の事實を授けることを以て満足することなく常に自己を開拓して行く具に供したいと主張する所以である。

又國史が理想を有するといふのは此の點である。本課の如き消極的教訓を多く内有する材料にありては、特に注意する必要がある。殊に此後に於ける皇室の式微と、人民の苦境とを考へると、本課は嘗に足利氏の衰微とのみ思考することが出来ない。従つて兒童には確かと道德的訓誡をしたのであるが、此のこのみに偏して小言の多い教授となることも國史教授上望ましくない。教師自ら感奮興起し、眞に當代の史談の中に這入つて情熱を以て話せば、それこそ衆童を感化する唯一の鍵である。故に教授は努めて具體的直觀的ならしめ、そうして叙述を巧にし言葉をなるべく少くして行かねばならぬ。斯くして兒童は聞くことから、見てゐる情態となり、更に進んで自分がして居るやうになるのである。此に教師の人格は兒童の人格と、ピツタリと合致するのである。此こまで進んで來れば、強迫でもなければ、強制でもない自悟自徹の中に國民的情操は涵養せられ、國民的性格は練成せられるのである。故に陶冶的精神が擴充し、且情熱あり、識見ある教授者の發する一語は、例へ其の音聲が濁つてをらうが、訥であらうが小國民を感化するのである。

以下列記する事柄は本課を教授する爲めの參考資料である。

(一) 義視が將軍となる。  
教科書には「義政は三十歳に及びて、早く政治に倦み、未だ子なきを以て、弟義視を養子となし、之に職を

譲らんとし、細川勝元をして之をたすけしめたり。」とあり、又此の時義政は、他日子生るとも決して義視を廢せざることを約束し云々とある。今此の次第を略記すれば次の通りである。

- (イ) 義政男兒なし。
- (ロ) 庶政意の如くならず、豪族跋扈して事常に志と反す。
- (ハ) 義政終に政治に倦み、職を退かんとする意思あり。
- (ニ) 義政の弟義尋の淨土寺に入りて僧となりたるものを遷俗せしめんとす。(義親則ちこれなり。應仁元年を以て二十八歳)
- (ホ) 義政人をして義尋を召せど、義尋は後に義政に子が生まれることがあらば却つて争亂の動機となることを恐れて固辭す。
- (ヘ) 義政は左の如く誓を立てた。

『他日若シ子ヲ得ルモ決シテ之ヲ易ヘズ。』

『若シ他日男子ヲ擧タレバ襁褓ノ内ヨリ僧トナサン。』

右は兄が固く取交した誓約の言葉である。

(ト) 義尋終に命を奉じ寛正五年十二月髪を董へ名を義視と改めたり。時に歴二十六。居所を今出川にありて今出殿と稱せり。細川元勝之れが執事たり。

(ニ) 義尙生れて問題と起る。

教科書には「間もなく實子義尙生るゝに及び、其の母は義視をしりぞけて之を立てんとし云々。」と極めて簡

潔に書下してあるが、實はその簡素な字句の背後には止むに止まれぬ親子の人情といふ大きな流が潜んで居ること、之れ注意すべきの語である。總て史實の解決には、此の「人情」といふものが其の根柢をなすものである、今義政・富子兩者の心中を模索してみると次の如きものが心中深く燃えてゐたであらう。

『あゝ嬉し。喜ばし。之れ遊ばせ良人殿。世嗣は此の子に。』

されど昨年決定した後嗣の問題、ソチャ如何心得るぞ。(義政)

サレバデ御座います。さうしてソナタは如何御思召されますか。(富子)

困つたものぢや。(義政)

デモ此の子は立派な良人の世嗣では御座いませんか。何うして此の愛兒を僧寺に送ることが出来ませう。義視を退け！世嗣は此の子に

(泪泫然とし語る富子の心中)

ヨシ。サラバ汝の願叶へてやらん。(義政)

何とした嬉しいことで御座いませう。願ひ叶つたその上は後事はすべて宗全に。(富子)

待て暫し、弟義視に細川勝元！近う參れ。(義政)

三千世界に子を持つた親の心は皆一つ。特に一家相續の問題は血統のつながりだけあつて理性を超越する感情の支配する所が多いだけ古來複雑な問題に陥り易い。余は此所を取扱ふ際、此の人情を土臺として教授したが、女兒の多くは富子に多大の同情を寄せ、男兒は義政の約束違反を責めること猛烈であつた。兩者對比して感興湧くが如くであつた。却説之れが裁決として「親子の人情は掬すべきも、約束違反は不都合千萬。」と宣告した。すると男兒は鬨を作つて女兒をニランデ何うじやい。と異口同音に氣勢をあげた。以上を總論として以下各論として二三此の項と關係ある所を記して置かう。

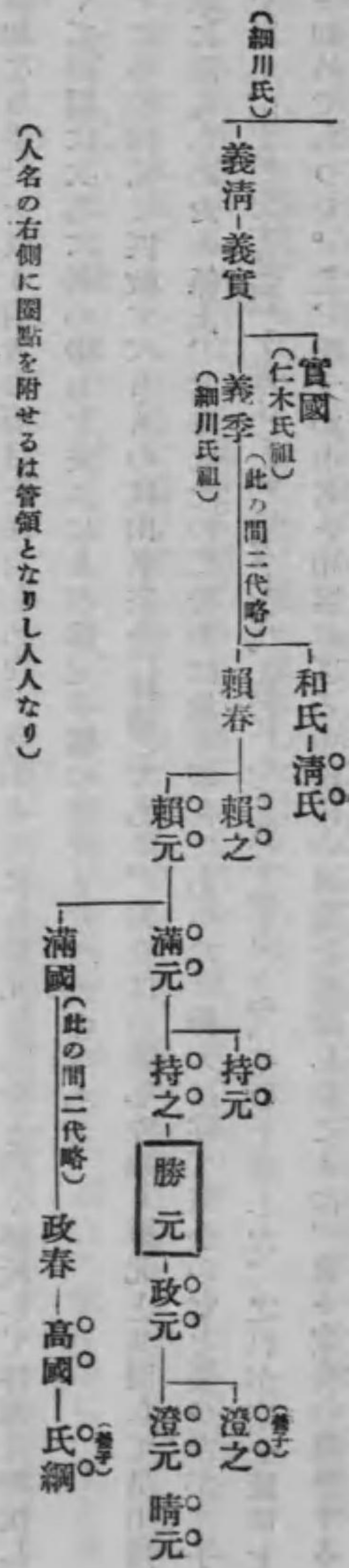
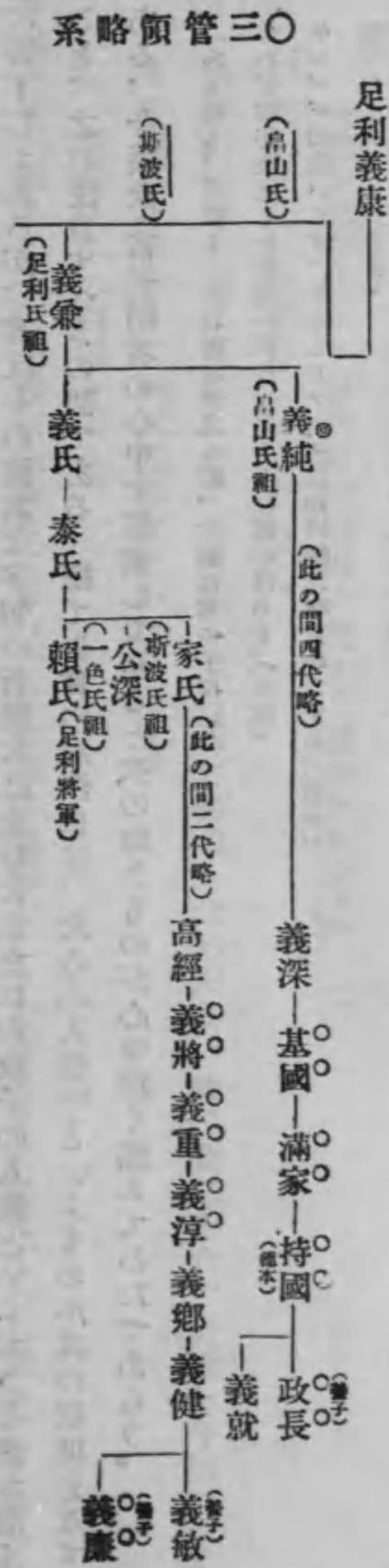
(一) 第一項に述べた如く義政義視間の誓約は寛正五年大飢饉のあつた寛正二年を去る三年である。然るに翌寛正六年十一月義政の夫人富子、いと安々と細川の第に男子を分娩した。之れ即義尙である。富子山名宗全の驍勇を喜び之を後援とし足利氏の臺統を嗣がしめんとした。

(二) 宗全之を諾し以て勝元の勢力を挫かんとしたのである。宗全は固より是非の判断によりて去就を決する正義の士ではない。況して細川勝元とは私怨あり、權勢を競ふあり。

此ここに於てか天下の士は山名・細川の二大中心點をめぐりて疾風迅雷の如くに蝟集し愈々天下の大亂を勃發するに至つたのである。

(三) 斯波・畠山氏の家督争と應仁の亂

舊教科書教師用書によりて二氏の家督争の狀況を示し、更に一家兩分して交戦する代表的材料としたい。



(人名の右側に圓點を附せるは管領となりし人なり)

○斯波氏の家督争と應仁の亂

斯波氏は足利義康の玄孫家氏を祖とす。家氏の曾孫高經、足利尊氏に屬して家名漸く顯れ、其の子義將、義隆、義満の二代に仕へて始めて管領となれり。是より子孫此の職に補せられ、權勢甚だ重かりき。享徳元年(紀元二千百十二年)九月義將の玄孫義健卒して嗣無し。族大野持種の子義敏家を繼ぐ。家老甲斐・朝倉・織田の三氏義敏と相せず、義政の寵臣伊勢貞親に頼りて義敏の家職に堪へざることを訴ふ。義敏乃ち義敏を斥け更に一族益川義鏡の子義隆をして家督を嗣がしむ。是に於て義敏西國に奔りて大内氏に依りしが、既にして貞親及び義政の寵僧眞菴(陰涼軒)に頼りて赦免を請ひ、寛正六年(紀元二千百二十五年)十二月赦されて京都に召還さる。翌文正元年(紀元二千百二十六年)四月義政、義隆に命じて其の邸を義敏に致さしむるに及び、義隆の外舅山名宗全、貞親等が政務に容喙して恣に管領家を進退するを憤り、兵を集めて義隆を助けんとす。義政之を制すること能はず、又義隆を敵す。是に於て貞親自ら安んぜず、眞菴等と共に京都を出奔し、義敏も亦北國に奔り、翌應仁元年(紀元二千百二十七年)正月義隆遂に管領となる。かくて應仁の亂に義敏は細川勝元に屬し、義隆は山名宗全に屬し、一家兩分して戦を交ふるに至れり。

○畠山氏の家督争と應仁の亂

畠山氏は祖を義純といふ。足利義康の孫なり。義純七代の孫基國始めて管領となりしより子滿家、孫持國も亦管領たり。持國後継業として徳本

といふ。徳本初め子無く、弟持富の子政長を養ひて嗣とせしが、實子義就生るるに及びて徳本之を愛し、享徳三年(紀元二千百十四年)四月遂に政長を逐ひ、更に將軍義政に請ひて之を殺さんとせり。偶々管領細川勝元は山名宗全と共に竊に政長を助けしかば、徳本其の志を果すと能はず、義就出奔して政長家督を嗣ぐに至れり。然るに康正元年(紀元二千百十五年)に至り、義就殺されて京都に入り、義政の命に因りて一旦政長と和せしが、寛正元年(紀元二千百二十年)九月義就再び將軍の勳氣を蒙りて領國河内に退き、畠山の一家分れて兩派となり相争へり。初め宗全諸將と共に義就を攻めしが、深く其の勇を愛し、義就も亦宗全に依らんとせり。されば文正元年(紀元二千百二十六年)に至り、宗全義政の夫人富子に頼りて其の政免を請ひ、義就は赦されて京都に入ることを得たり。

(四) 細川勝元と山名宗全との關係

細川・山名の關係を説くに當り畠山持國と細川勝元との關係を一瞥する必要がある。持國は前後八年、勝元は十八年間管領となつてゐた。之れに由て考へても持國・勝元の勢力消長の有様は明かである。始め勝元は、持國の根柢深く其勢力の強大なるを見るや、當時兇敵を斃し豪富諸侯に卓絶せる山名宗全を引いて其の後援となし、宗全の女を納れたることもあつた。然るに持國は他に援を求めて勝元に對抗してゐた。當時は勝元管領の時代であつたが、持國を憚り管領を辭せんとした。之より兩者の争は益々甚だしく、義政も之れに對しては溫和なる手段を取り兩者の面目を保たしめた。斯かる間にも勝元は宗全と深く結託して持國に對抗した。斯くて持國は次第に其の勢力を失ふに及び勝元全盛の時代となつたのである。

當時天下に勢望勝元に匹敵すべきものは山名宗全(持豐)である。宗全は前述した如く勝元と共同して畠山持國を死地に陥らしめた關係上、當時は此の二勢力は最も親密であつた。勝元は嘗て宗全の女を娶つたが、子なき故を以て、宗全の子是豊を養ふて嗣となした。既にして實子生るゝや、是豊を廢した、之れが宗全感情を害する手初めであつた。且、勝元が山名と相容れざる赤松氏の再興を援助したことは、愈々宗全の激怒する

所となり忽ち從來の好みを捨て、相反目するに至つた。此の二氏の不和は斯波・畠山兩家の紛擾と相關聯して遂に應仁の大亂を馴致するに至りしこと、屢々繰返した通りである。

持豐(宗全)は其性質剛腹頑陋にして驕慢不遜である。蓬髮して宗全と號した。其の顔亦かりしにや世人亦入道と稱した。曾て其部下をして京洛を横行せしめて財物を掠奪せしめた。幕府は之を禁じたが顧みず、管領細川持之(勝元の父)兵を發し之れを討んとしたが、宗全大に恐れて其罪を謝した。嘉吉の亂に際し一族と共に殊功があつたから、赤松氏の舊封を得、一族の所領は實に(但・因・伯・備・備・播・美・石)の八箇國に上り、其の功に誇り横暴跋扈して一世を睥睨するの觀があつた。畠山持國が赤松氏の絶ゆるを悲み、嘉吉の變に中立であつた赤松則重を召して、赤松氏を再興なさしめんとしたるに、宗全大に怒り、逆賊の徒何すれぞ御恩賜の地を奪ふを得んとて兵を發して赤松氏の黨に妨害を加へた。之れより宗全持國を怨み、勝元と深く結託したのである。勝元の勢力も時としては宗全に及ばざる程であつた。享徳三年(二千百十四年)八月畠山氏の繼嗣問題に都下騷擾するや、將軍義政宗全の專横を憤りて之を伐たんとしたが、勝元切りに義政を諫め宗全の爲めに陳謝し、宗全又誓詞を上り逆心なきを陳上したから漸く事なきを得た。之れより宗全は領國但馬に退き其子をして東都に在住せしめ幕府に仕へしめた。

勝元と宗全との關係は以上の如くであつたが、兩雄の間軋轢の生すべきは自明の理である。而して兩者の關係は赤松氏再興の問題によつて破裂するに至つた。時偶々赤松滿祐の姪則尙、細川成之(細川勝元の同族)に頼りて義政に愁訴し遂に赦されて舊封播磨を得た。宗全之を但馬に在りて聴取し憤怒して曰く、「是我が武功を以て獲たる地なり。今之を奪はる。我何を以て世人に見えんや。」と其子是豊と共に兵二萬を率ひて但

馬を發し播磨に入國し則尙を逐ひ、次いで京都に上り益々東横を極めた。

而して宗全は勝元が一族の宗として成之(細川の一族)が赤松氏の爲に謀りしを默許せしを怨み、兩者の間確執(不和)將に起らんとした。勝元は畠山持國ありし當時こそ宗全を徳とし以て、已が後援とせしも持國の勢力衰へし後は昔時の如き關係でない。況んや前述の如く兩者間には諸種の反目の素因を宿すに於てをやである。されば寛正六年(紀元二千二百二十五年)義政夫人富子が義尙を宗全に託したのは宗全が勝元に對抗すべき好機會を與へたもので宗全が之を擁して意氣の揚つたのも道理である。而して兩者の年齢の差は正しく二十六歳で宗全を親とすれば勝元は其の子と見てもよい程である。(文明五年(二一三三年)三月宗全は七十歳を以て陣中に病死し、勝元は同年五月四十四歳を一期として陣中に卒したのである。)

(五) 東西主を代へて戦ふ。

義視は天下の擾亂を來さんことを憂ひて、自ら之が調停に努めたが其の甲斐なし。義政も發するものは叛臣とすべしと叫んだが之れも水泡に歸した。慧眼なる細川は幕府を守つて將軍義政義尙を擁し義視を迎へて宗全を叛臣であるとした。されど義政は義尙を愛する人情として西軍に其の志があり、殊に第二圖説の如く義政義視と共に東軍中にありては、面白からず、斯くては犬と猿とを同所においた關係であるから永久持續すべき道理がない。何かにつけ憂慮勝ちの義視先づ伊勢に奔つた。けれ共翌年に至り、後土御門天皇の詔によつて義視は東軍に歸つたが、勝元が義視を將軍となさんの流言があつたから義政は之を危懼した結果、勝元は義視を叡山に移した。宗全は之を聞いて義視を陣中に迎へて主とした。斯くて全く東西主を異にしたのである。

○勝元・宗全方の大勢

- (イ) 宗全は勢に乗じて勝元の分國を召上げやうと議するに至つたから勝元も默視するに忍びず、分國及び諸將に檄を飛して兵を集めた。諸大名の應じた者には、斯波義敏・畠山政長・京極持清・赤松政則等總兵十六萬に達した。
- (ロ) 此に於いて宗全も兵を集めたが、應募の面々には一色義直・土岐成頼・六角高頼・斯波義廉・畠山義就等總兵十一萬に達した。勝元の軍は幕府(室町邸)の東に陣し、宗全の軍は西に陣して兩軍相對峙した。
- (ハ) 勝元の邸から幕府までは一面細川方の所有となり、勝元は幕府に入つて義視を迎へた。勝元は義政に請ひ義視に命じて宗全を追討せしめた、且つ又幕臣が西軍に心を通ずる者があるのを見るや、之を退けんことを義政に請うた。
- (ニ) 宗全が天皇を奉じて幕府を征せんとする旨を傳へる者があつたので、勝元は之を恐れ、先んじて後土御門天皇及び、後花園上皇を幕府に迎へ奉つた。勝元の機敏知るべきのみ。
- (ホ) 義政は人情の常、愛兒(義尙)を思ふの結果常に志を西軍に寄せてゐた。勝元は之を喜ばず、義視を奉じやうとする様子が見える。そこで義視は前述した通り伊勢の國司北畠氏に頼つたが、後歸京したことは前記の通りである。義政は義視を疏んじた。そこで勝元は義政義視兩人間に立つて種々苦心をしたが固より犬猿の間柄なれば東軍に永く止ることが出来なくなり叡山に通れるに至つた。此に於て宗全は、勝元に何事も先んぜられて戴くべき者なきに苦しみ、叡山の義視を迎えて主將としたのであ

る。  
 (へ) 此に於て形勢俄かに一變し東西主將を異にすると同時に將軍兄弟が天下を争ふやうになつた。斯くして文明五年正月には、義尚五歳の弱齡を以て家督相續人となつた。富子の希望盡力も達せられたが勝元の計略が功を奏したことになるのである。

東軍は天皇上皇を戴き且將軍を擁してゐるから名分上非常な有利な位置を占めることになつた。斯くて幕命と稱して西軍諸將の封土を削り、或は官爵を奪はうとした、之れがため西軍の將士は東軍に降らんとする者さへあつた。此に於て宗全は又皇胤を迎へん計劃したが、義視等が喜ばなかつた爲め實行されなかつた。

(3) 應仁の亂。

例によつて教科書の記載事項を列記して、教科書の精神が那邊に在るかを眺めることにしやう。

(1) 紀元二千二百二十七年後土御門天皇の應仁元年、勝元・宗全との味方の大軍を京都に集む。

勝元は室町の幕府に入りてここに陣し、其の兵凡そ十六萬。

宗全の陣は其の西にありて、其兵凡そ十一萬に達せり。

これより兩軍相戦ふこと十一年間の久しきにわたる。

其の間に宗全・勝元相つぎて病死す。

(へ) 後兩軍の諸將もまた戦に倦み、しだいに引去りて、京都の亂始めて止みたり。

要之、教科書は戦争開始の時(紀元年數と後土御門天皇)と繼續期間とを併記して年代觀念及び戦争の性質を暗示し、更に

該戦争の二大中心人物たる勝元・宗全の名を掲げて記憶に便し、更に兩將に従屬する兵數を擧げて該戦争紛亂

の狀況を示し、最後に兩將の病没、諸將戦亂に倦むの狀を具して久しきに涉りし大亂の終熄したことが告げである。特に「京都の亂」と記してゐるのは注意すべき語である。即ち京都の亂は終熄したが、之れより地方争亂激甚を加へ所謂戰國時代を現出することを豫告した言葉と見ることが出来る。記事の簡潔で要領を記載したのは洵に結構である。而して全課を應仁の亂といふ見地から考察して見ると、戦争の理由、結果、影響といふ點が力説され、戦況等を割愛して略述してゐるのは最も適當した叙述である。そうして全課の記載事項が恰も一つの糸を以て貫いてあるように聯關的に呼應的に記述してあることは、史實相互の體系を保持する上からも、確かな知識と爲す上よりも至極結構である。大局着眼といふことは何事を研究するにも大切なことである。殊に該戦亂の如く紛雜極りのない事實は細説に入れば入る程混雜を來して知育情育共に不統一になり、百害あつて實益がないことになるから重きを原因と結果、影響に置き、戦況の如きは大勢の變化に止むべきである。左にその概要を記載して置く。

(一) 應仁の亂の大勢

(1) 應仁元年正月(紀元二二二七年)山名宗全は一族子弟及び斯波義廉・畠山義就以下同志の大名三十餘人を率ゐて室町邸に至り、細川勝元が畠山政長を援けて義就を畠山氏の邸に入らしめざるを訴へ、之を詰責せんことを求めた。

(ロ) 義政勝元に諭せしも聽かずして曰く「宗全・義就と絶つにあらざれば、臣も亦政長と絶つ能はず。」是に於いて京都大いに騒擾した。

(ハ) 義政義就に命じ各手兵を率ゐて戦を決せんことを以てし、諸家の應援することを禁じた。同月十八日

義就・政長が御靈林に於て戦ふに當り勝元は將軍の命を奉じて兵を發せざりしも、宗全は私かに義就を援けた。政長は爲めに敗走し、時人勝元の怯懦を嘲笑したるを以て、勝元決意して檄を天下に下し、我黨を蒐めた。集る軍勢は教科書にもある如く、畠山政長・斯波義敏以下總兵十六萬人。宗全も亦十一萬の大兵を集めた。

是より兩軍相對峙して永年の争亂となつた。

勝元は先づ幕府を占領して將軍義政を擁し義視を迎へ、次で後土御門天皇及後花園上皇を幕府に迎へ奉りて、山名を目する賊軍を以てしたること前述の通り。斯くて戦鬪互に勝敗があつた。即ち東軍概ね利を占めたが、八月大内政弘來りて宗全を助くるに及び、西軍の勢頓に振つた。偶々西軍皇居を犯し乘輿を奪はんと傳ふるや、勝元大いに驚き、前記の如く天皇上皇を幕府に迎へ奉つた。

翌二年に至りて義視は宗全の陣中に迎えられ是より恰も將軍兄弟の争の如き外觀を呈した。

斯くて小關絶えなかつたが、素と此戦は勝元・宗全が互に自權を争ふに始まり、之が微發に應じて來從する將士の大多數は、自己と利害關係あるにあらざれば、決死勝敗を決するの本心なく、唯東西兩軍の諸將は各々自營を構へ、高櫓を聳立て互に俯瞰に便し、更に其間に堀を浚へ溝を深うして、堅固なる壘壁を設けてゐた。加ふるに軍士は皆、赤白の絹にて小旗を作り、之に己が姓名又は詩歌を書して腰又は背に挿みて陣中を往來するが如き奇觀を呈した。故に戦争も或二三外激戦とはなく、小戦、小衝突、休戦、ニラミ合ひの狀にて十一ヶ年の間過したのであるから激戦の少かりしに反し洛中洛外は非常な荒廢を來せしこと、又注意すべき點である。之れに就きては次項に述べる考である。

(へ)(ホ)(ニ)

(チ)(ト)

(リ)

斯くて文明五年に至り一方の總司令官宗全は七十の高齡を以て没した、之れ開戦後七年目の三月である。同年五月には勝元も亦四十四歳を以て病没した。

(ヌ)

兩軍共に主將を失ひし後も、なほ互に對抗したが、戦亂餘りに長きに亘りて上下の者漸く戦に倦み遂に文明九年(一二三七年)に至り畠山義就大内政弘を始め西軍の諸將幕府に降りて國に就く者が多く、義視も亦美濃に走りて西軍先づ潰えたれば、東軍の諸將も亦各陣を撤して、歸國し、茲に京都の亂は一先づ終局を告げた。

(ニ)

動亂地方に波及す。

應仁の亂は京都を中心として行はれたが、騷擾は地方と相呼應した。今其の波及の狀況を應仁の亂中に求めてその一端を記載して見やう。

(イ)

東軍が京都で勢力を失ふや、西軍に對する作戰計劃として西軍の諸將の分國に騷擾を起させ以て、京都に安んじて居ることの出来ないやうに仕組だ。

(ロ)

斯くて美作の城主山内政清の領地へは、主の西軍に屬して不在なるに乗じて、赤松政則の部下中村五郎右衛門を亂入させて諸方を占領せしめた。

(ハ)

又大内政弘が西軍に屬して不在なるに乗じ、大内氏の部下仁保直弘は九州の豪族千葉・菊池武國等と謀を通じ、細川勝元に應援した。

(ニ)

斯くて又勝元は、鎮西及び中國の諸將に書、飛して大内の分國を騷擾させた。又斯波義廉の分國三河遠江に對しても勝元は今川義忠に依頼して之を威嚇した。



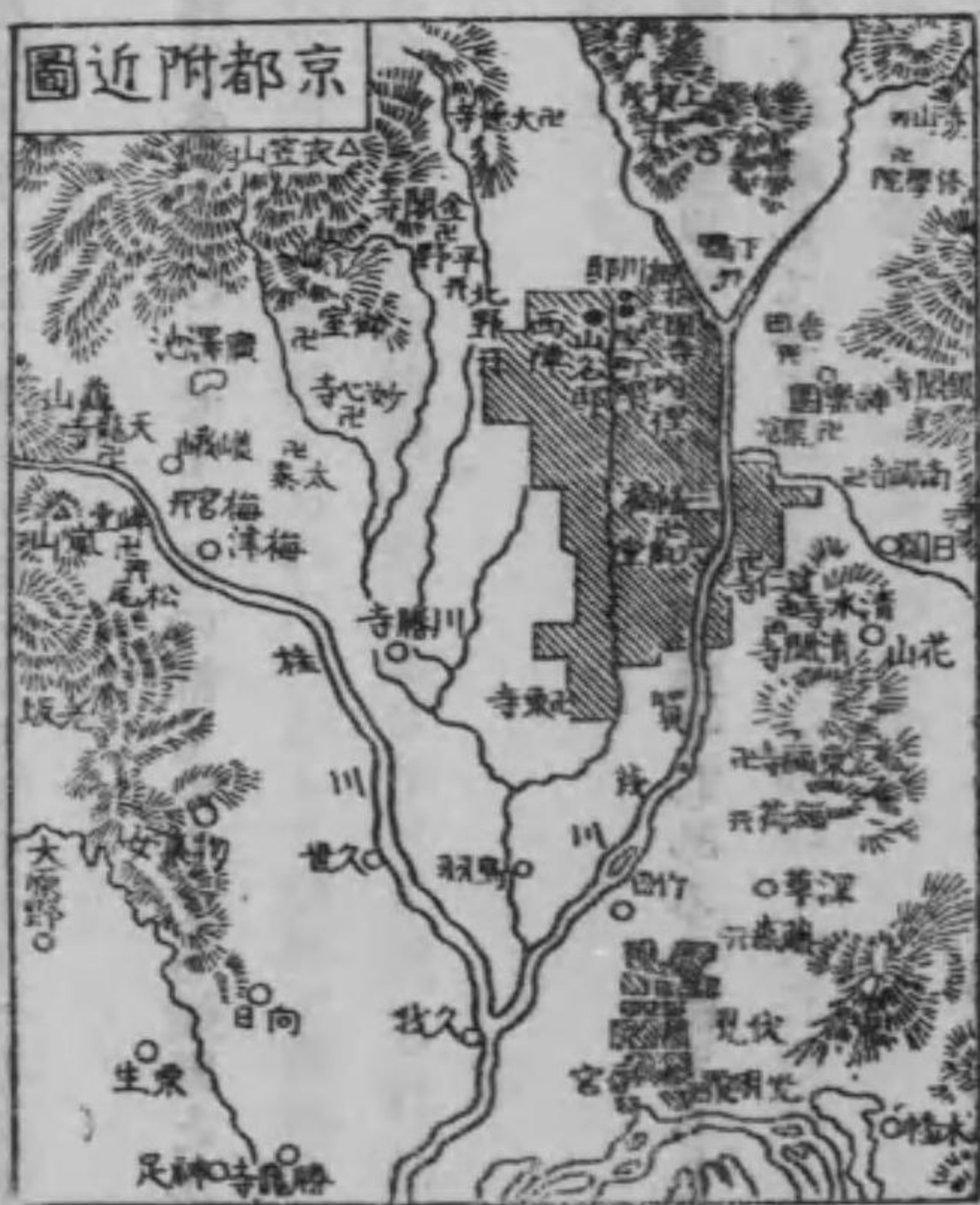
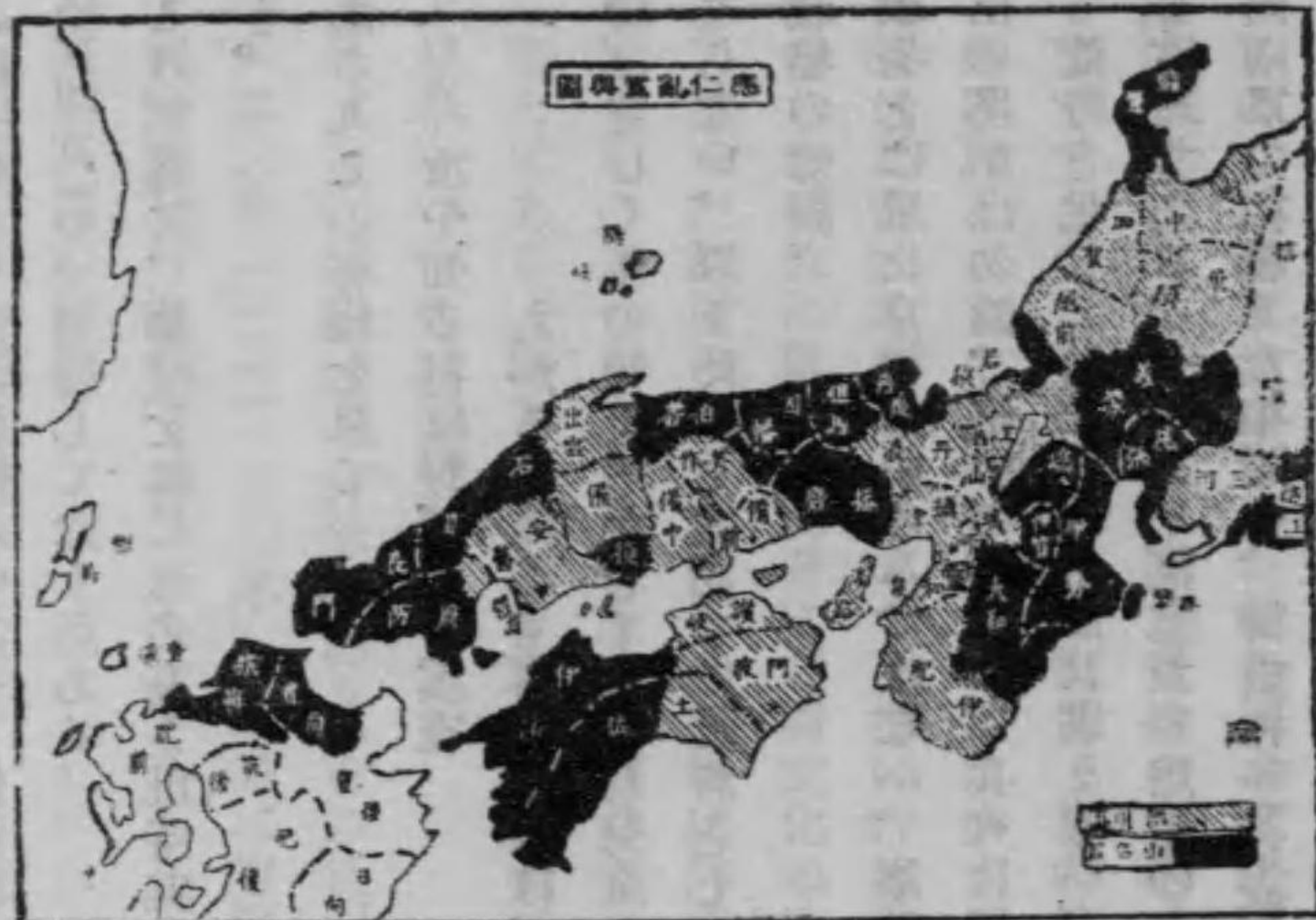
(ホ) 右の事情以外に諸將士各領國に在りて幕命を奉ぜず、互に自己の領分を固め、機を見て之を擴張せんとし、相攻伐して遂に爾後百年に渉れる大亂を馴致するに至つたのである。故に應仁の大亂は京都の洛外洛中に行はれた戦争であつたが、之れと同種類の小戦闘は之れと相呼應的に行はれてゐたことに注意しなければならぬ。

(三) 應仁の亂と地圖の利用

右に述べる次第であるから本課の説明には左記略圖を展開して京都の大亂と地方騷亂との關係及びその波及して行く狀勢を直觀せしめなければ到底真相と大局と聯關する爾後の問題(騷亂)とを想起せしめることは出來ない。第二圖に於ては東軍、西軍の地點及び細川・山名・幕府(室町邸)・内裏等の位置を明示し洛外洛中に集る約三〇萬の大軍對抗の狀況を想像せしめるやうにした。尚ほ第二圖は板上に略圖を以て示し、要點を説話の進行に従ひ書入れるやうに利用しなければ、兒童には興味が起らない。完成した小圖面を示して此が何所だと言つても、兒童の席からは十分に見えないから價値はない。國史を授ける者は之れ位の地圖は何時でも暗書し得るやうにしたいものである。

(四) 結果

斯くて此の大亂は、何れの勝敗とも決せずして、不得要領の間に終局を告げた。されど強ひて裁決を下せば、義尙が征夷大將軍になつたのであるから、西軍の勝利と見ることが出來やう。但し西軍先きに潰えたる所よりすれば、正に其の勝利を東軍に歸せざるべからず。されど戰亂中互に主を代へ品を代へて戰つたのであるから何れにも勝敗の決を指稱し得ず、之れ不得要領の戰亂たるに因るものである。實に馬鹿化た戰であつ



(上) 應仁の亂黨與國別圖  
(下) 全時代京都附近圖

た。吾人は更に眼を轉じて此の戰亂より受けた影響慘害の如何なるものであつたかを考へて見たい。

(4) 大亂後の京都の有様。  
教科書には次の如く簡潔に結んである。併し此の短い記述の中には、幾多悲慘の歴史を包蔵して居るのである。「汝や知る」の一句盡して餘りがある。

(イ) これが爲に、幕府をはじめ名高き社寺其の他の建物多く焼けうせて、花の都もたちまち焼野とかはれり。

(ロ) ある人この有様を見て

汝や知る都は野への夕雲雀

あがるを見ても落つる涙は。

故に教師は宜しく此の句を活かして説明し兒童をして感慨無量以て慘禍の巷に逍遙せしめるの概あらしめなければならぬ。以下此所を説話する資料として次の如く掲載しておく。

(イ) 戦場の慘禍。

此所に戦場とは單に京都市中のみではない、洛外數里に亘つて總て戦場の巷となつたのである。されば、公卿、武臣の邸第は勿論、洛中の神社多く兵火に罹り、寶器、記録等大抵烏有に歸し、所謂萬歳を期せし花の都も忽ち荒野と化し、轉た今昔の感に堪えない。彼の飯尾彦六左衛門尉常房は此の状を見て前掲の一首を詠じたのも道理である。一句よく荒寥たる焦土の光景を叙して餘す所がない。更に詳言すれば、

○東西兩軍の相戦うた相國寺、御靈林等(京都東北方)を始めとして、兵燹のために延焼した所は全市街に及んだ。

○かくて吶喊の聲が起らぬ日とはなく、死屍街衢に横るも慘また慘。相國寺の戦の如きは最も激烈を極めたもので、西軍では取つた首をば、車に積んで本陣に輸送したといふことである。

○數度の火災に大小の神社佛閣、貴紳の邸宅、庶民の家屋等焼失して残る所僅かに御所と幕府のみと言はるゝまでであつた。而かも其の御所、幕府等にも屢々火が及ぶの有様であつたから町民を始め卿相雲客、畏けれども主上上皇方の御日常は申すも恐れ多い次第であつた。

奈良附近に古社寺が多く遺り、京都に古建築物の少いのは是が爲めである。當時京都は我が國文化の中心地である。故に京都の荒廢は我國文化の上に多大なる影響を及すべきものである。

○僅かに残つた御所の如きも、その後戦國時代に至つて廢頽し、紫宸殿の御築地は破れて右近の橋の下に茶を賣るものさへあり、兒童走卒の戯れるもあり、又三條橋の上よりは内侍所の燈火を望むことが出来たといふことである。即ち三條より禁裏まで何等目を遮るものもなかつたのである。

(ロ) 上皇幕府の行在に御崩御。

先きに天皇、上皇は室町邸へ行幸があり、その後引續いて永い争亂の間禁闕の外に憂き年月を送られ給ひしが、上皇には文明二年(一二三〇年)十二月に室町邸の行在所に於て崩御せられた。かくて靈柩を聖壽寺に遷し奉つて御中陰を行はれた。

(ハ) 天皇御落飾の思召。

辱くも後土御門天皇は、此の大亂を避けて禁闕を出でさせ給ふこと十餘年、殊に先帝崩御の後世を果敢なみ給うて切りに御落飾の思召があらせられたが、侍臣は之を聞いて驚き直に義政に此の事を告げたので、義

政が固く諫め奉つたので事なきを得た。されど此の後とても歴世の御念止み難く常に義政の所置を喜ばせ給はず、十年十月にも亦御落飾されんとし給うた。此の度も義政の爲めに中止せられた。萬乘の尊にして斯くも悼まじき御有様實に恐懼に堪へざる極みである。同八年十一月には、室町邸が火災に罹り、行在所も類焼し、禁裏の御物、累代の御器物等も焼失した。かくて天皇は義政の夫人富子の母の居邸へ行幸なりたるに、また此邸火災に罹つたので一時北室町の日野政資邸を行在所とせられた。如斯次第であつたから朝廷の御儀式等は全く廢せられ給うた。兒童には上皇天皇のかゝる御境遇を悟して情操陶冶の資に供したいものである。

(二) 公卿の離散。

朝廷の御有様すら斯の通りであるから、公卿達も安閑として在京することは出来ない。公卿の多くは此の紛亂に際して家居を失ひ、難を地方に避けたが、其諸國に散在する采邑が、此後諸豪族に掠奪せられたる結果歳入全く跡を絶ち、日々の生活にすら困難を來した。そこで多く由縁を求めて地方に下り地方の豪族に寄食するに至つた。公卿の流遇困窮の情また同情に堪へざる次第である。

(5) 幕府権力を失ふ。

義政が亂前の奢侈豪遊は申すまでもない。殊に幕府は永く此大亂を鎮むる能はざるのみならず、之が爲め紊亂した財政は復た回收するに難く、是より急轉直下威信を天下に失ふは當然の勢である。然るに義政の行動を見るに、教科書にも書いてある通り「かゝる大亂の中にも、義政はなほ奢をやめず、後京都の東山に別莊を造り、義滿の金閣にならひて、庭中に銀閣を建て、茶の湯などの遊にふけりて、空しく日を送れり。」何た

る不將漢ぞ。不忠者ぞ。

京都に於ける戰亂の一段落を告げたのは、文明九年(一二三七年)の十一月であつたが、それから間もなく銀閣を東山に營んだのである。戦後日向は浅くして庶政益々更張を要するの秋、加ふるに、士民困憊の際にも係らず平然として之に賦課し、良民の膏血をしぼつて此のこゝを行ふ。何れの點より考察するも正氣の沙汰とは思はれない。されば幕府の財政はますます困難となり、將軍の命令はほとんど行はれずなり無下に幕威は地に墜つてしまつた。義政驕奢の事情に就いては前節を参照されたい。以下銀閣に關して二三を記載して置く。

○銀閣には未だ銀箔を鑲めぬ中義政は薨じた。(二二五〇年)

○然るに銀閣と稱呼するのは其の趣向に依つて呼ぶのである。

○銀閣寺と云ふのは義政薨後遺命に依りて寺となしたるに依る。慈照寺と呼ぶが正しく銀閣寺は俗稱である。

慈照とは義政政務に倦み、世を義尙公に譲り此に閑居して禪宗に歸し遂に此の寺を慈照院と號したからである。

○銀閣の位置は上卷四三頁の挿畫に明記してある。詳しく言へば京都市上京區淨土寺町の北である。

○銀閣の取扱も金閣に準じて説明することが大切である。特に時代の背景、建設の時期より考察して義政の如何なる精神の遺跡であるか、よく時勢の中に銀閣を置いて觀察せしめなければならぬ。上圖金閣の模倣が下圖の銀閣である。



金 (1)



銀 (2)

(5) 挿畫の説明(應仁の亂)

挿畫の分類から眺めると、本圖は政治、文化の二面に跨る材料である。由來戦争は政治の一部面であるが、單

純に殺伐な戦争の有様のみを説くのも當を得たものではない。時には戦争其のもの、中から人情美を説き、或は人文を説明しなければならぬ。併し本圖の如きは應仁の亂の性質即ち如何なる戦争であつたかを主として説くのである。左の解説を標準として説明して行けば自然に目的が達せられるのである。

(一) 原據 眞如堂縁起、應仁二年の戦の繪を書いたもので最も正しく、能く應仁の亂の性質を表現してをるものである。原圖は京都極樂寺に藏めてある。

(二) 下圖 一騎打を示して當時の戦況を示したものである。大將と覺しき二人は本氣になつて戦つて居るが他の軍卒は何となく緊張を缺いだやうに見受けられる。けれども此の挿畫の裏面には東西二十七萬の大軍があることを注意しなければならぬ。

(三) 上圖 洛外の丘陵に防禦工事を施し安閑と構へた所である。流石に群集の將士の多くは利害關係なく、従つて本氣に決死勝敗を極むるが如き意氣はチョットも見えないで、兩軍の諸將各自自營を構へたる様がよく髣髴としてをる。左に上圖全體に就いて説明をしよう。

(イ) 右上三つ巴の幕を張り詰め中に三人の武將の在るは細川方の武將で今や雲上防禦工事の中にあつて軍評定をして居る所。其の幕の内部には盾を環らしてある。萬一を憂へたのか固めだけは嚴重である。

(ロ) 其下に逆茂木、盾等を以て等しく防禦を施してある。斯くて細川方が上記の如き工事を施せば、山名方は之を俯瞰すべく一段と高き所に同圖の如き工事或は高櫓を設けたのである。そうして時々出でては一騎打を始め、疲るれば又元の巢に入つて腹を膨らすといふ有様。中には、赤白の絹に小旗

を作り、己が姓名又は詩歌を書して、之を腰又は脊に挿み陣中を往來するといふ奇觀を呈したことも應仁の亂中には演ぜられた。實にダラシの無い戦争である。之を關ヶ原東西二〇萬の戦に比するに實に雲上(實は雲泥)の差がある。一つは其の日の夕方に勝敗の數定まりたるに、應仁の亂は戦期十一年を要した。之れ應仁の亂は軍卒の多くが自己の利害關係少きにより戦ふ本意なきに因るのである。

(ハ)されど長引くと打撃はヒドイ。此を注意しないと、折角挿入された「汝や知る」の歌は躍動して來ない。

(ニ)上圖と下圖とを比較して何れが、該戦争の性質をよく現はしてをるかといふに無論上圖即ち雲上の圖である。故に應仁の亂一章は此の雲の上で説明が出来る。けれども上圖は靜的であるだけ戦争の氣分起らず、下圖の一騎打を合せて始めて始めて戦争らしき氣分がする。兩者合して本戦争の真相を髣髴してをる。時代思想たる「名利」の爲めに行動する様が武將軍卒の態度によく現れて居る。

### 第二十九章 北條氏康

一、本課教授の要旨—本課は前章足利氏の衰微期に於ける一大現象たりし應仁の大亂を豫備とし、諸大名の各領國に就いて自強の策を講ずる様を想起せしめ以て地方騷擾の兆眼前に迫る状態を髣髴せしめることを第一進程とし更に左記事項を展開することによつて當代の社會現象、時代思潮の如何なるものであつたかを洞

察せしめるのである。

(一) 戦國時代(教科書欄外の小題目)

(イ) 應仁の亂後は諸將各々其の領國に歸り隣境に兵を交へて相戦ふこと。

(ロ) 將軍の威權地に落ちて之を如何ともすること能はざりしこと。

(ハ) 英雄さそひ起りて、凡そ百年間、戦亂やむ時なく、世に所謂戦國時代を現出したること。(以上は戦

國時代の概説)

(二) 北條早雲起る。(同じく欄外の小題目)

(イ) 早雲匹夫より身を起す。

(ロ) 早雲伊豆に入りて民政に力む。

(ハ) 早雲大志を抱いて先づ小田原城を攻む。

(ニ) 早雲やすくと入城して威勢を東國に張る。

(三) 氏康の修養。

(イ) 早雲の子氏綱勇武にして兵を武藏に進め、上杉氏を破つて江戸、河越の諸城を陥る。

(ロ) 氏康自己の臆病を恥ぢて専心修養に力む。

(四) 河越の戦。

(イ) 上杉朝定、憲政(憲房の子)等は河越城を回復せんとして八萬の大軍を繰出す。氏康夜半虚に乗じて襲撃す。

(ロ) 朝廷は戦死し、憲政は遂に越後に走る。  
(五) 氏康よく國を治む。

(イ) その後、氏康諸國を攻めて、領地を廣む。

(ロ) 氏康の民政は天下の範となる。

(ハ) 小田原の繁昌。

(ニ) 親子三代六〇年にして關東の諸國を領す。

二、教材解説と本課教授上の着眼點。

(1) 戰國時代の通覽。

本時代の趨勢に就いては既に前章の其所彼所に概言したが、時勢を通覽することは本科教授上最も大切でもあるし、又教授の實際に當つては絶えず此かる考察を必要とするから前章とは少し見方を違へて左に要點を掲げて參考に供する。

(イ) 戰國時代の始期終期に就いて

前章には<sup>自二二二三年(應仁の亂終る)</sup>至二二七〇年(足利氏亡ぶ)九六六年間(約百年間)を戰國時代と呼稱してゐたが、之れ必ずしも確定的の區分法ではない。又實際に於いても劃然と此こから此こまでが戰國時代なり、と區分されるものではない。随つて古來人によつて多少其の區分の方法に所説を異にするのは寧ろ當然と言ふべきである。左に掲げるものは大日本全史の著者大森氏の所説である。併し同書には活字の誤りか變な書方になつて居る所もある。併せて記載することにしやう。

○應仁の亂後諸大名が一時其の領邑へ歸り、京都の戰は却つて地方に擴大するに至つたのであるが、是より愈々群雄割據の時代となり、夫から戰國時代となるのである。と記してあるのはよいが括弧の中に(正親町天皇の永祿以後)は確かに誤記である。又次に

○天皇で申せば後土御門、後柏原、後奈良、正親町の四朝(二二四一)に互り、とある。天皇の御四代を劃することには通説即ち少くとも半分が信ずるものと一致して居るが、紀元年數に於ては意見を異にして居る。本説の最初の紀元年數は教科書御歴代表にも示してあるやうに第百二代後土御門天皇御即位の年であり、二二四六年は正親町天皇の讓位の年であり、且次帝後陽成天皇受讓遊ばされし年であることは御歴代表によつて明かである。而して此の間を計算して見ると百二十二年になる。

之を前章に掲げた<sup>自二二二三年(足利將軍亡ぶ)</sup>至二二七〇年(此の間九六年)に比すると約三〇年程の差が出て来る。教科書には「應仁の亂後は、諸將の、其の國に歸りて相戰へども、將軍の威權衰へて、之を如何ともするのと能はず。英雄さそひ起りて、凡そ百年の間戰亂やむ時なかりき。世に之を戰國時代といふ。」と記してあるから前説即ち自分の信ずるものと一致して居るやうである。凡そ百年間といふのは異なるのである。大日本全史の如くんば百餘年と爲すを至當とすべく、自分の所信の如くんば凡そ百年とするのが適當である。けれ共、前にも述べたやうに天下騷亂の状態は此こに示した如き年數にキチンと起りピタリと終局を遂げたといふやうなものでは決してない。例へ戦亂たる兵力現象が止んだにしても其の思想の方面は等しく戰國の状態を續けるものであるから、確定的に期間を區分するが如きは容易でない。故に此こに掲げた兩説と雖も極く大局に着眼して大體を區分したものであることを注意しなければならぬ

い。故に教授の實際に於ても餘程の苦心を要する次第である。而して其の苦心とは、凡そ此の邊(二一三七)から凡そ此の頃(二二三三年)までといふやうに説明することである。此かる考慮は單に戰國時代を劃する時のみ必要である計りでなく他の時代を劃する上にも必要である。此れに關しては參考篇を參考せられたい。

○將軍を基準とし考へれば 義尙・義植・義澄・義晴・義輝・義榮・義昭の七代であり、年號を言へば、文明・長享・延徳・明應・文龜・永正・大永・享祿・天文・弘治・永祿・元龜・天正の十三である。百年も斯う考へれば可なり長い歲月となるのである。社會の秩序が紊れたのも、道德の地に落ちたのも洵に故あることである。従つて本時代は我國史上に種々の方面に特質を生じたのである。以下此の時代の特徵・一般狀態を概観することにしよう。

(ロ) 戰國時代の特徵に就いて

- (一) 道徳人倫の頹廢したる時代。
- (二) 下剋上の風潮天下に漲りし時代。
- (三) 朝廷の御衰微甚だしかりし時代。
- (四) 實力本位、人物本位の時代。(門閥政治の打撃)
- (五) 封建政治の擴充せし時代。
- (六) 民政の發達せし時代。(北條氏累代の機軸的政治)
- (七) 國民的元氣の充實せし時代。

(八) 武士道、戰術の發達せし時代。(武士道の發達上より考察せば本期は自治的陶治期の時代)

(九) 皇室と國民との接觸せし時代。(之れ國體の然らしむる所)

(一〇) 我が特異なる國體の發揚せし時代。(皇室中心主義)

(一一) 諸侯の外交術に苦心せし時代。(強者と連合する必要上)

(一二) 主従の情誼關係を練成したる時代。(一兵卒の去就も至大の利害關係を生ずる)

(一三) 民心收攬の必要ありたる時代。(實力主義の時勢上)

總じて戰國時代は社會組織の紊亂したる時代である。更に國家全體(大局)から通觀すれば確かに秩序の紊れたる時期、不統一の時代であつたが、必ずしも悲觀すべき時期ではない。斯かる戰亂のまに／＼我が光輝ある皇室の尊嚴には少しも異動はなかつたのである。否寧ろ之れがため皇室と人民との接觸は一層親密となり我が國體の特異性たる皇室中心主義は愈々發現した。されば群雄割據して各地に干戈相交へる時に際しても群雄は恒に皇室を奉戴して天下に呼號せんとしたのである。皇室の御衰微、皇大神宮の荒廢を憂慮の餘り日夜之れが回復に奔走した英雄の心事や如何に、悉く報國盡忠の精神より進み出づる至誠に外ならないのである。更に此の時代の特色たる前掲各條を考察する時、唯此の時代を暗黒時代とのみ指稱して積極的、立證的、建設的の方面を看過するのは決して該時代を包攝する評語ではないのである。されど以上の考察を見事に要求することは稍々困難であるから兒童には斯かる全部的考察は必しも必要でない。唯教師としては例へば兒童に該時代の一部面を語り聞かせる際にも之等全般的考察中の一部面として話すならば、『暗黒時代なり。』との一本槍で進行するのは其所に大なる差異を生ずるのである。従つて此の百年の戰亂中には國民教育

上多くの教訓を包含し、又幾多弱者婦女子を奮起せしめる活資材に富んで居るのである。之等史料によつて幼童を教訓することは少くない。例へば教科書が諸英雄の生立ちと修養の項を記したるが如き即ち其の一部面であるし、又女性史の方面から見ても實に教訓に價する所が多いのである。左に二三の例を掲げて補充材料の參考に供しやう。

(一) 諸英雄の修養と、當代の實踐教育。

(二) 戦國時代に於ける婦女子の活動。

(一)に就きては代表的に氏康の修養の例が次のやうに載せてある。「氏綱の子氏康は、十二歳の頃まですこぶる臆病にて、鐵砲の音を聞かすも驚くほどなりしが、後深くみづから恥ぢて、武事を習、遂に武勇の人となり、父につぎてます／＼勢を得たり」と。此の幼年時代の修養が氏康青年期の武勇を物語るものであるが、斯かる修養は、單に氏康一人ではなかつたのであらう。戦國を背景とする當時の武士の各家々では此種の修養教訓が行はれてゐたものに相違ない。若し斯かる修養を缺きたらんには到底時勢に對抗して行くことは出来なかつたのである。寧ろ適者生存の理に基く自然の賜である。之れなければ到底戦國争闘の環境に順應し支配することは覺束ないのである。況んや北條氏の如き野心家に於てをやである。更に教育史によつて當代に於ける教育の状況を見るに、前略。多年戦争闘の餘弊を受けて、當時頗る窮迫の狀態に陥り、到底安じて、子弟の教育に當るべき餘裕を有せず、況んや學校教育に於てをやである。(中略)唯だ武家に至りては、自然の必要上、家庭に於ける實踐教育をば、大に重視したのである。然る所以は、當時武勇絶倫の群雄が、活刀競争といふ大舞臺にあつて、互にシノギをけづり雌雄を決せんが爲めには、第一、武勇の氣象。第二體格の卓

越。第三、沈着。果斷。第四、忍耐。第五、然諾を重んずること。第六、破廉耻の行動を誠む。第七、節操愛憐。慈悲等の諸徳を兼備しなければならぬ。殊に缺くべからざるは、奉上思想即ち忠君の觀念である。之等の必要上武家の各家庭に於いては、夫々此種實踐教育を施してゐたのである。就中北條氏の如きは卓越したものである。其の例としては

○北條氏康が、其子氏政の食事の様を觀て、其家の破滅を前知し、大に慨嘆したといふが如きは、如何に家庭教育に注意してゐたかと分る。更に山内一豊の妻、細川忠興の妻の如き、忠貞義烈の婦人が續出したのもまた以上の理に基因するものである。

更に當時一般士民の間には家庭に於いて大要次の如き精神教育が行はれてゐたのである。

(一) 信仰心の養成。

(二) 意志の教育。

(三) 忠義心の涵養。

總じて此の時代の道徳は男性的、奮闘的、克己的、内面的であつて、之等は平和的、享樂的傾向のある現代に應用せんか、必ずや世道人心を善導、鼓舞する上に偉大なる力を有するものである。由來我國武士道の内容には、仁義、沈勇、敬神、忠孝、安心立命、細心、克己等が教へられるが、此の時代には一層之等の精神が鍛練されたやうに思はれる。但し北條早雲が小田原城を攻撃せんとする際、鹿狩に托したるが如き、又氏康が河越の戦に於いて和睦を申し込みながら、其の油斷に乗じたるが如きは、當時を背景とする特殊現象であつて、如斯詐謀的、不誠實の行動は決して武士道ではない。之れ一つの戰略とも見るべきもので、止む



を得ざるに出でたる當代環境の一異現象であるから、教科書の一四三頁、一四五頁を説明する時は、注意して取扱はなければならぬ。我國武士道の内容中には、右の外「本務及び人格・誠實・禮儀・清廉・文武兼備」等の諸徳が立派に具備せられて居るのである。

(二)の戦國時代の婦女子の活動に就いては略ぼ男子のそれと同じであるが、就中武將の妻女が貞烈であつたことを戦國女性の特色としなければならぬ。即ち男子が鎌倉時代より吉野朝にかけて養成された武士道は、此の期に入りて更に大なる發展を來したことは前言の通りである。従つて家名を尊び、卑怯を戒めたことは實に顯著なものであつた。婦女子にも此の美風が行はれ婦徳を積成して範を後世に垂れたものが少くない。

○夫の名を辱しめず。

○夫の訃報を聞くや忽ち尼となりて其の菩提を弔ふ。

○或は自害して之に殉ずる者。

今戦國時代中武將の妻女にして最も貞烈にして且最も貞烈なる事績を残したものは彼の武田勝頼の妻であつた。彼女は北條氏康の女で、初め勝頼は、父信玄の餘威に乗じて四方を略し、頻りに兵を隣國と交へたが、長篠の大敗後は勢力日々に衰へ、加ふるに織田・徳川の同盟軍は破竹の勢を以て甲斐に攻め入るや勝頼益々窮して遂に親族一團四十餘人を率ゐて天目山中に遁れた。時に勝頼の妻も亦此の一團中にあつたが、その悲惨の有様實に目も當てられざる程であつた。此の妻女はもと關東に威を競へる北條家の出、また甲州流兵法の元祖武田家、勝頼の妻女であるが、乗るべき輿は残されたれど昇ぐ人とはなく、賤づの荷駄馬に身を任か

せ、遂かに府中の火災を眺めつゝ心ばかりをあせらせた。實に人の運命ほど測られざるものはない。勝頼進退こゝに谷まゝ、今はかうよと覺悟を極め妻女に次の言葉を残した。「武田ノ運命スデニ盡キシト覺エタリ。吾ハ源氏ノ嫡流ナレハ潔ク、ココニテ戰死セン。御身ハ婦女ニシアレバ、敵ナリトモ、ヨモ共ヲ加ヘマジ何所ナリトモ隠レ忍ビテ小田原ニ罷越シ、身ノ安全ヲ謀ラレヨ。」と。然れども彼は之を聽かず。悲泣して曰く「わらは君に嫁ぎて既に七年、御言葉の程は有難けれど、夫婦は二世の契りとやらんと聞くものを、などて去ること。今若し君を先立て參らせて、妾一人生き存ふこと候ふべき、願くば俱に死して恩顧に報い奉らん、唯この上は冥土の御伴許したまへ。」と使者亦言を發する能はず、唯さめ／＼と涙にむせんだといふことである。此に於いて彼女は近習を顧み且誠めて曰く「汝小田原に歸り以てわが訃を傳へかし。」と丈けなす黒髪かき截りて之を與へ、尙辭世の歌一首、水壑の跡もうるはしう

○黒髪のみだれたる世を果てしなき

思ひに消ゆる露の玉の緒

と認め見氏政の許に送つた。既にして敵次第に寄せ來り飛來る矢丸は雨の如くに。

而も彼女は端然として死を待つのみ、左右勸めて丸を避けしめまゐらせんとすれど、彼女は、「今將に死なんとす。何ぞ矢丸を避けんや」と凍たる一言、左右また如何ともすることが出来なかつた。斯くて武田の一族一人斃れ、二人斃れ、勝頼また潔く戰死するや、彼女は「今は心安し、わらはも御後慕はん」と斃れし勝頼の傍に吻の見ごとと果てうせた。

貞烈千載に餘香ありと言ふべきである。センチメンタルな現代の婦女子、享樂三昧の浮薄な婦女子も此の挿

話によつて深く目ざむることであらう。「さほへ此の女と貞道と」「むかしを今にするよしもかな。」以上の言葉を残して次の研究に進まう。

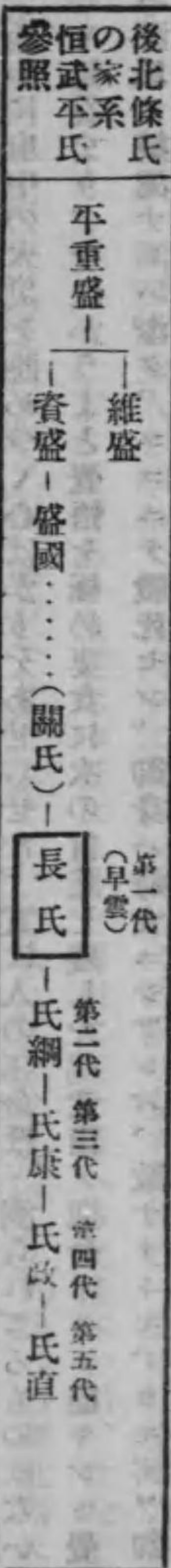
要之、戦國時代の教授には、斯かる背景を持たせて殺伐な中に教訓をエグルやうな材料を加味して取扱ふことが重要である。

(2) 北條早雲起る。

(一) 早雲の系統

北條早雲の系統に就いては學者間に異論のある所であつたが、教科書に「早雲は平氏にて、はじめ伊勢にありしかば伊勢新九郎といふ。」と記してあるのを見ると其の出所が平氏なること及び、伊勢氏を稱呼した理由が明示された。舊教科書の「北條早雲は伊勢の人なり。」と比べると一寸した書表し方ではあるが大變に面白く、特に早雲は「平氏にて」と家系を平氏にまで遡及的に記したのは後に北條氏を稱する上からも、源氏、平氏の觀念上からも面白い。因に早雲が伊勢國關氏の一族なることを記しておかう。

○平資盛の子に盛國といふ人があつたが、其の子實忠が關谷二十四箇村を領して關左近大夫將監と言つた。伊勢の關氏此に始まり、世々相傳へて實治に至り、分れて神戸、龜山、峰、國府、加太の所謂關の五家督を生じた。従つて早雲が次の如き系にあることが分る。



故に早雲が伊勢平氏にして關の一族なることが明かとなつた。而して教科書に「伊勢にありしかば伊勢新九郎といふ。」とあるのは、伊勢新九郎といふのは伊勢氏の出を認めて伊勢新九郎と稱したのではないことを明かにしたものである。古來學者間に早雲を伊勢氏の出であるとなす説があつたが研究の結果信じ難き附會の説となつたので、斯く明記したのである。それで教科書精神を「生國伊勢にありしかば伊勢新九郎といふ。」意味に解してよいのである。

(二) 自家を興隆せしめん爲め駿河に入る。

長氏は弱年にして京都にあつたが、應仁の亂に際して長氏不斷の大志は勃然として露れた。時に長氏は利義視に従うて伊勢に赴いた、其後義視歸京したが、長氏は胸に一念あつたと見えて之れに従はなかつた。序いで駿河の今川義元の孫、義忠が姻戚關係であることを頼りとし、同志六人を従へて駿河に入國し今川氏に寄食することになつたのである。時は文明八年の頃、應仁の亂の將に終局を告げんとする前年であつた。時會々義忠が、横地四郎兵衛・勝間田修理亮を遠江に撃ち歸途鹽見坂に戦死するに及んで、世嗣氏親幼弱の身を嗣立するの止むなきに至つた。然るに家臣之れが爲め、二派に分れ内訌たえ間なき状態である。之れより領國大いに亂れた。斯かる機會に投じたのが長氏である。此に於いて堀越公方足利政知等は各部將を派遣し之を鎮定せんとするや、長氏その間に立つて調停し、堀越公方を弄して其の手を引かせ、一方諸士をして和解せしめ幼主氏親を輔翼することを誓はしむるに至つて事漸く落着した。氏親其の功を賞して領國富士郡下十二郷を興へ更に興國寺城主となつた。之れ長氏成功の第一歩である。長氏の東遷して今川氏に寄食する心中知るべきものである。爾後此を足場として伊豆に進撃するのである。而して教科書記載の如く「東國の亂

れたるに乗じて急に起り伊豆を取りて北條に居り、盛に金銀を投じて人望をあつめ云々』の大活劇を演ずるに至つたのである。時に早雲四十四歳、それより十五年間此に人心を收攬した。

(三) 長氏伊豆の紛擾を鎮定して國內を平定す。

大志を抱いて夙に單身東國に下つた長氏は何か一仕事を爲さんと心中深く秘して興起の到來するのを待つてゐた。時に關東は古河・堀越公方に分れて互に攻争を事としてゐた。慧眼なる早雲は始め古河と氣脈を通じて堀越をねらつた。偶々後土御門天皇の延徳三年(一一五一年)堀越公方政知薨じ、長子茶々丸は其の繼母が己を斥けて其の所生を立てんとするを憤怒して、遂に繼母を刺し殺し、以て家を嗣いだが、茶々丸狂暴なる行動に對しては遂に内訌を生じ、且つ施政その宜しきを得ず、大いに紛亂を極めたので、早雲は機乗ずべしとなし、之を滅し忽ちにして伊豆を略した。之れ早雲が六十一歳の事で、一介の處士が實力を以て國土を恣に占取したのは之れが始めである。由來豆州は北條氏崛起の地であるから其の跡を嗣いで北條氏を稱し、入道して早雲といひ、同田方郡葦山村北條に移り葦山城に據つたのである。之れ桓武平氏後北條氏の元祖である。一體豆州は中々重要な地で、夙に兩上杉氏等は此に注意し、堀越公方を此に置いた程であつた。然るに早雲が斯く容易に此の地を奪取することの出來た所以のものは、蓋し、兩上杉氏の不和なる結果であつて上杉定正が陰に長氏を助けて之を伊豆に入らしめたことも關係があるだらう。

早雲は其の後、武藏・相模を手に入れやうと考へ、定正の味方となつて種々計劃をした。然るに定正が卒去して其の子朝良が家を嗣いだが、不肖であつたから早雲は最早憚る所なく、野心を小田原城に向けんと思ふに至つた。

◎上杉定正の事

定正は鎌倉の執事持朝の四子、扇ヶ谷六代の主である。文明九年族顯定を援けて長尾景春と戦ひ、十年正月景春と和し、太田道灌に擁せられて河越に還る、十八年足利政氏を擁し、族顯定と戦ふた。賢臣道灌事を行ひ勢、日に加はる、定正の臣等之を嫉み道灌を讒した、定正之を信じ遂に道灌を殺すに及んだ。或云ふ、定正顯定に欺かれて道灌を殺すと。之より國政振はず、長享元年成氏に説き顯定と戦ひ大いに勝つた。然れども國人叛する者多く、延徳二年威武に誇つて成氏を輕視し、山東を併呑せんと欲した。明應二年十月北條早雲と兵を併せて顯定と挑戦したが戰爭中落馬して卒するや其子朝良は殘兵を攻めて歸り、早雲も亦引かへした。

◎早雲北條氏を冒して北條氏と名乗りし事

之れに就きては學者間に諸説があるが、要する所東國に武威を振ひ、大いに士民を收攬せんには、其の地方の名家の名を呼稱することが最も都合がよいからである。室町時代史に『其北條と稱せしは當時の思潮に支配されしなり、當時は門閥にあらざれば人の上立ち難しと云ふ思想一般に行はれ皆門地高き人を頭に戴かんとせり。乃ち應仁の亂に勝元が義政を奉じ、持豊が義視を奉じ、關東に上杉氏が政知を奉ぜし等は第一に此思想に支配されたるなり。早雲も伊豆に起るには北條と云ふ舊名族の姓を冒すは下を御する點に於て尤も都合なりし故、而かなせしに外ならざるなり。』とあるのを見ても前述の趣旨が確説であることが分る。又教科書本文『北條氏の子孫と稱して』の記述を基として、兒童に『何ぞ北條氏の子孫と稱したのか』と反問して見ると大要次の如き答案を得ることが出來た。

(答) 伊勢に居る時は伊勢新九郎でよかつたが、伊豆を取つて北條といふ所にゐたから、それで北條氏と言つた。

(答) 伊勢新九郎では身分が低いから臣が集つて來ない。前に盛んであつた北條氏の子孫だと言へば多くの臣共が集つて來てよく早雲のいふことを聴くから、それで北條氏と稱したのである。

(答) 伊勢新九郎は北條氏位偉い人であつたから北條氏と稱したのである。若し伊勢新九郎が弱蟲であつたら何んぼ北條氏の子孫と云つたつて駄目である。又何んぼ偉いといつても伊豆地方では伊勢新九郎では士がいふことを聴かない。北條氏の子孫だと言へば、前に御世話になつてゐたのであるから、皆は喜んで早雲のいふことを聴きます。

(答) 足利氏は源氏の血筋で北條氏は平氏の血筋である。そうして新九郎も平氏の血筋であるから源氏と競争するため平氏から出た早雲が北條氏の子孫と言つたのである。北條氏と言つた方が伊豆の人をなづけるのに都合がよいからである。

此の答案洵に要を得て居る、依之みると國史教授には時勢を明かにしなければならぬことが分るのである。又人物の性質、其の心理情態等も相當に話さなければならぬ。前記答案の如きも確かに當時の思潮、早雲の性質等を背景として居ることが明かである。

◎早雲人心收攬の術に長ずる事  
教科書に「盛に金銀を散じて人望をあつめ(中略)ますく士民を服せしめたり。」とあるのは即ち民心を收攬して豆州を己が掌中に納めんとする一大手段たらざるばあらずである。以て其の天性如何に英傑の資を具へ

てゐたかが分る。早雲の如きは慧眼達識の士にして特に亂世の時代に於ては理想的の人物である。猶此のことに關しては次の傳記がある。

「早雲、嘗て儒士を召し、黄石公の三略(兵法)を説かしむ。其の首に言へることあり、曰く、主將の法は務めて英雄の心を攬る。と早雲之を聽きて曰く、止めよ。吾れ既にこれを得たり。と。此の一言によつても早雲の非凡なことが察せられる。山陽の詩に左の句があるが正しく之れを歌つたものであらう。

主將務攬英雄心

一語於我是金鉞

汝勿復說吾會意

人物終得八州利

君不見兒孫唯恃函山翠。

◎北條早雲廿一ヶ條の事

此の二十一箇條は北條氏の家憲で貞永式目に則り政治の要を述べたもので子々孫々克く此の祖法を違へず、遂に素志を貫徹したのである。北條氏累代の成功は蓋し此の家訓に負ふ所が多い。

(一) 神佛を信じ申すべき事。(敬神崇祖)

(二) 朝早く起きること。(朝起ノ獎勵)

(三) 夜は早く(八時)いぬること。(夜更シヲ誡ム)

(四) 質素なること。(奢侈ヲ誡ム)

- (五) 誤慎なること。
- (六) 讀書をなすこと。(學問ニ注意ス)
- (七) 正直なること。
- (八) 歌を詠むこと。(文ヲ大切ニス)
- (九) 乗馬のこと。(武ヲ大切ニス)
- (一〇) 友を擇ぶこと。
- (一一) 六時に門を締めること。(細心ナル注意)
- (一二) 火の要心のこと。(細心ナル注意)
- (一三) 文武弓馬の道に勵むこと。(文武兩道ヲ獎勵ス)
- (一四) 拜みをする事。(神明ノ加護)

以上は同家憲の大意を示したものである。此の精神を確かと取入れておかないと北條氏今後の活動が躍動して来ない、殊に下巻第三十四課豊臣秀吉の小田原城攻撃の記述が生きて来ない。同課第十四頁秀吉全國を平ぐの條に「北條氏康の子氏政・孫氏直は小田原に據り、其の要害と將士の武勇とをたのみて秀吉の命を聽かず。」とあるのは上記家訓の精神と北條氏累代が氏政に注意したることを背景にしなければ到底其の真相を知ることが出来ない。民政に關しては後に述べる考である。

(四) 早雲計を以て小田原城を陥る。  
前にも述べたやうに扇ヶ谷上杉家の定正は、古河公方成氏を擁し、山内上杉家の顯定は堀越公方を奉じて、

兩家互に争つてゐたが、早雲は定正の應援を得て堀越公方家の紛擾に乗じて之を亡し、豆州を領有して菫山城を根據地としてゐた。然るに上杉定正は明應貳年(皇紀二千百五十三年)卒去し、嗣子朝良が家を嗣いだが前言せる如く不肖なものであつたから、慧眼なる早雲は最早頼むに足らずとして自ら武藏、相模を掌中に納めんとし、先づ小田原城に着眼したのである。當時小田原には大森氏頼が城主として割據してゐたが、氏頼は文武兩道に達してゐたので、早雲は早くより其の歡心を求めてゐた。然るに時なるかな氏頼は定正と同年に歿し、其の弟たる藤頼(大森)が後を嗣ぐことになつたのである。而も藤頼は兄にも似ず凡庸であつたから、早雲は愈々奸計を運らし明應四年(二一五五)鹿狩に托して一舉小田原城を抜くことになつたのである。之れ早雲が六十三才の時である。教科書に「早雲ついで相模を取らんとし、使を小田原城にやり、箱根山を借りてこゝに鹿狩せんといつはり、多くの兵士を獵師の姿にかへて山に入りこませしめ、不意に小田原城を襲ふ。城主驚きて逃走り、早雲やすくと城を奪ひてこゝに移り、おひくりに相模を従へて、其の勢大いに東國に振へり。」とあるのは實情をうつして餘りがある。

(五) 小田原城占領後の早雲

小田原城占領後の早雲は意氣大いに揚り、威望また俄かに加つた。然れども周到なる早雲は決して輕舉妄動せず、諸種の關係上今川氏を擁護するの必要上、豆州菫山の根據地を去らず。人をして小田原に居らしめた。それより早雲は甲斐に入りて武田氏を脅威し、或は參河の松平氏を討ちて足場を固め、以て後患を絶つて武相の地を計略せんこととした。早雲又、山内顯定を亡さんとしたが、古河公方政氏之を諾せざりしにより政氏の子を己が味方として父子をして互に相攻撃せしむるが如き手段を取つたが、政氏は遂に敗亡したので政

氏の子が立つた。然るに早雲好機逸すべからずとして氏綱の女を政氏の子に妻はせ以て關東計略の歩武を固めた。斯くて早雲は又上杉氏の臣長尾爲景と和したが、山内上杉家の顯定は激怒して武藏の兵を發して爲景を攻撃し、遂に皇記二一七〇年(永正七年)即遠江國地震して今切を生じた同年に敗死したので山内家の勢力は俄かに衰運に傾いた。加ふるに早雲は又、扇ヶ谷朝良を除かんとしたが、朝良却つて兵を發して早雲を攻めたので、早雲は一時講和を約するの止むなきに至つた。然れども爲景と相呼應して早雲は關東に、爲景は北陸に勢力を扶植せんことに専心した。斯くの如くにして早雲は一度朝良の軍に破砕せられたれども、素志益々堅く、秩序整然として關東計略の歩武を進めた。即ち先づ相模三浦郡なる新井の城主三浦氏と兵を交へて三浦郡の地を占領し、三浦崎即ち今の帝國大學臨海實驗所のある所に城を築いて安房の里見氏に備へて、更に兩上杉氏を滅して關東地方を平定せんと欲したが、志未だ成らずして遂に永正十六年(皇紀二一七九年)八十八歳の高齢を以て、豆州垂山に病死をした。早雲の如きは實に一世の英傑にして戰國時代の風潮たる實力主義を發揮したる代表者といふべきである。早雲の心中に『我關東を鎮定せんは今後三代を期す。』果せるかな、氏綱・氏康に至りて始て關東を震撼せしめた。以て如何に早雲が忍耐沈勇、機智に老けてゐたかが分る。然れども北條氏は決して悉く關東を征伏せしものではない。大半を領するに過ぎなかつたのである。

○北條氏經略次第

(イ) 早雲不世出の才を以て堀越公方を倒す。

(ロ) 相模の大森藤頼を欺いて小田原城を奪ふ。

(ハ) 更に相模の新井城を陥れて三浦氏を滅す。

(ニ) 氏綱は、扇ヶ谷上杉氏を攻めて武藏を略す。

(ホ) 氏康は、古河公方を窘足して下總を奪取し、山内上杉憲政を逐ふて上野を併呑したのである。

故に北條氏は下野・常陸等の國を殘したことになるのである。

(六) 早雲東征圖の活用

以上の記事を纏めて見ると大要次の如き略圖で示すことが出来るから、教授の實際に於ては、説話と同時に左記略圖を指出しつゝ授けて行くがよい。唯漫然と抽象的に話しただけでは兒童の感興を惹くことが出来ない。前にも屢々繰返しておいたやうに人物の活動には其の活動の舞臺たる場所の觀念を明瞭にしておかなければ史實が躍動して來ない。随つて折角研究した教材も教授の方法や、兒童の感興を惹起するやうにとの考慮が足りない爲めに、豫期の目的が達せられないことは吾人の度々經驗する所である。兒童は話が好きである、併し唯口頭の話のみでは到底兒童を話中の人たらしむることは出来ない。猶此の方面の研究に就いては後編に述べる考である。地理附圖を利用しさえすれば、別に略圖を描く必要はない、などと唱へる人もあるが、附圖のみでは、不十分であるから、是非とも補助として説話に伴ふ略圖が必要である。無論此の略圖は歴史教授の板書を兼ねる譯である。史實發展の有様を見せるのであるから、文字の板書よりも此種の板書法がより多く効果が多し。

附圖を巧に利用する人にも、下圖の程度位のものを書き加ふるがよい。そうして適當に説話の要項なり、主眼點を此の板書に結合して示せば一層此の板書が生きて來るのである。

(3) 氏康の修養(教科書上欄見出し)と河越戰の概要。



は小弓御所(義明兄弟仲悪し)の勢盛なるを見て、氏親の女を娶つて私親し相謀つて義明を滅ぼさんとした。(鴻ノ臺の戦の原因)

(一) 早雲の子氏綱また勇武にして兵を武藏に進め、上杉氏を破りて、江戸・河越の諸城をおとしいれたり。  
右に就き先づ大要を述べて見れば次の通りである。  
(イ) 大永四年(二一八四年)氏綱は江戸城を攻めて之を抜き、城將上杉朝興は遂に河越城に遁れて、江戸城は永く北條氏に歸して仕舞つた。

(ロ) 當時小弓御所足利義明(古河公方足利成氏の孫で里見氏の諸族等が義明を迎へて千葉縣小弓に置いたから小弓御所と言ふ。)の勢は中々盛んで、安房の里見氏等も其の配下に屬してゐたので、共力して北條氏に當り、三浦半島を取返さんとして、大永六年戦艦數百艘で鎌倉を攻撃した。

(ハ) 氏綱は、小田原にあつて之を聴取し、急に軍を派遣して之に當り義明等の軍を撃破した。

(ニ) 古河公方足利晴氏(政氏の長子高基の子即ち義明と兄弟)

(ホ) 然るに義明も亦之れを聞き、里見義堯と連合して天文七年(二一九八年)十月下總鴻ノ臺で晴氏・氏綱の同盟軍と戦ふこととなつた。所が運拙くして敗戦し義明は討死した。

(ヘ) 此に於て關東は北條氏の爲めに全然席巻されてしまひ、扇谷の上杉氏も遂に滅亡し、山内の上杉憲政も上州平井城を取られ、越後に走つて長尾景虎(上杉謙信)に頼ることとなつたのである。

(ト) 北條氏綱が、里見義堯、小弓御所義明の連合軍と鴻ノ臺で戦つた天文七年の前年即ち天文六年四月には、扇谷上杉朝興が卒去したので其子朝定が嗣いだ。氏綱は此の喪に乗じて川越城を奪守し朝定をして松山城(川越ノ北城西)に走らしめた。此に於いて兩上杉氏の勢は實に悲慘を極めたが、教科書にもある通り「此の頃上杉朝定・憲政等は、河越城を取りかへさんとして、八萬の大軍を率ゐて來り圍む」といふ活劇を企劃したが氏康の奇策と勇敢とには對抗すべくもあらず遂に朝定は戦死し、憲政は上野に逃げたる後越後に走るの止むなきに至つたのである。猶ほ此の戦亂は氏康幼時の修養と關係も深く、且つ興味ある材料であるし、又史實の體系(連絡上)上からも重要な所であるから別に題目を起して述べる考である。

唯此に注意すべき事柄は、氏綱父子が鴻ノ臺の會戦に偉大の成功を収めた後三年即ち天文十年氏綱が病没したことである。此に於いて其子氏康が愈々中心人物となつて活動の期に入るのである。氏康は父に劣らぬ智勇兼備を以て聞えてゐたが、此の頃上州平井に據れる山内上杉は、北條氏の益々優勢なるに自國の危殆を恐れて、扇ヶ谷家を扶け相協刀して、之れに當らんとした。而かも當時は前述の如く、氏綱卒して氏康未だ弱冠なるの時であつたから、之れに乗ぜんとして先づ河越を恢復せんとしたのである。此の當りの史實は

克く戦國の時代を表現して居る。即ち兩雄互に其の虚に乗じ或は喪に乗じ或は虚弱なる氏康を認めて乗ずる等實に往時を偲ぶには十分である。殊に兩上杉氏最終の活動と氏康獅子奮迅の勇氣等は例へ戦國騒亂の世とは言へ士氣を鼓舞する上に、又之を幼時の臆病なる所より考察せば、教訓に價すること又尠からずである。然れども眞に氏康の勇敢を説かんとせば、相手方即ち上杉氏の戦闘力と恢復戦の熱烈なることを兒童の眼前に髣髴させなければならぬ。上杉氏遂に敗を取るに至つたけれども始めの程は中々の勢であつて、之れが爲めには氏康も大いに惱まされたのである。即ち

○河越城を圍んだ山内憲政・上杉朝定の兵力は教科書にも載せてある如く八萬の大勢。(河越城將北條綱成は僅かに參千の兵を以て對抗したのである。)

○之れに對して古河公方晴氏も亦上杉氏の勸めに應じて自ら出兵をして城兵を苦しめたのである。

○教科書に『北條氏の將固く城を守りて半年に及び、城中の兵糧やうやく乏しくなれり。』實に河越城の苦難の程が察せられる。城兵よく死守してゐたが翌天文十五年には、城中食漸く盡き命旦夕に迫るの情であつた。此を力説しなければ氏康の智勇は表れて來ない。

○されば教科書には、氏康の困じ果てたる心事の一端を次の如く述べてある。

『氏康すなはち小田原よりおもむき助けしが、其の兵僅かに八千に過ぎず、敵の大軍に當り難きを以て偽りて和睦を申しこみ、其の油断せるに乗じ、夜半にはかに敵軍を襲ひて大いに之を破れり。云々と。此の情洵に眞をうがつて餘りがある。』

○此に於いて氏康兵を分つて一方今川氏に當らしめ一部は小田原城に止め、自らは八千騎を統率して河

越の後攻をした。氏康遠く寄手の軍勢を眺望するに公方管領兩軍の勢到底當るべくもあらず、沈勇なる氏康も氣をもむこと夥し。況んや山内憲政は今川氏親と相通ずるありて北條氏を挾撃せんとするものあるに於てをやである。然れども氏康は此の大敵を見て恐れず、却つて大軍の與し易きを洞察し、敵の心を驕らしめ、氣を弛うせんことを思念し、使を敵將の許に遣し『若し城中の者命を赦され給はんには、開城献地且つ長く幕下に屬せん。』との意をさも誠やかに反復懇請した。寄手の兩將(憲政・晴氏)之を聞きて思ふやう。『氏康弱りてわび致すぞや、此の儀耳にも聞き入るべからず、汝が進らせずとも此の城を攻め干し、其の勢に小田原城を乗取らんものを』とて取合はなかつたが、此の時已に氏康は敵情を探つて居つたのである。斯くの如くして敵に油断をさせ此の邊に乗ぜざるべからずとして天文十五年四月二十日小田原城を出發して敵陣目がけて突進した。上杉の軍不意を打たれて周章狼狽、戦闘準備の號令はありたれど太刀も鎧も早速には身につかず。此の間に氏康は自ら長刀を取つて突撃忽ち十四人を倒したといふことである。朝定は此の激戦に戦死し、憲政は上野に逃げ、いくばくもなくまた氏康に攻め立てられて遂に越後に走つたのである。

◎氏康幼時の修養と教訓

教科書本文にも載せてあるやうに十二歳の頃まではすこぶる臆病で、鐵砲の音を聞いても驚く程であつた。併し其後大いに悟る所があつたと見えて、之れまでの行動を反省して自ら恥ぢ、大いに武事を習ふて心身の修養を怠らず、遂に武勇の人となつたのである。氏康今後の活動は實に此の幼年時に於ける反省と修養とに負ふ所が多いのである。若し氏康にして此の心掛なかりせば父業を嗣いで其の勇名を後世に残すことは出來



なかつたであらう。氏康の如き勇者も幼少時代には其の性極めて臆病であつたが、大いに之を恥ぢ武事の修養に心身を鍛練したからこそ、あんな偉い人となることが出来たのである。と話して行く過程の中には、兒童を激勵して何ものかを心底深く残すことであらう。今回の教科書が人物の幼少時代の逸話、修養談等を入して幼童の修養に資せんと努められた點は實に推奨すべきである。而して氏康が此の如く「自恥而修己」といふ熱々な心情を更に分析して見ると、決して單純ではない。左の條項は確かに氏康を引立て激勵を加へた要因であらうと思ふ。

第一、時勢。則ち時勢が臆病を誡めたことも思はなくてはなるまい。

第二、環境。則ち當代戰國爭亂の世に所するには、勇なかるべからずである。況んや新文明の戰器鐵砲の飛交ふ環境の中にあつては更に武勇の精神が喚發するを要した。

第三、家憲。則ち後北條氏維持發展の大精神たる早雲二十一箇條中の「文武激勵」「廉恥を誡む」等の訓誡がまた少からず關係あることを三思すべきである。今同文中より該當すべき條々を抄録すれば、

一、文武弓馬の道は常なり、記すに及ばず、文を左にし、武を右にするは古の法、發て備へずんば有るべからず。(武勇)

一、一期の恥と心得べし。(廉恥心)

一、無力かさなりなば、他人のあざけり成るべし。(廉恥心)

一、必主君にみかぎられ申すべし。(廉恥心)

第四、個性。則ち氏康の性質である。特に「意思」の鞏固なる點を指稱せずには居られない。

第五、遺傳。則ち父祖の精神的、肉體的の承繼といふ點である。

第六、頼朝・泰時・時頼等の感化。(特に吾妻鏡を通じての感化)更に言へば武士たる治者階級が平民を教育すると謂ふ意思の實現が鎌倉時代の特長で且つ創見である。而して本時代の民政の好成績は之れに基因するのである。

精神遺傳の如きは今日未だ確然たる研究を見ないが、先代の次代に傳ふる精神的遺傳の方面を無視する譯には行かない。唯肉體的遺傳の如く顯著でないだけの話である。大凡そ吾人の品性を構成する要素中、倫理學上特に、環境、遺傳、意思の三方面を認めるのであるが、之等の考察は單に現代人にもみ通用せらるべきものではないのである。「昔を今に知るよもがな」時には、斯かる史上の人物を現代に生かして倫理道德上の批判を下すと同時に、更に人物活動の動機、原因に遡源して大いに吾人の將來に一大光明を與へるやうにして行かなければならない。更に第六の原因たる前代政治の影響のありしことは第五・四の原因以上に深い關係があることは今更謂ふまでもないことである。如斯にして人物の行動は恰かも一本の糸を引きたらんが如く、相連關し、一波は一波を傳へて、相牽連すること恰かも走馬燈でも見るやうなものである。此を兒童に見せたいものである。

(4) 氏康よく國を治む。(北條氏の民政)

教科書の記載事項を分割して見ると、次の通りである。

(一) 氏康ますく諸國を攻めて、領地を擴張す。

(二) 氏康は、巧腕家たるのみならず、民政に注意す。

(イ) 部下を愛す。

(ロ) 人民をめぐむ。

(ハ) 士民よくなつく。

(ニ) 諸國の人々其の政治をしたふ。

(ホ) 小田原繁昌。

(三) 其の領地(伊豆・相模・武藏・上野)等の諸國に及ぶ。

而して北條氏の民政は後世之を模範的のものなりと、激賞する所以のものは蓋し當然のことである。教科書の本文を、一讀するも此の精神がよく書現されて居るのである。特に諸國の人々までが、其の政治をしたひ來たといふのであるから、其民政が如何によく行はれて居たかが想像されるのである。爲めに小田原の戸數は俄かに増加し、百貨輻輳して、一時小田原の繁榮は實に關東の一大中心たるの盛況を呈したのである。之れ偏に北條累代が文武二道に通じたるが上に、治國の術に長じたるに因るものにして、教科書の「部下を愛す、人民をめぐむ。士民よくなつく。」とあるは實に此の反映である。更に小田原に四民子集して小田原の繁昌の一記念とし昔を今に物語るものは、同町の外郎藥ウヰョウヤクを發賣する豪商のことである。之れはかねて歸化せる明人陳外郎の後裔である。奉公叢書後北條氏民政史論は左の項目によつて論じ、吾人に甚大なる感興を附與するものである。此に掲げて紹介をして置く。

第一章 後北條氏概観

第二章 民政の主義

第三章 農業に關する民政

第四章 工業に關する民政

第五章 商業に關する民政

第六章 結論

今同書中から本課教授上參考となるべき事項を抄譯して置く。

(一) 氏綱に關して

二代氏綱も亦非凡の人材なりしことは、早雲死すと雖も、後北條氏が發展して止まざりしことを見て明かである。殊に早雲死後僅かに十數年ならずして富士川以東に大勢力を扶殖したと云へば、氏綱の力量の非凡なりしことが容易に知られる。且攻伐を事となす間に神社佛寺の大工事を行ひ、殊に鶴岡八幡宮の造營の如きは、天文二年より九年に洎る大工事であつたが、時々自ら臨んで之を監督したが、其工匠を勞はりしことは、又彼が人民に對する心情の一端を窺ふことが出来る。小田原記の氏綱を評する言葉に左の如きものがある。「昔に不替豪傑の士を愛し、孝悌を大本とし、忠臣烈婦を感じ玉へば、諸軍勢の來服する事限りなし。」

(二) 氏康に關して

三代氏康に至りては、更に其の人物の大なる、氏綱の遙に及ばざるものがある。諸家興亡の跡を見るに、其の人物現出の順序、頗る類似の點ありとて興味ある左の説明を載せられてある。

「誠に徳川氏と後北條氏とを比するに、早雲は家康に似、氏綱は秀忠に似、氏康は家光又は吉宗に似たる所

あるは奇と云ふべし。早雲業を創め、氏綱よく之を繼承し、かくて後北條氏の第一期は終れり、氏康は正に其の第二期を形成せる人物にして、天文十五年四月廿日川越の戦は、氏康に此の機會を與へたり。』

北條五代記は川越の戦の結果を記して曰く

1. 氏康猛威を遠近にふるひしかば、公方上杉の郎從等ことごとくはせ參じ、降人と成て幕下に付。それより以來關東八州を、せいひつにおさめ給ひぬ。

小田原記の如きは、龍の雲を得、虎を林に放ちたる如き勢を傳へて居る。

而して此の河越戦の重大なる意義は、最早關東の舊族をして、再び立つ能はざらしめたる點にあるのである。然れども之に代りて將に驅逐せざるべからざる新勢力は、武田・上杉の二氏であることも豫め本課教授の伏線として一言附加しておく必要がある。此の間に立ちて克く、内民政を調へ、新附の諸將を懐柔して、外、よく、合縦連衡を行ひ、而かも四方の壓力に對して勢を振ひたる氏康の智謀と勇敢とは實に賞讃に價する。而して北條氏民政の方針を知る上に最も注意すべきものは、早雲二十二ヶ條である。勿論此の訓令は人民一般に對するものではなく、唯家臣即ち武士に對する日常の訓戒である。同書には左の數目に二十一ヶ條が要約してある。

1. 神佛信仰の鼓吹。
2. 文武の獎勵。
3. 上下に對する心得。
4. 自個に對する心得。

### 5. 警戒。

併し此の精神が民政に及んで居ることは疑ひの無いことで第五條の

『拜みをする事、身のおこなひ也。只心を直にやはらかに持、正直憲法にして、上たるをば敬ひ、下たるをば、あはれみ、あるをばあるとし、無きをばなきとし、有りのまゝなる心持、佛意、冥慮にもかなふと見えたり、たとひいのらずとも、此心持あらば、神明の加護有之べし。いのるとも心まがらば、天道にはなされ申さんとつゝしむべし。』

とあるが如きは、神儒佛を合一して、其の宣罰を恐れしめ、以て倫理の基本たらしめんと努めたと共に、他方下民憐愍の情を以て士民に臨んだことなどは、實に注意すべき點で民政の根本と云つてもよい。故に此の家訓は惹いて民政の大精神となつて居ることが分るのである。左に民政の具體例に就いて其の主要なるものを掲げておく。

1. 地租 早雲の用ひたる税率は四公六民の法である。四公六民とは上へ四分、人民へ六分といふ税法である、當時人民から取り得るだけは何かと名稱をつけて誅求してゐた際に、北條氏はかゝる寛大なる法令を出したのである。而かも之を厲行して四公六民の外は、唯の一文でも取立てない、若四公六民の外一文でも取立たず者は、地頭職を取上げて仕舞ふといふ位であつた。連歌師宗長が、早雲は、『金ナレバ針マデ貯ヘ置ク人ナルガ、武邊事になると、玉をも碎いて使ふ程である。』と云つて居るが、如何にも早雲は平素は極めて質素を旨とし、いざとあれば、金錢をも厭はず、玉をも碎いて使ふといふ風の人であつたといふことである。此の精神は吾人の大いに法とすべきもので、後世民政

の範と仰ぐものも當然である。俗に云ふ「イキガネ」を使ふといふことになるので貯蓄の眞の精神に合致する。萬事如斯であつたから百姓どもは心から喜び、心から北條様と稱へてゐたのである。他國の百姓また之を傳へ聞いて我らが國も新九郎殿の國にならばやと念じたといふことである。早雲また諸侍をいさめて曰く、「國主の爲に民は子也。民の爲に地頭は親也。是わたくしにあらざ、往昔より定れる道也。いかでか憐みをたれざらん云々」と。以て民に對する態度の如何に美しかりしか、容易に想像せられる。又曰く、分際に過たる振舞をなし、花麗に心をつくし、米穀を徒についやす故に、百姓苦しみ、餓死に及ぶ、云々。又曰く、地頭と百姓和合し水魚の思ひをなすべし云々。直接民を治めざる我等と雖も大いに此の言には共鳴する所がある。

2. 夫役—人民の使役につき最も意を用ひたるは、農間に就きての斟酌である。之れ「使民以民」とは東洋に於ける政治の一要件である。百姓の境遇から考へて此のことは、最も注意すべきことである。農繁期は人の知れるが如く、猫の手までが欲しいと云ふ時期である、此の時期にその勞力を奪はるゝ程あはれなものはない、實に農民に取りては大打撃なのである。されば現時に於ても、農繁休業として學齡を休ませて、繁忙な農事を手傳はせて居るのである。又近くは兵役に於いても農繁期には歸郷せしむるの方針であるらしい。古今を通じて民情を洞察する好資料である。其他、開墾及山林の保護、漁業保護、諸工匠の保護、及慰勞、商人の保護、貨幣政策、交通に關する諸方面に對し周到なる注意を以てしたるは、流石は模範的自治制を布いたと稱揚することが出来る。要之、北條氏の民政を貫く根本精神は、治者と被治者との關係が情誼的關係で一體不離であつたことである。そうして

恩威併用主義で之を實施したことも見通すことの出來ぬ所である。

(5) 民政の結果。家康を驚歎させた小田原の一戰。  
以上の如き民政は單に早雲一代のみではないのである。されば北條の民政を説くに當りては、創業の早雲を稱揚するに止めず、之を守成者の功、繼承者の勞も大いに省察しなければならぬ。即ち北條の創業より滅亡に至るまで主義一貫して善政を布けるは吾人の共に稱歎して措く能はざる所である。而して斯かる善政には、之れに相當なかるべからず、即ち此れに關しては下巻豊臣秀吉の小田原城攻撃の際に現れて居るから、同課を教授する際に特に注意して取扱ふ必要がある。何れ下巻に至つて詳論することとし、此こでは單なる記載によりて暗示を興へておくに止めておく。主義なき行動には、到底纏つた結果は得られないが、主義一貫し而かも子々孫々に至る迄血肉となりいのちとなつて居る民政のことであるから、いつかは之れが治下の感化は顯現すべきである。然らば如何なる時に此の精神は現れるべきであらうか、是は多くを語らずとも、自ら明かである。北條氏民政に全力を注ぐ前後一百歳、此の功德眠れるが如くにして實は士民の中に隠れて潜む。隠れたるより顯るゝなしと、孔子は悟せど、機會なければ凡夫には分らず、恰もよし、小田原の一戰よく此の精神を流露した。此こに於てか、下巻に述べべき端を此こに略記せざるべからざることゝなれり。

(二) 百年の恩願を受けた關東の武士は、勿論、百姓町人に至るまで、舉國一致してよく天下の大兵に當れる様は、家康の驚歎する所であつた。世は已に豊公の實權下にありし時、頑として不動、遂に秀吉をして出陣せしめた、其の北條の背景には、多年恩願に浴せし士民が、大いに預つて力あるものと思は

れる。

(二) 早雲寺の住僧が主家の形勢非なるを悲み、小田原城中に斷食して死せるが如き。

(三) 秀吉長圍の計を取るや附近の土民集り來りて日夜其の防禦に盡したるが如き。

之等は悉く北條氏民政の然らしむる所である。後人の此の民政に學ぶ所あるも亦、之れ大なる感化と言はなければならぬ。

(四) 氏康傷世に氏康キズと稱して氏康の勇敢を稱する言葉がある。蓋し、氏康の勇武よく陣頭に立つて奮戦したる結果、身に手傷を多く負ひたるより斯く指稱せしものであらう。

(五) 小田原評定。之れに關しては二説がある。一つは豊太閤の小田原征伐のとき、小田原城内にて、降るべきか、否かの論の永く續きたりといふより出づ。金澤文學博士の辭林などには上記のやうに書いてある。又一つには、上杉憲政が平井城上州にありし時、小田原城を攻掠せんとする評議なりといふ。何れにせよ評定の徒に長びきて更に定まらざる相談を謂ふのである。今は何れとも定め難いのであるが前説を採る方がよいのではないかと思はれる。何れにせよ風雲の迫りて勝算なく、議を重ねるも、支持することの出来ない徒勞な空談を指稱するのである、後世稍抗意はしたが、大體の精神は同意である。

(6) 參考資料 其の一

次に掲げるものは小田原町小學校長齋藤兼吉氏の寄贈にかゝるもので本課教授上最も價値があるものであるから特に掲載して謹謝の意を表する。郷土の叫びを聞くといふことは、之れやがて人物を活躍せしめる要因

である。歴史は斯かる傳説史譚の中にも潜んで居るのである。聞け此の郷土的信念を。

一、小田原評定の場所

1. 天正十八年豊臣秀吉小田原を征せし時氏直將にして物に決斷なく群臣をして評議せしむれども空しく座談のみにして其の實用ふる事能はず遂に廢滅すこれより不成の評議を小田原評定と云ふと

小田原評定なる語の出所が右に在りとせば恐らく小田原評定のありし場所は當時の小田原城中なりしならんか。

イ、小田原評定史に……正月十七日は小田原城中公文所評定始の日なり此日宿老重臣相集りて防戦策を謀す云々

ロ、北條五代記に……見ればむかし小田原城には北條氏直公諸老をあつめ評定有ていはくそれ將たるの道まきに先心を治むべし

云々(小田原城の一節)

右によりて評定の場所は小田原城中なりし事は疑なけれども其の公文所は城中何れにありしや知るよしもなし當時の小田原城は宏大なるものにして中心地は今の城址より北方に偏し居り従つて公文所の位置は今の谷津邊なりしならんとする事なれども判然せず。

二、外郎藥發賣の現況と沿革

1. 現況

外郎はもと家傳藥なれば調劑は一家の秘法に屬して之を公開せず、始めは手にて一粒宛丸めたるものにして製造高も少なりしが漸次世の信用を得て盛になりために、藥も諸所に出づる有様となれり、然るに一時家傳藥不振に際し外郎藥も稍々衰ふるに至れるが、其の後また復活し、明治三十七八年頃は一ヶ年の賣上高千圓内外に及び爾後年と共に隆盛に趣き、近來年々四五割の増加率を以て其の需要者も増し、内地は神奈川、静岡、山梨、長野、千葉の諸縣を最とし、朝鮮、支那、北米、南米に及び、殊に支那に於ては先づ物故せられし肅親王の如き外郎の印籠形を賞美せられ生前再三註文されしと云ふ。目下自宅に工場を有し一人の調丸師製劑に従事し一日の製劑能率は六七百圓に上ること稀ならずと。

然して一ヶ年の發賣高に至りては適確に表示し能はざれども大正十年度は三萬圓に及び本年度に於ては五萬圓に達すべき豫定なりと云ふ。

2. 沿革

第二十九章 北條氏康

外郎の祖先是陳氏延祐と云ひ支那臺州の人なり。元の順宗に事へ官禮部員外郎に至る我が應安元年筑前博多に來りて歸化す。其の子を大年宗奇と云ふ。將軍の命により明に使せし時 寶寶丹を傳へて還る。名を透頂香と云ふ。後京都に移住すこれより透頂香の名顯はれういろの薬と云へり。曾孫外郎藤右衛門定治永正元年早雲の召に應じ小田原に來り住す、是現今の外郎の始基なり。  
(其他は別紙ういらうの來歴に委し)

3. 現在

現代は外郎藤右衛門定治、式は庸行とも稱す」と云ひ、第二十五代なり、神奈川藤愛甲郡厚木町内田正吉氏の實弟にして外郎の養子となりし者なれば陳氏の後裔ならざれども其の配偶者「エン」なる人が、第二十四代藤右衛門の實妹の生める子なるにより、陳氏の後裔なり。(第二十四代藤右衛門には子なし)

透頂香 一名ういらうの來歴

我祖先は陳氏延祐と云ひ西土臺州の人なり、元の順宗に事へ官禮部員外郎に至る、元の滅ぶるや二主に事へんことを耻ぢ遂に我邦に歸化し筑前博多に止る是我が應安元年の事なり延祐醫術に精しく卜筮を善くす其人と爲りを愛し將軍滿濟三之を召す往かず崇福寺無方和尚の許に參禪して怠らず剃髮して臺山崇敬と號す、應永二年七月二日年七十三を以て歿す其子を大正宗奇と云ふ父の死後將軍の命に應じて明に使せし時寶寶丹を傳へて還る、名を透頂香と云ふ後再び明に使し歸りて京都に移り幕府の傍に邸宅を賜り諸外國信使の接待及典醫の職を務む、當時貴紳皆之を迎接し其名大に顯はる又透頂香を貴重してういらうの薬と云へり(又人呼んでういらうと云ふ)應永三十三年五十四歳を以て歿す其曾孫外郎藤右衛門定治永正元年北條早雲の招に應じて小田原に來り住す是れ我起家の始基なり定治永三年二月十日右京亮に任じ享祿三年三月氏綱より諸役免除の判を受く、天文八年二月三日武州入間郡河越今成郷の代官となり其地を領す同九年八月十二日贖藥を禁ずる書を賜ふ定治専ら日蓮宗に歸依し寺を小田原山角町に建て身延山十三世日傳上人を延いて開基とす號して光淨山玉傳寺と云ふ弘治二年十一月廿四日を以て歿す、其孫藤右衛門吉治の時には麻役を除かれ常に傳馬三正を賜ひ駿州の今川甲斐の小山田よりも恩顧を受けたり更に粟田五郎政助によりて透頂香を古河公方に獻納せり、其子光治の時代天正四年の頃日光山中にて透頂香を驚く者光治一人に限るべき旨達せらる、光治の子英治の時、寛永十九年奸商あり贖藥を作るの多き

を以て始めて軒下に「ういらう」と云ふ招牌を掲ぐ、慶安五年亦偽藥現はれしかば稻葉氏天文九年の例に習ひ禁令を下して毎戸に印券を出して英治に與へしむ二代を経て相治の時元祿元年亦偽藥起る久久保氏亦慶安の例によりて戸毎に券證を納めしむ元祿七年二月晦日將軍綱吉大久保加賀守の邸に臨む其時此透頂香を獻じて大に賞賛を受く同八年四月將軍再び大久保邸に臨むことあり前の如く透頂香を獻ず此薬を得てよりは一層烈しく所々に類似の品を賣る物多く其一々藩主の取締を受けたり、  
紀州家には年々透頂香を献上すること維新前迄は家例となり居れり  
相治より九代を経て不肖藤右衛門定達に及ぶ此間皆宿老を勤め又透頂香を購て名あり、實に家傳透頂香は五百数十年來靈藥として又名物として贊稱せられたるものにして其效驗の著大なるは一度服する者の皆能く知る所なり

外郎 藤右衛門 定達 終

三、教科書に附議せらるべき郷土的材料の概要

1. 早雲の小田原城攻撃

一、大森氏の小田原城址

持氏功により大森式部大輔頼顯に土肥土屋が趾を賜ひ小田原城主とす是を小田原城の嚆矢とす

大森氏の城址今知るべからず恐らくは小峯邊に有りしならんか、

舊記に明應中相州小田原の城主大森式部少輔氏頼の次男宗頼は小田原の小峰と言ふ所に住せり云々とあり。

二、大森氏時代の小田原

筑前守藤頼續を襲ぎ小田原の城主となる

此の頃小田原未だ寥々たる一寒村に過ぎず文明十二年太田道灌上洛の途次小田原にて

鳴子引く賤が小田原見渡せば稻葉の末にかゝる群鳥

又板橋にて

朽にける横の板橋苦むして危ふながらも渡る歩行人  
三、攻撃順路  
熱海日金山を打ち越し米神、石橋方面より來ること

四、真田城(中郡)にあり大森藤頼の通れし所)  
小田原記曰 其間大將大森藤頼をはじめ小具足に切合けるが深手あまた負ひければ散々に成て落行同國真田城に引籠る

五、早雲寺  
湯本にありて北條五代の墳墓あり。

小田原記曰 永正十六年八月十五日早雲並山城に卒す遺言に任せ湯本に御圓丘を築き金湯山と云ふべし云々  
以前眞覺寺ありしを氏綱再興して早雲寺と名づく。

#### 四、北條氏の民政が小田原地方に及せる影響等

1. 四民小田原を慕ひ移り住む者多く昔の鎌倉を凌ぎ關東第一の都會となる。
2. 商業隆盛を極め従つて經濟上の中心となる。
3. 家屋の構造等面目を改め街路整ふ。
4. 住民の飽饜となり人心其の堵に安んず。
5. 交通の衝に當り人馬の往來頻盛となる。

小田原記曰 小田原守護の政道私なくために近國他國の人民懷慕移家して津々浦々の町人職人西國北國より群來る昔の鎌倉もいかで是位あらんやと覺ゆ(中略)東は一色より板橋に至る迄其間一里の程橋を張りて賣買敷を造し異國唐物等凡ての器物無数積置交易賣買の利潤は四條五條の辻にも過ぎたり  
民の飽饜にして東西の業繁昌したり斯く繁榮の地と雖も市塵皆茅屋なるを以て大道の家屋に板庇を掛けたり云々

#### 教訓なるべき事項

1. 小田原城中五條の制札三十年にして其廿五條を増加し、行脚僧をして「北條氏も末なるかな」と嘆嗟せしむるもの、抑も何をか君味するものぞ、豈に法繁く下治し難きの證にあらざるなからんや。

#### (7) 參考資料其の二

##### (一) 早雲寺より寄贈の文。

##### 一、北條早雲公略傳

身を孤獨頼るなき一浪客より起して、徒手關八州を創定したる、早雲公は其先平氏に出で、本姓を北條諱を長氏と云ふ、桓武天皇の後裔北條時政の遠孫行長の子なり晩年薨歿して早雲と號す、高曾祖時行足利氏の爲めに鎌倉に敗られ船に乗じて京師に歸り、再舉を計らんと欲して、途に暴風に遭ひ、僅かに身を以つて伊勢の海濱に漂着し、爲めに多くの士卒を失へるを以つて、暫らく同國に流寓し、機を見時を察して、大に爲すあらんと欲して果たさず空しく志を抱いて逝く、公乃ち祖父の遺志を繼ぎ、竊かに回復の企圖を有し、寤寐に之れを措くこと能はず、因つて深く自から稱晦し常に外戚の伊勢氏を冒し、自から伊勢新九郎と稱し、天下尙軍事に精しき者有らば習練せんと欲し諸州を匪遊して弘く英傑の士に交る備州吉備神宮に詣り、齋すること七夜、夢に神靈劍を賜つて曰く、是れ汝が成功の靈器なりと、公覺めて後大に喜び、歸途果して一古劍を得て以つて寶となす、長氏會て京師に在る時、一日儒士をして三路を講ぜしむ、儒士の曰く主將の法は、務めて英雄の心を獲るに在りと、公之れを聽て曰く止めよ我れ已に了せりと、復講せしめず、又時の名僧、龍峰の宗清禪主と相識るや深し、宗清も亦公の奇表あるを知り、厚く之れを遇す(宗清後に以天和尙と號す)長享元年孤劍懸然京を出で、駿州に赴かんと欲して宗清に辭す、宗清詩を以つて之れを送る、云ふ欲て遂に功名二出三帝畿一預知塞外振三全威二君他日復三東海地二分我一袋烟兩嶼と、長氏大に悦び遂に師資の義を約して去る、夫より駿州に赴き今川氏親に寄寓す、氏親の母は公の姉たるに依り、氏親殊に厚く公を遇し公も亦氏親を助けて數戰功あり後高岡寺の城に居らしむ、公常に下民を愛撫し窮士に施賑す故に遠近悦服する者甚だ多く、聲望日に益々高し、當時足利茶々丸横志日に益々甚だしく上下之を苦しむ、公義兵を擧げて堀越に討滅し、夫より連戰連勝、竟に豆州を統一して並山城に居る、明應四年小田原を攻め一

舉して之れを抜く、是に於て勢威赫々日に隆に月に熾んにして近傍の諸城風を望んで降服し、八州の豪傑悉く下風に俯し故に漸く始めて五代の基礎を創設するを得て、永正十六年八月竟に薨せり、繼いで子氏綱孫氏康亦能く祖業を繼承して、霸業肇乎として完成するに至る、曩に公の宗清と相識るや心に之れを大器なりとして贊就の義を約し後志業成るに及んで、當に宗清の爲めに梵刹を建つるの意あり、然るに當時戰亂猶未だ止まざるを以つて果さず、依つて夢するに臨んで、特に氏綱「遺命するに其の事を以つてす、氏綱即ち一寺を建立し、宗清以天和尚を聘して開山となし、以つて遺命を全ふせり、尋いで、後奈良天皇の勅願寺となる、實に今の早雲寺是なり、寺に即ち五代の墳墓骨像及遺物數十種を存す、今茲に公の肖像を縮寫して、世に公にし弘く其の風采の眞を知らしめ、以つて史料の一助となさんと欲す、世人其の眼光諸々人を射るの威容、英氣凛々風を生ずるの偉貌を一見せば、直ちに其の稀世の大英傑たるを知るを得べし而して此國國寶に編入せらる蓋し又望外の榮なりと謂ふべし。

相州箱根湯本

早雲寺住職千代田宗禎謹誌

(二) 早雲寺殿廿一箇條

- 一、第一佛神を信じ申べき事。
- 一、朝はいかにもはやく起べし、遅く起ぬれば、召仕ふ者まで油断しつかはれず、公私の用をかくなり、はたしては必主君にかきざられ申べしとふかくつゝしむべし。
- 一、ゆふべには、五つ以前に寝しづまるべし、夜盜は必ず子丑の刻に忍び入者也、宵に無用の長難談子丑にねいり家財をとられ損亡す、外聞しかるべからず、宵にいたづらに燃すつる薪灯をとりおき、寅の刻に起行水拜みし、身の形儀をととのへ、其日の用所妻子女家來の者共に申付、扱六の以前に出仕申べし、古語には子にふし寅に起よと候へども、それは人により候、すべて寅に起て徳分有べし、辰巳の別迄臥ては主君の出仕奉公もならず、又自分の用所をもかく、何の謂かあらん、同果むなしかるべし。
- 一、手水をつかはぬまきに、廁より厩庭門外迄見めぐり、先掃除すべき所をにあひの者にいひ付、手水をはやくつかふべし、水はありものなればとて、たゞらがひし捨てべからず、家のうちなればとてたかく聲ばらひする事、人にはとからぬ體にて聞にくし、ひそかにつかふべし、天に獨地に踏すといふ事あり。
- 一、拜みをする事身のおこなひなり、只ころを直にやはらかに持、正直靈法にして、上たるをば敬ひ、下たるをばあはれみ、あるをばあるとし、なきをばなきとし、ありのままなる心持、佛意冥慮にもかなふと見えたり、たとひいとずとも、此心持あらば、神明の加護有之べし、いのるとも心まがらば、天道はなされ申さんとつゝしむべし。
- 一、刀衣袋人のごとく結構に有べしと思ふべからず、見るしくなくばと心得て、なき物をかり求め、無力かさなりなば、他人のあざけり成べし。
- 一、出仕の時は申に及ず、或は少き頃所用在之、今日は宿所にあるべしとおもふとも、髪をば早くゆふべし、はふけたる鉢にて、人々にみゆる事慮外又つたなきころ也、我身に油断がちなれば召仕ふ者までも、其振舞程に嗜むべし、同だけの人の來るにも、とどつきまはりて、見るしき事也。
- 一、出仕の時御前へ参るべからず、御次に祇候して諸傍輩の體見つくろひ、さて御とをりへ罷出べし、左様になければ、むなつく事あるべきなり。
- 一、仰出さるゝ事あらば遠くに祇候申たり共、先はやくあつと御返事を申、頼て御前へ参、御側へはひくゝより、いかにも謹で承べし、扱いそぎ罷出、御用を申調、御返事は有のままに申上べし、私の宏才を申べからず、但又事により此返事は何と申候はんと口味ある人の内儀を請て申上べし、我とする事なかれといふとなり。
- 一、御通りにて、物語杯する人のあたりに居べからず、傍へよるべし、況我身難談虚笑杯しては、上々の事は不及申傍輩にも心ある人にはみかきられべく候也。
- 一、數多まじりて事なかれといふとあり、何事も人に任すべき事也。
- 一、少の隙あらば、物の本、文字のある物をは、懐に入、常に人目と忍び見べし、寝くもさめても手調ざれば、文字忘るゝなり、書こと又同事。



- 一、宿老の方々、御縁に伺候の時、腰を少折て手をつき通るべし、はじからぬ體にてあたりをみならし通る事、以て外の慮外なり、諸侍いづれも察照にいたすべき也。
- 一、上下萬民に對し、一言半句にても虚言を申べからず、かりそめにも有のまゝたるべし。人に亂され申ては、一期の恥と心得べきなり。
- 一、歌道なき人は、無手に賤き事なり、學ぶべし、常の出言に慎み有べし、一言にても人の洵中しらるゝ者也。
- 一、奉公のすきには、馬を乗ならふべし、下地を違者に乘ならひて、用のたづな以下は稽古すべき也。
- 一、よき友をもとめべきは、手習學文の友也、惡友をのぞくべきは、茶・箱尺八の友也、是はしらずとも耻にはならず、習てもあしき事にはならず、但いたづらに光陰を送らんよりはと也、三人行時かならずわが師あり、其善者を撰で是にしたがふ、其よからざる者をば、是をあらたむべし。
- 一、すきありて宿にかへらば麻面よりうらへまはり、四垣壁ね犬のくゞり所をふさぎ拵すべし、下女つたなき者は軒を抜いて燒き、當座のねをあがない、後の事知らず、萬事かくの如くあるべきと深く心得べし。
- 一、ゆふべは六ツ時に門をはたとたて人の出人によりあけさせすべし、左様になくしては未斷に有之かならず惡事出來すべき也。
- 一、ゆふべには、臺所中居の火の用心をくせになして毎夜申付べし、女房は高きも賤も左様の心持なく、家財衣袋を取ちらし油斷多きこと也、人を召仕候共、萬事を人に計申付べきとおもはず、我手づからして、禮體をしり、後には人にさすもよきと心得べき也。
- 一、文武弓馬の道は常なり、記すに及ばず、文を左にし、武を右にするは古の法、兼て備へずんば有べからず。

(三) 北條氏政の辭世

- 一、自他本是一 此史復尤難。
- 五十有三年 彈指愧無爲。
- 一、ふきとふく風は恨みぞ花の春
- 紅葉の残る秋あらばこそ

- 一、我が身今きゆるといかに思ふべき
- 空より來り空にかへれば
- 一、あめ雲のおほへる月もむねのきり
- はらひにかけりな秋の夕風

(8) 挿畫(北條氏康)の説明

原圖北條三代の肖像は相州箱根湯本なる早雲寺の所藏にかゝるもので、何れも國寶である。氏康の装立ちは父氏綱と同じく折烏帽子、素襖、帶刀、蝙蝠(中啓)の武將の装立ちのである。氏康文武兼備、陽柔にして内剛なる風貌洵に描し得て居る。創業の早雲、守成の氏綱、氏康その人を得たることは、北條氏勃興の偶然にあらざることを知ることが出来る。

特に氏康の如く少年時代に於ける修養の話など思ひ合すれば、此ここに一段の教訓味を覺えずに居られない。

第三十章 上杉謙信と武田信玄

一、本課教授の要旨。

義勇の謙信、智謀の信玄の活動を説いて戰國時代に於ける社會現象、時代思潮、及皇室を中心とする我が特有なる國民志操の如何なるものなるかを知らしめ、兼ねて平和的道德生活に加ふるに武士道的修練の必要なる所以を自覺せしめ、以て男性的、奮闘的、奉公的精神の涵養に資し、稍もすれば、平和の美名の下に逸樂

的、享樂的頹廢的に傾かんとする現代惰弱の生活に對抗することによつて益々、我が國民道德の振興を希求せんことを以て主眼とする。

二、本課教材の展開。

(一) 謙信の生ひたち。

(二) 謙信小田原に迫る。」

(三) 信玄の生ひたち。

(四) 信玄信濃を取る。

(五) 川中島の戦。

(六) 謙信敵をあはれむ。

(七) 信玄志を達せずして死す。

(八) 謙信も目的を果さずして死す。」

三、本課教材の解説

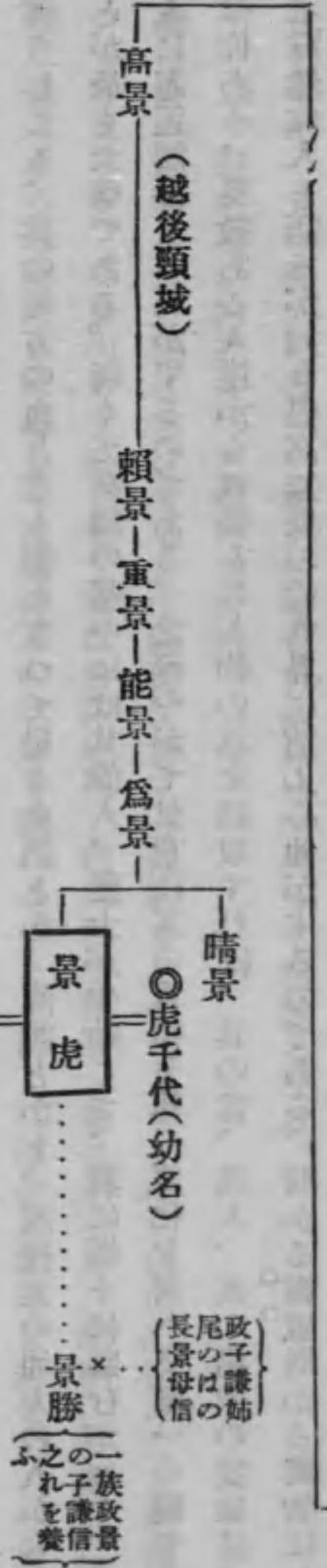
(1) 謙信の生ひたち。

(イ) 謙信の家系。

教科書に「謙信はもと長尾氏にして、平氏より出づ。其家代々上杉氏に仕へて越後にありき。父を長尾爲景とすひ、謙信は其の二男なり。」とあるのは、即ち上杉の家系を略記したもので、簡單ではあるが、其出所、其の移動が明瞭となつて面白。

○長尾の系圖と略説。(左記系圖は日本史講話参照)

平高望——良文……………鎌倉權五郎景政……………(中略)……………○——景晴



長尾氏は素と平氏で、鎌倉權五郎景政より出たことは前記系圖によつて明である、その後景政が相模鎌倉郡長尾郷を有せしより始めて長尾氏を稱するに至つた。子孫上杉氏に屬して數家に分れたが、彼の山内上杉家の家老長尾氏の庶族で、代々越後に住してゐた者の中より、英傑長尾爲景があらはれ、其の主越後の守護上杉房能と隙を開き、遂に房能を攻め滅して自ら越後の實權を掌握し、涼謀大略頗る見るべきものがあつたが、不幸にして越中の出征に戦没し、長子晴景一旦其家を襲ひだ。されど、優柔で將器に乏しかつた。其弟景虎は

夙に非凡の譽が高かつた。幼時僧となつて種々艱苦を嘗めたが、天文十二年(皇紀二二〇三年)十四歳で加冠して景虎と稱し、次いで兄に代つて家を嗣ぎ、勇猛能く兵を用ひ、春日山城(新潟縣中頸城郡春日村即ち直江津の西約一里)に據つて、まづ中國を徇へ、更に兵を越中、能登、加賀等に出して、勢威益々盛んであつた。而して景虎はまさに父の大志を遂行せんとした。されば、天文廿一年山内上杉憲政が氏康に迫られて、景虎の勇武に頼り來りて、關東の恢復を依頼するやうになつて、その上杉の苗字を讓るやうになつたので、景虎は上杉氏を冒し、序いで謙信と號した。前記系圖「景虎」の所に等號を以て名前を列記したのは本名、小字等其の變化した次第を書表したまでである。

(ロ) 上杉謙信と郷土史(郷土史の色彩ある國史教育を主張する)

眞に人物を活躍せしめやうとするには、單なる月並的の解説や冷めたい記録などを參考したのでは駄目である。何うしても、其の地方の血となり靈となつて居る史話とか、傳説とかを、直接其の地方の人から聴取することが最も大切である。斯くて教師の腦中には其偉人、烈士が生動して、眞に郷土に臨むが如く、又眞に其偉人に邂逅觸接する思がするのである。之れやがて兒童に其の眞相を傳へ感化を與へる唯一の鍵である。更に信仰あり、畏敬ある人達から直接その人物の話を取れば、其の言、其人、其の場所の實感は、消えうせて宛然偉人と語るが如き崇高無境の假象界に遣ふ心地がするのである。斯かる靈感斯かる眞智にして始めて人を動かし、チヤームCharmする事が出来るのである。此に於て著者は常に人物の郷土化を行つて居る、特に本課に對しては、謙信公の生誕地たる越後中頸城郡春日村小學校長出羽氏に托して左の示教を仰いだのである。全文を掲げて感謝する。

一、春日山の沿革

○春日山城越後國府の西南に接せる海拔四〇〇尺の丘を中心として築けるもの、其名は文明年中守護上杉房が南州春日神社より同靈を服に祀れるに起因する。越後守護長尾の居館の地謙信の父爲景の修築せしもの。元和假武の後、山城を禁ぜられ福島城に移りて廢城となる。

二、教科書に附記すべき郷土的材料

○謙信公の正義の念と義に引ひ勇氣とは神佛に對する信仰より發せることは、神佛に捧げたる祈願文に因つても見らる。春日山を中心として東は會津庄内、西は越中能登、南は川中島、東南は厩橋(前橋)まで各二線以上の信號所を配置して通信行軍の迅速を謀れること、部下には金又は米を給せず、一定の地を與へ兵農一致、産業の奨勵をなせしこと。

三、教訓となるべき史話の概要。及び特に謙信公に對する御地方の信仰。

○全生涯を通じて、不義を行はず、と云ふ公の信念より發せし行動は殆んど、皆教訓となると稱して可ならんか。併しながら時として怒に乗じて短慮のことなきに非ずと思考す。青年少年の公の遺跡に來りて驚營其他の方法により其人格に觸れんと欲求する風、年と共に増加す。(上杉家にて從來餘りに公の事蹟を神秘的に取扱ひたると、越後は數藩に別れし關係にて維新前は殆んど顧みられざる状態)

○謙信公に關する研究に全生涯を没頭せる謙信傳の著者、布施秀治氏は目下東京帝大史料編纂所に勤務中故、同氏を訪問下されば、小生等よりは遙かに有益と考へらる。

○城跡は公園として經營の緒に就く、山の中腹に春日山神社(縣社)として公を祀る。麓の林泉寺と共に修

學旅行團絶ゆる時なしと稱するも過言ならじと思ふ。ゑはがき其他二品参考までに送上仕り候。(以上春日村校長佐吉氏教示)

實に感謝の外はない。それから直ぐ様帝大史料編纂掛の布施秀治先生を訪れて色々懇切に御話をし、戴いたのである。流石に全生涯を謙信傳に没頭せられただけに言動に——古武士の意氣があり、全身に溢れる崇高な風貌には、自ら頭が下るやうな氣がした、余は此の瞬間布施氏の中に謙信公を見出すことが出来たのである。漸くして應接室に導かれ早速來旨を告げ國史教育に關する趣旨を述べた。此の時、取り交した言葉は次の通りである。

- 中野 何うも今日の歴史教授は徹底致しません。教科書が改正になりましたので、國史教育に大分力を注いで参りましたが、何分参考とする書籍に適當なのがありませんのと、取敢ふ人の考慮が昔流に捉はれて居ります所から豫期の目的を達することが出来ないやうです。従に今日は思想問題等に就て云々は致しますが、それを我國史の中に生かさうとしないので、唯藝術教育が何うの文化が何うの、歐米の教育思潮は何うのと迂遠なことを言ふ割合に、事實の研究を致さないやうです。従つて史上の人物などを取扱ふにしても、何等感懐もなく、従つて兒童に及す感化も薄いやうです。それで私は、次のやうなことを考へます。
  - (イ) 我が國の特質は年と共に薄らいで來るやうに思ひます。
  - (ロ) 之れは教育上餘程大切な所と思ひます。
  - (ハ) それには何うしても國史教育によつて我が特質を闡明し、維持し、益々發展させて行く必要があると思ひます。
  - (ニ) それには、従前のやうな記録(正史とか編りきつたもの)のみによつて教授して行くことは何うかと考へます。
  - (ホ) 眞の歴史は記録以外に存するとも思はれますから、今後の國史教育には、正史に載せられた事實以外に、地方の傳説・史譚等の中で特に教育上價値のあるものを附記して大いに我が特有なる國民的思想を涵養して行きたいと思ひます。それ

には教科書に載せられた人物に就いて、特に地方の信念となり、尊敬の中心となつて居る話を流布することが最も大切と考へます。

○布施氏 それでは、兒童に恰かも其の地に臨んだやうな心持にならせて、其の偉人の徳を稱へさせやうと言ふのですか、それは大體結構なことである。よし其の仔細を兒童に語らぬとしても教師が、其の人物に就いての理解と信念とを有つてをすることは實に大切である。

○中野 それでは話は轉じますか、謙信公に對して郷土の人は何んなに思つてをりますか。

○布施氏 左様、土地の人は謙信公に對する尊敬の念は中々強い、偉い人といふ感じは強いものである、併し事實はそんなに知りませんが。

○中野 謙信公の偉人たる所以は何所で御座いますか。

○布施氏 生涯を通じて正義の觀念に強かつたこと、誠意の人であつたこと、特に戰國時代の武士に最も乏しかつた「名ヲ尊ブ」といふことは謙信公の最も偉い所で、尊王の誠忠も之れに基くものである。それから謙信に限つたことではないが、文武兩道の修業に努めた點でせう。其他詳しくは上杉謙信傳に書いておきました。兎も角謙信公三十五年間の活動は一に正義誠意の觀念に基くものである。

○中野 幼時の苦心。と云つた方面のことは如何なもので御座いますか。實は教科書に「幼き時、父戰死して兄晴景家をつぎしが、柔弱にして部下にあなどられ、其の國大いに亂れたり。云々」とありますが、之等は幼時に於ける苦難の中と考へますが、

○布施氏 そうです。今なれば學齡に達した七歳の頃に父爲景に死別しました。當時天下麻の如く亂れ、群雄四方に割據すること此時己に七十餘年、我が北越領の紛糾を極めたが、爲景の死に及んで、府内の威令殆んど行はれず、況んや兄晴景は凡庸の質であつた、如斯家國艱難の中に成長したので其の苦心の程は察すべきである。故に十四の頃には、兄に代つて長尾領統御の任に當つたので

ある。公の活動は實に此年を以て始まるのである。

それから同氏に謝辭を述べて歸途に就き、其の足で東京堂に行つて上杉謙信傳を求め夜を徹して講讀に耽つたのである。左に記する所のものは、布施氏著上杉謙信傳并に謙信公と林泉寺(春日村校長寄贈)を參考して本課教授に關係深い箇所を抄譯し、尙ほ余の卑見をも附加したものである。

(一) 幼時の謙信

(イ) 後奈良天皇の享祿三年(皇紀二一九〇年)正月二十一日、春日山城に生る。(足利義晴將軍の時)

(ロ) 幼名虎千代と云ふは、享祿庚寅の誕生に基くものである。後首服して平三景虎といひ、受戒して宗心と稱し、自ら不識庵と號した。謙信とは晩年剃髪したる後の名である。

(ニ) 天文五年謙信年七歳城下林泉寺に入りて文を學ぶ。是歲八月父爲景家督を嫡男晴景に譲り、四ヶ月を出でずして春日山城に病歿した。此の天文五年といふ歳は秀吉が尾張中村に於いて呱呱の聲を揚げた年で皇紀二一九六年である。逆徒喪に乗じて府内に迫り、物情騒然たるの狀であつた。葬送の日、謙、幼弱の身に甲冑を帯び、劍を按じて亡父の柩を護送したといふことである、其の悲壯なる情を偲ぶことが出来る。謙信深く當年の恨事を肝に銘じ、慨無量であつたといふ。

(三) 八歳の時、兄晴景は再び越後守護上杉定實を奉じて國政を輔けたが、諸將黨を樹て相反噬する等のことがあつて國歩頗る困難の様であつた。此の年七月(皇紀二一九一年)は北條氏綱が川越城を陥れたる年に當る。謙は上の如く幼年の時つぶさに人生の辛酸を嘗めざるべからざる悲境に遭遇したのである。然れども謙信は此頃よりして日夕武勇の遊戯を嗜み、左右の人をして驚歎せしめたりといふこ

謙信時代春日山城廓 (林泉寺寶物)



昔山門にかゝげし  
兩頰面は  
謙信の筆



とである。又好んで一間四方の城廓ある操人形の城攻模型を玩んだといふ、之等は兒童に話し聞かせて興味ある事柄である。後年景勝は此模型を武川勝頼の嫡男信勝に贈つたといふことである。之れより十三歳に至る六年間は次の如き背景の中に立たざるを得なかつた。

(イ) 關東に國府臺の戰を耳にす。

(ロ) 上杉家の内訌起る。

(ハ) 毛利尼子の兩氏相戦ふかと思へば、内飢饉疫病流行す。

(ニ) 越後擾亂の徴ありて府内命令殆んど行はれず。

空飛ぶ征矢の音に夢を破られ、斬り結ぶ劔戟の響を耳にして、或は文學を修め、

或は武藝を練つたとの布施氏の言々克く當時の謙信を表現してゐる。然れども時勢はいつまでも此の兒童期を安樂に過すことは出来なかつた、即ち十四歳にして首服を加へ名を景虎と改め凡庸の兄に代つて所領を統

轄するに至つた。之れいよ／＼謙信の活動期に入るのである。

(三) 上杉氏の家系と謙信の活動。  
上杉氏は、藤原氏の出である、即ち大織冠鎌足七代の孫、勸修寺内大臣高藤の庶流である、藤高より十代を経て修理大夫重房に至り、丹波上杉の莊を賜はりたるにより氏をト杉と稱し、竹輪双飛雀の紋を用いた。建長四年、征夷大將軍宗尊親王に隨ふて鎌倉に下り、武家となり、子孫繁榮して遂に關東の名族となつた。頼重・憲房の二代を経て 憲顯の時代に至り、足利尊氏を輔けて其の功を立て、正平四年、尊氏の次子基氏關東管領となるに及んで、憲顯は執事にあげられ、越後、上野、伊豆三國の守護に任せられ、上野平井城を根據として之を輔け關東の民心を悦服せしめた。さて上杉氏には分派が多いことは世人の夙に知る通りである。左に大要を記載して置く、憲顯の叔父重顯の裔は鎌倉扇谷に、憲藤の子朝房は、同じく犬懸に、而して憲顯は山ノ内に居た。故に山ノ内上杉家といふのである。此の外京都・越後にも諸流がある。山ノ内家は、同族中の本家で永く關東の政權を握つてゐたが、扇ヶ谷家と争を起してより勢漸く衰へ、憲政に及んで衰微の極に達し、遂に北條氏康に鎌倉を攻められ、後には平井の本城をも守ることが出来ず、逃れて越後に來り春日山城主謙信の許に投じたことは已に前課に説いた。而して謙信に家督を譲つて一家再興のことを依託した。謙信之れがため兵を關東に出して氏康と戦ひ、永祿四年春小田原城を攻めて上杉氏の宿怨を霽した。教科書に

「後上杉憲政が北條氏康に追はれて謙信にたより來り、其の家名を授くるに及び、始めて上杉氏を稱へたり。これより謙信は憲政の爲にしばしば兵を關東に出して北條氏と戦ひ、ある時はるかに小田原の城下に

に迫りしことありしが、敵は其の武勇に恐れて、途中出でて防ぐものなく、あたかも無人の野を行くが如き有様なりき。」

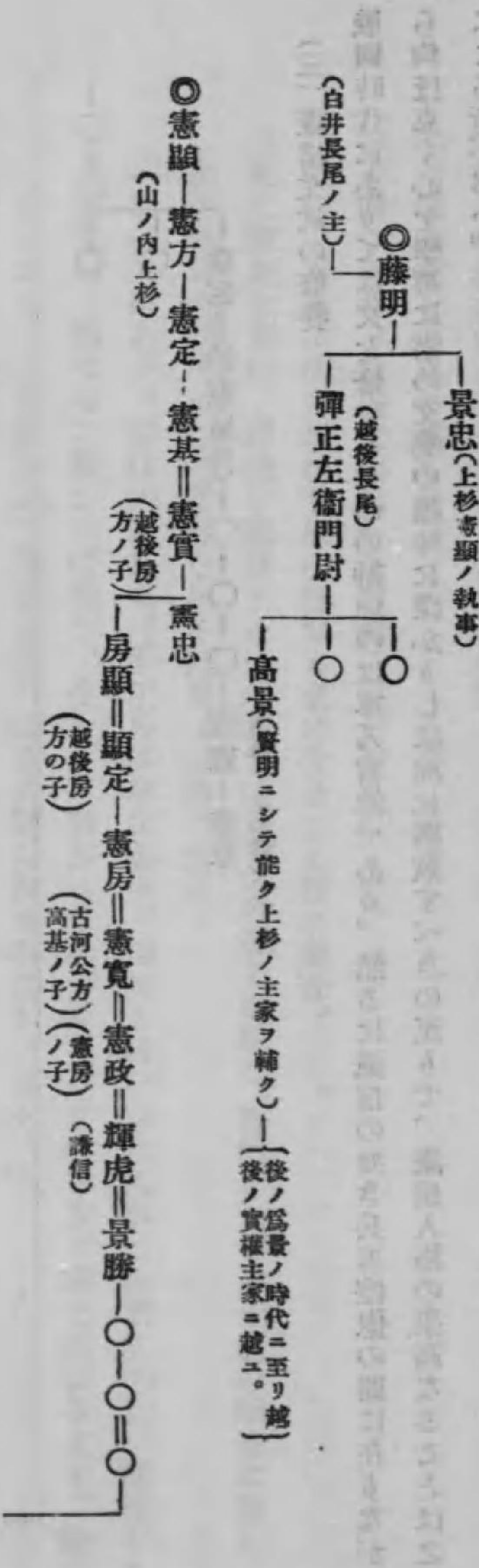
とあるのは即ち之れである。後鎌倉八幡祠前に於て、憲政の讓をうけ山ノ内上杉家を継ぎ、名を政虎と改めた。

謙信、佛戒を持して妻妾を置かず、故に子無く、永祿七年、姉の子を養子とした、景勝は即ちこれである。

(前掲の系圖)

天正六年謙信四十九才を一期として病没するや、景勝がその遺業を嗣いだ。左に上杉家の畧系を示しておく。

○上杉家略系(謙信傳)……………長尾家との關係を見ること。



—〇—〇—〇

—重定—治憲(鷹山)—〇—〇—〇—茂憲—憲章

(伯賢) (伯賢)

(三) 謙信文武の修養

戰國時代にありては文を修むるものの尠いのは寧ろ當然である。然るに謙信の如き兵馬倥傯の間に在りながら尙ほ克く心を學事に潜め文藝の趣味に深かりしは洵に稱歎すべきの至りて、謙信人格の崇高なることは之による所が多い。

(イ) 七歳にして菩提所林泉寺に入りて住持天室光育に就いて始めて文字を學ぶ。和尚は六世の住持で、圓熟の高徳であることは禁制五ヶ條、修養十徳等を見るも明かである。之れ恰かも徳川家康の臨濟寺に於ける雪齋和尚と類似して居る。長ずるに及びて益々武術と文事とに心を寄せた。儒者山崎某は常に左右に侍して四書五經を講じ、時に老莊諸子の學説を述べたといふことである。而して其の講學に熱心なることは、陣中と雖も學を廢せず、隨行の僧をして營中に孟子を謄寫せしめたことによつても明かである。謙信また國風の嗜み深く、和歌をもよくした。されば能州遠征中の作と稱する霜滿軍營秋氣清の句の情調深きを見ても如何に謙信が磊々落落々胸中豁然たる詩的生活をしたか想像される、文學的に陶冶されたる謙信の人格が到る所に發露して居ることを思はゞ、文學が如何に

人格品性の向上に關係深きが分る。

(四) 武技と兵學

謙信の武技兵學に關する記事は中々に多い、左に謙信傳中より主要なるものを掲げておく。謙信が將となつたことには種々の原因がある、即ち第一は彼が天性英雄の質を以て生れたこと、第二武將の家に生れたこと、第三四圍の境遇にもよること、第四努力奮勵以て鍛鍊の功を積んだこと等實話は實に多い。

○幼時より戰話を聞くを喜ぶ。

○木刀を提げて群童と戰爭の遊戯をなすにも他衆に卓越してゐた。

○幼時攻城の玩具を弄びしこと前達の通り。

○弓箭の業を老將に學んだ。

○十四才の時、實戰に臨みたる實例。

○槍法、馬術に病を忘れ千里の行軍も意に介せざる程の剛者。

○更に修養を重ね、禪機を確取するに及びては、死生の境を超越し、豁然として武士道の極致に達し、

遂に春日山城内に左の壁書を見るに至つたのである。

「運は天にあり。鐵は胸にあり。手がらは足にあり。何時も敵を掌に入れて合戦すべし。疵付くことなし。死なんと戦かへば生き、生さんと戦かへば必ず死するものなり。家を出づるより、歸らじとちもへば又歸へる。歸ると思へば是亦歸らぬものなり。云々。」

○軍を起す時は、先精進、潔齋、誓願を立て軍神を祭り、八幡の御弓、毘沙門の御旗を樹て、陣頭に望むを常としたといふ。此の信仰の上に立つが故に強さは強し四境無敵の有様。謙信常に真先に突撃し、もの共續けと下知す、實に其の勢や疾風迅雷の如くである。小田原の攻圍、川中島の激闘、危地に入りて平然、實に磐石の不動たるに似たる、之れ上記の手練と信仰の上に立つものにあらずして何ぞ。爲めに全軍の士氣常に上り越軍の向ふ所常に無敵。

○而して謙信は、軍紀の嚴肅と精神の教養を算ぶを以て兵法の主眼とし、更に掠奪等の不徳を誡め、將卒の訓練の價値を信じては常に『訓練によりて鼠の如き怯懦なる者も、虎の如き猛者に化するこゝとが出来ると言ひ、且戦勝の要件は軍隊の精練と指揮の功妙とを以て主眼とした。

如斯にして戦歴攻城その數を知らず、常に成功を爲す所以のもの蓋し故あることにこそ。此他謙信の信仰、祈禱即崇佛敬神等のことは同書に詳しいから就いて参考とせられたい。

(五) 謙信の忠誠

前述したやうに、又謙信の謙信たる所は大義名分を重んじた點である。足利の末葉は世は亂麻の如く日本六十餘州は亂れに亂れ、畏くも皇室の式微は其の極に達し、三條の大橋より賢所の御燈火を認むる悲境を見るも、當時戦亂打續く世にしあれば奉公の精神はあれど之を實現するに由がない。

此時に當り猛然蹶起して主上の御心を安んぜんと卒先したのは實に謙信忠誠の發露である。されば水戸の史官青山延光氏が、尊王の事績を述べて『天下の爲す能はざる所を爲せり』と激賞し、且つ曰く『此ノ如クナラザレバ將タ何ヲ以テカ能ク數百年ノ積弊ヲ振ヒ、東北僱強ノ俗ヲシテ皇威ヲ畏ルルヲ知ラシムベケンヤ。然

バ異日太平ヲ開ク、謙信功無シト云フベカラズ。而シテ織豊二家ノ王室ヲ尊ブハ謙信之ガ首唱タリ。』と。而して謙信の至誠奉公の精神は夙に父爲景に起因すると。左に謙信忠誠の例を記せば、

(イ) 上洛すること二度。

(ロ) 禁裏修理の費を献ず。

(ハ) 即位大典の祝。(正親町天皇)

(ニ) 御料所献納。

(ホ) 國産献上。

(ヘ) 神宮崇敬。

(ト) 大廟遷宮費を献ず。等が其の主なるものである。

(2) 信玄の生ひたち

教科書に『此の頃甲斐に武田信玄あり。其の家は新羅三郎義光より出で、代々甲斐にありて其の領主たり。信玄は幼き時より智謀ふかく、十六才の時、父信虎にしたがひて信濃に攻入りしに、敵城固くして、信虎は八千の兵を以て之を破ること能はざりしに、信玄は僅かに三百の兵を率ゐ、謀を以て不意に襲ひて之をおとしいれしことあり。』とあるが、謙信との記事を比較して頗る面白い、第一、謙信が平氏の出なるに對して、信玄の源氏の出と對比し、更に謙信の大膽勇氣なるに對しては、信玄の智謀深遠と對比し、更に兩雄の幼年期に於ける共通點、英勇たるの要素を書比べ讀者をして感興湧く如くに仕組んである點等實に巧妙に出來て居る。行文は簡素であるが、所謂『味』のある、そして熱のある書振りである。之れやがて川中島の戦の前提



とも見るべきもので兩虎共に相戦ふの豫備を爲すものである。そうしておいて戦争中に謙信の美しい人情を描いて讀者をして「ア、」と思はせる叙述、流石周到に記されて居る。さて本段に於いて研究を要する點は、次の三點である。

1. 信玄の家系の研究。
2. 智謀百出の具體例の研究。
3. 信玄の人物研究。

(イ) 信玄の家系と一家の事情。

武田氏は、清和源氏の末流で甲斐源氏の宗家である。義家の弟新羅三郎義光甲斐守となつて初めて甲斐に入國し、其子義清が甲斐に止つて武田氏を稱した。義清の孫信義は武田太郎と稱し頼朝に従つて功を樹て、甲斐・信濃の守護に任せられたのである。四代の孫信光は甲斐の守護となり累世其職を襲ひて信虎に至つた。されば舊教科書教師用卷二に、『武田氏は源義家の弟新羅三郎義光より出づ。義光の子義清始めて甲斐の武田(北五條郡神田村武田郡)に住し、因りて武田氏を稱す。四代の孫信光に至りて甲斐の守護となり、是より累葉其の職を襲げり。信玄は實に信光十四代の孫にして云々。』とある。左に系圖の概略を示しておく。

○武田氏の系圖



信玄の父信虎は勇武で策略に富み府中(西山梨郡相川村古府中)に城いて一國を風靡し、漸く隣邦に及ばんとした。晴信は長子でありながら、父の愛は寧ろ晴信の弟に寄せたから、晴信幼時の辛苦の程が察せられる。されど信玄の父信虎其性極めて勇武ではあつたが、強暴苛酷であつたから國威を張りつゝも尙ほその國人には喜ばれなかつた。そこで其の領有の維持覺束なく、危きこと旦夕に迫るの思があつたから、老臣等信玄と相謀つて信玄の姉婿である今川義元の許に隠退することゝなつた。時に天文十年二二〇一年、越後の上杉謙信十二歳の初夏、而して越後の領内は飢饉疫痢次々に國內擾亂する時、更に關東の北條氏方において、氏綱没して子氏康家を嗣ぎ、時。川中島の戦を隔ること正に二〇年である。之れがため信玄は父を放逐したと謂れるのであるが、事實は父子合意の上であつたことゝやうに見える。大森學士は同著の中に記されて居る。布施氏の謙信傳二〇二頁には『天文十年、父信虎を駿河に逐ひ出し、代りて國主となる。』とあるが、若し兒童に話すとせば、大森學士の説に依つた方がよい。又室町時代史六五七頁武田信虎の退隱の所にも、『在來ノ諸書晴信ガ策ヲ設ケテ今川義元ト謀リ父ヲ追フト説キ大義ヲ論ズルノ士、名分ヲ説クノ士、多クハ晴信ヲ誹謗セリ。然ルニ信虎ガ甲斐ヲ去リ駿河ニ赴キシハ、此レ晴信等ノ企テシテ信虎ト合意ノ結果、信虎ヲ退隱セシメシモノナラン。』とて義元の文書を掲げてある位である。而して何故駿河に赴かしめたかに就いては、次の如く述べてある。

○政略説を説き

○血統的關係なりと説く。

何れを正鵠を得たるや、知り難い。併し唯晴信の姉今川義元に嫁し駿河に在りし故に駿河に赴かしめたりと

記し、更に信虎をして甲斐を去らしめし所以を如何に見て居るかといふに、悪行多きに歸して居る。更に附記して曰く、「明カニハ知リ難キモ信虎ガ甲斐ヲ去リシカバ部下ノ諸士並ニ領分内ノ男女共ニ大ニ悦ベリト云ヘバ或ハ如上ノ理由(暴行)アリシニアラザルカ、尙ホ大ニ研究ヲ要スベキ問題ナリ。」とある。

(ロ) 信玄の智謀と氣質

之れに關しては教科書に「信玄は幼き時より智謀ふかく、十六歳時云々。」とある記事や、川中島の戦等にも是非附加すべきであるから此に詳言はしない。唯此には諸書の信玄を稱揚する句と信玄の幼年時代に於ける有様とを略記しておく。

○藤岡文學士統一中等歴史教科書日本歴史参考書には、十六歳の時に加冠し、將軍義晴の偏諱を賜はりて始めて晴信と稱し、此年初陣の殊功を立てたりしが、後出家して信玄と號す。二十一歳の時父信虎に代りて府中に政務を執りしが、智謀に於ては關東に冠たることとて、先づ甲州一國殘る限なく平定し、進んで信州を侵して諸族を降し、同國の名族村上義清は、遂に信玄の兵威に敵する能はずして、天文二十二年越後に走りて謙信に頼る云々。

因に謂ふ十六歳の初陣とは、天文五年平賀氏と父信虎とが衝突したる時のことにして信玄幼弱の身に於てあれど奇襲を試み城將を斃して海ノ口城を陥れたるをいふのである。平賀氏は信州南佐久郡平賀ノ庄を領し世々海ノ口城に居て佐久郡を占有して居た。

○謙信傳には、信玄雄武にして軍法に精しく、權畧に長ず。精を養ひ、銳を蓄へ、意を民政に用ひ、鑛山を發掘し、貨幣を鑄造し、民力を養ひて云々。

○室町時代史には、晴信(信玄)沈勇にして謀略あり、父に代て國命を支持するに足れり云々。

○大日本全史には、信玄は武略に長じ、戰國時代の大立物であり、追々と信濃を平げ、諏訪、小笠原諸氏の地を略し、村上義清なども破られて、其の領邑川中島の地も占領せられ遂に越後に奔るに至つた云々。

○中央史壇には、武田信玄の幼時として次の如き意味が書してある参考の爲めに抄譯しておく。

(1) 戰國時代は弱肉強食、親子相争ひ、妻子姉妹をも政争の具に供した、此の恐しき足利末期の世に於いて群雄中その名を轟かしたのは武田信玄である。信玄は甲州を根據地として關東一圓に大勢力を振ひ、西上の準備を整へ、その機に臨まんとして、不幸果さなかつたが、當時第一の勇將なりしことは明かであるとの前提を下して次に幼年時代に就いて述べてある。

(2) 幼名は勝千代丸と稱し、幼年時代より他の兒童と比して言動共に勝れ、人皆舌を卷いた。

(3) 然るに父信虎は、何うしたものか、勝千代丸の爲すことを心よしとしない、それがため弟の信繁を愛した。所が勝千代丸は、子供の時から思慮深くして大膽であつたから、長ずるに及んで却つて父信虎を體よく追出し、(此ノ所前述参照)自分から家督を襲いだ。

(4) 八歳から長禪寺へ手習學問の爲めに登山し、一字を學んで、よく十字を知り、自然に虎爪龍牙の筆勢であつた。或時師の匠一卷の書を取出しこれは、玄惠法師の作りおかれし庭訓往來と申す書なり。讀み習ひ給ふべしとありければ、二三日の間に早や其の理に達して、是はさのみ武將の要とすべき物と覺えず、何にても、軍略に達すべき書を教導し給へとあれば、師匠大に驚いて、扱々「梅檀は嫩葉より香しとかや」とて七

書を出して讀ましめば、是こそ予が望む所だと、晝夜を分たず、勉強したから、其の意悉く徹底した。夫れより小僧に打交り、禪したるに、活達機、衆に越えた。

(5) 斯くて勝千代十二才の秋の末、或夕暮に、御手水の爲めに廣縁に立出でられしに、日頃に立置かせ給ふ本馬があつたが、忽ち身震して御を呼びかけた。聞えぬ體にもてなしたるが、餘りに不思議さに、暫く其所にのみ給ふた。時に彼の木馬、又曰く、如何に勝千代、軍術と劍術、何れが是なるか。劍術軍術共に是なり、是れ劍術の妙なりとて、拔打に丁と切り給へば、手答へして縁より下へドツトと落ちた。火を持ち之をよく見れば、大なる狸の血は染みたるが居たといふことである。

(6) 晴信十三才になり給ふ時、信虎の秘藏の名馬鬼鹿毛を所望し給ひけるに、勝千代は未だ當年十三才、鬼鹿毛などの荒駒を若年の身には似合はず、來年十四才なれば、元服をさすべし。其時、當家重大の御旗、無楯の鎧、義弘の太刀、左文字の刀、同短刀悉く譲り與ふべしと返事し給ひしに、勝千代重ねて押返し使を以て、當家重大の重寶共悉く譲り下さるべき由、忝く存じます。考へまするに、御旗、無楯は先祖新羅三郎殿より相傳の家寶です、其外太刀、刀等皆以て當家の物なれば、御家督下されん時こそ頂戴仕ります。〔中略〕彼の鬼鹿毛は、勝千代此今より乗習ひ、一兩年間に何方にもあれ、御馬を出されんには、某若年ではありまするが、御後ぞなへを快く申さんと、しきつて所望したれば、信虎大いに怒り眼をひらけ荒らかなる聲にて、汝等よく聞け、家督を譲らんも、譲るまじきも、信虎が心中にあること。累代の家寶を譲り與へんといふに尙ほ不足に存するか、然らば、弟を信虎が總領となして、家督を渠につがせ、親の下知に従はざる奴を追出し除かんとて、三尺三寸抜はづし、使の者を追かけ給へば、使者逃げ延びて危き命を助かつたといふことであ

る。勝千代斯くの如くにして父の不興に陥つたが、聰明であつたから少しも悪振れなかつたとはいへ心中の程ぞ思ひやるべきである。其後馬より落ちては背に土塵を付け、或は泥にまみれながら父の御前に出で、御側で物など書き給ふにも、態と悪しく書き、川に入り水に泳ぎ給ふ時は、深き所に至りて水に溺れ、助けよと呼はりて郎従に助けられ、又、大木、大石等を引かせ給ふにも、弟に負け、又御前の立居舉動には、或時は、躓きて轉び、又何の用もなきに周章て騒ぎ、一事が萬事武田の總領としてあるまじきの振舞であつたが、勝千代は元來が英傑の質であるから、之らのことは左程苦にもしなかつた。後に至り信長、家康等の豪傑や智者を散々になやます程の名將となつたが、その生立を見ても凡童と大いにその有様が異つてゐることに氣づかれるであらう。

以上によつて大要信玄が幼年時代から智謀の卓越してゐたこと、又信玄の人物の如何なるものであつたかを想像することが出来やうと思ふ。其他信玄に關する人物觀等に就いては近頃發刊になつてゐる武田信玄などいふ單行本等を参照せられるがよい。

(3) 川中島の戦

教科書に「程なく父に代りて能く其の國を治め、又しだいに信濃を攻取りしかば、信濃の村上氏等は、越後に走りて謙信の助を請へり。」とある、之れが本戦の動機であつて暗に謙信の義戦たることを示して居る。更に次の行を見ると、「謙信よりて村上氏等の爲に、しばしば信濃に入りて、信玄と川中島に戦ひたり云々。」とあるのを見ても謙信の人格は躍動して來るやうに思れる。而して其戦争たるや、一回ならざることは、「しばしば」なる語、「中にもある年秋の戦に」又一五〇頁の「かくて久しき間勝敗決せざりしが、云々」の記事

を見ても度々川中島で戦つたことが分る。従つて此の回数等に就いては、或は五箇度合戦、或は初戦、再戦、三戦等の異論があるが、斯んなことは普通教育には穿鑿するの要がない。此の他本戦に就いては、勝敗何れにありやの議論を始めとして仔細な點にまで異論はあるが、之れ殆んど所謂「上杉最負、武田最負等」の感情或は研究の十分ならざる所より來るものである。従つて本戦に關しては種々誤謬異説を立てる人が可なりが多いやうであるが、余は最も穩健なりと信する前記布施氏の謙信傳中本課を取扱ふ上に參考となるべき部を抄譯し、更に之れが材料を如何にして活躍せしむるかに就いて稍々具體的に記述して見やうと思ふのである。因に謂ふ布施氏は高田中學十有餘年間最も熱心に上杉氏の事績に就いて攻究せられ、更に信玄の生涯地にも奉職せられて専心武田氏に關する研究を遂げられたものであるから、其の所論の正鵠なることは喋々を要しなす。

(一) 信玄強を避けて弱を撃つ。

信玄が、國外經略に着手せんとする時に當り、今川義元は、駿・遠・參を併せ、北條氏康また豆相を攻略して武・總に出て、將に關東に勇飛せんとして居る。依りて信玄は輕々しくは手を下さず、先づ強を避け弱を撃ち、險を捨て、夷に就くの策を執り、努めて義元、氏康に歡心を求め、互に婚を通じ、親を結び、専ら信濃經畧に腐心した。故に信濃經畧は信玄の將來に對する一大計劃で、基礎を固むるの方途たり。信玄の智謀遠慮は此にも現れて居るのである。

(二) 當時の信濃。

當時信濃十郡は村上・小笠原・諏訪・木曾・平賀の五氏互に割據し、諸豪族はまた互に分屬して、或は和し、或

は争ひて國內分裂して騷擾實に止む時がなかつた。信玄は即ち先づ之等の諸氏に手を染めざるべからざる情勢であつた。(以上の五族は武田氏と共に源氏の由)

(三) 村上氏との衝突

村上氏は夙に平氏の隆盛の頃より更級郡村上郷に居り、元中元年埴科郡に移り葛尾城を築いて四隣を併呑し、義清の代には其の領する所埴・更級・高井・小縣・水内の四郡に跨り、佐久郡の一部にも及び、同族多衆其の麾下に屬し、其の勢信濃に冠たるの様である。信玄已に諏訪郡を略したから、次に略すべきは、甲斐に近き南北佐久郡、小縣である。信玄は前述したるが如く天文五年父と共に南佐久郡海口城を下し主將平賀成頼を斃せしを以て、自由に佐久郡に入ることが出來たのである。信玄は義清の領地を略せんとして天文十五年七月信濃に入り先づ北佐久郡岩村田、岩尾の兩城を下し、進んで志賀城を攻め城主昌弼を破つた。義清は直に兵を率ゐて甲兵の歸るを大井原に追ふて戦ふた。之れより連年武田村上兩氏の接戦となるのである。天文十五年十一月義清は佐久郡を蕩平して武田に當り、其勢力を張らんとし、武田方の據れる岩尾城を伐たしめた。然るに本戦村上氏の敗となり其後益々甲信關係重大となり其の奔命に疲るゝといふ有様であつた。信玄更に天文十七年大舉して信濃に入雌雄を一時に決せんとて村上義清の軍と鹽田に大に戦ふたが、甲軍大敗信玄自ら負傷を受くるの苦境に陥つた。之より義清の軍大に奮ひ、攻勢日に加はるの情勢となり日夜武田氏に對する對抗策を計量した。信玄之れに鑑み大いに勢力挽回のことに勤め漸く武田色めき遂に佐久郡を略することを得た。信玄更に進んで小縣郡を村上氏より奪はんとし親ら兵を率ゐる辛苦の結果、村上氏を窮追せんとした。時に天文二十二年である。義清殊死して上田原に激撃せんとしたが、衆寡敵せず大敗の止むなきに至つた。

義清の葛尾城は既に敵の占領する所となり、唾背の敵は義清をして再び立つことを能はざらしめた。是に於て義清大に憤慨し最後の戦を試みんとしたが、忠臣光氏諫めて曰く「請フ主君宜シク越後ニ奔リ、謙信ニ倚リテ再舉ヲ圖リ給ヘ、云々」と、義清遂に之に従ひ敗軍の旗を絞り長途山路を辿りつゝ、悄然として春日山に落ちた。

(四) 謙信村上氏を救ふ。

信玄に攻め立てられた信州埴科郡葛尾の城主義清は越後に至り歎願して曰く「多年信玄の爲に侵凌せられ、今や身を容るゝの地なし。希くは公の武威を以つて葛尾の城に歸還せしめよ」と。此の時謙信内亂を鎮して漸く小康を得、又關東管領上杉憲政の請託を容れて關東の經營に指を染めたる時、且上洛して天子、將軍に謁せんとするの際なれば、身邊實に多事、今又義清の來り投ずるあり。情誼正義に充ちたる謙信の心中や如何に

○謙信時二十二の壯年。皇紀二二一三年(天文二十二年)夏八月である。是年上洛參内後奈良天皇を拜し、天盃御劔を賜ひ、且つ禍亂戡定の勅を受けた。

謙信慨然として曰く、「信玄故ナクシテ人ノ國ヲ奪ヒ諸君ヲシテ身ヲ容ルルノ地無カラシム。諸君ハ名族タリ。人ノ下風ニ立ツ者ニアラズ。而モ來リテ我ニ投ズ。是我ヲ知レル者ナリ。豈力ヲ假スヲ吝ム可ケンヤ。且隣交ノ誼アリ。援ケザルベカラズ」と。大日本全史には「川中島の地が信玄に屬することになると、謙信の春日山城にも少からぬ影響があるから、謙信は一層力瘤を入れたのである。」と述べてあるが、兒童には話さない方がよい。勿論謙信の心中には必ずや利害問題と交渉する所があつたであらうが、斯くては却つて謙信を灰色

にして仕舞ふ恐があるから、此所は全然謙信傳の傳へる所の義舉の一念、即止むに止まれぬ正義の觀念の發露として取扱つた方がよい。教科書にも「謙信よりて村上氏等の爲に、云々」と書いてあつて謙信出兵の動機を明示して居る。之れは聊細の事のやうに思はれるが、國史教授特に人物を取扱ふ際には、何だか生かしたり、殺したりして其の行動なり人格の顯現なりを灰色にして仕舞ふことがあるが、之れは注意すべきことである。殊に教訓としての國史を話す際には注意すべきである。今回改訂の教科書は堂々史實の真相を傳へることに努力した點が可なり多いやうであるが、人物を灰色にしないことにも注意が拂つてある。是れ國史を一面教訓の資に供せんがためである。

要するに、此所を取扱ふ際には、謙信が出兵の動機、即ち村上氏との然諾の理由を全然自己の利害から超脱してゐた謙信の義心を大いに高潮し、聊かも兒童が疑ひを抱かないやうに取扱はなければ、本當の謙信が表はれない。書物にあるからと言つて得意に附加したりなどと却つて妨げとなることを注意したまでである。此が小學校の國史のむづかしい所で、教材の精撰や教授の方法等の研究が大いに必要な所以である。

(五) 川中島の地勢と兩將の關係的位置。

地勢を知り之れを板上等に描出しつゝ、教授することは、本文を生かし、挿書を躍動せしむる上に極めて重要な事柄である。之れがため兒童の感興を惹くは勿論、印象を深くし、想像を逞うして恰かも該事實が身邊に迫る思を以て愉快に學習することが出来るのである。更に兩將の進路、其の關係的位置、血戦の場所等を明かにせば、それこそ教室とか、繪畫とか、板書とかの實感は沈降して錯美界(假象界)に逍遙するの感が起るであらう。いでや左に余が實際に試みし概要を記述することにしやう。左圖は謙信傳を參考として作つた圖

であるが、之れは兒童に示すものではなく、教授者が本解説を通讀せらるゝ上の參考である。兒童に示す圖としては左記要件を參照して描く必要がある。

○春日城の位置を示すこと(鎌信の居城)

○甲府(府中城)を示すこと(信玄の居城)

○犀川、千曲川の二つの流を示すこと(川中島を明示する)

○妻女山、海洋城、葛尾城、八幡原、善光寺等の地點を明示すること。

○春日山城より川中島に進出する道筋。

○甲府より川中島に向つて進出せし信玄の行軍路(概略の距離(八幡原より春日城へ約十七里)等を明示する。)

距離は地理附圖の縮尺によつて概略を測定させるのも面白い。

○關東の北條・甲斐の武田・越後の上杉・及び京都との關係を離さないやうに取扱ひたい。それには是非とも此に掲げた地圖を參考して別に子供に見せる爲めのものを考案しなければならぬ。

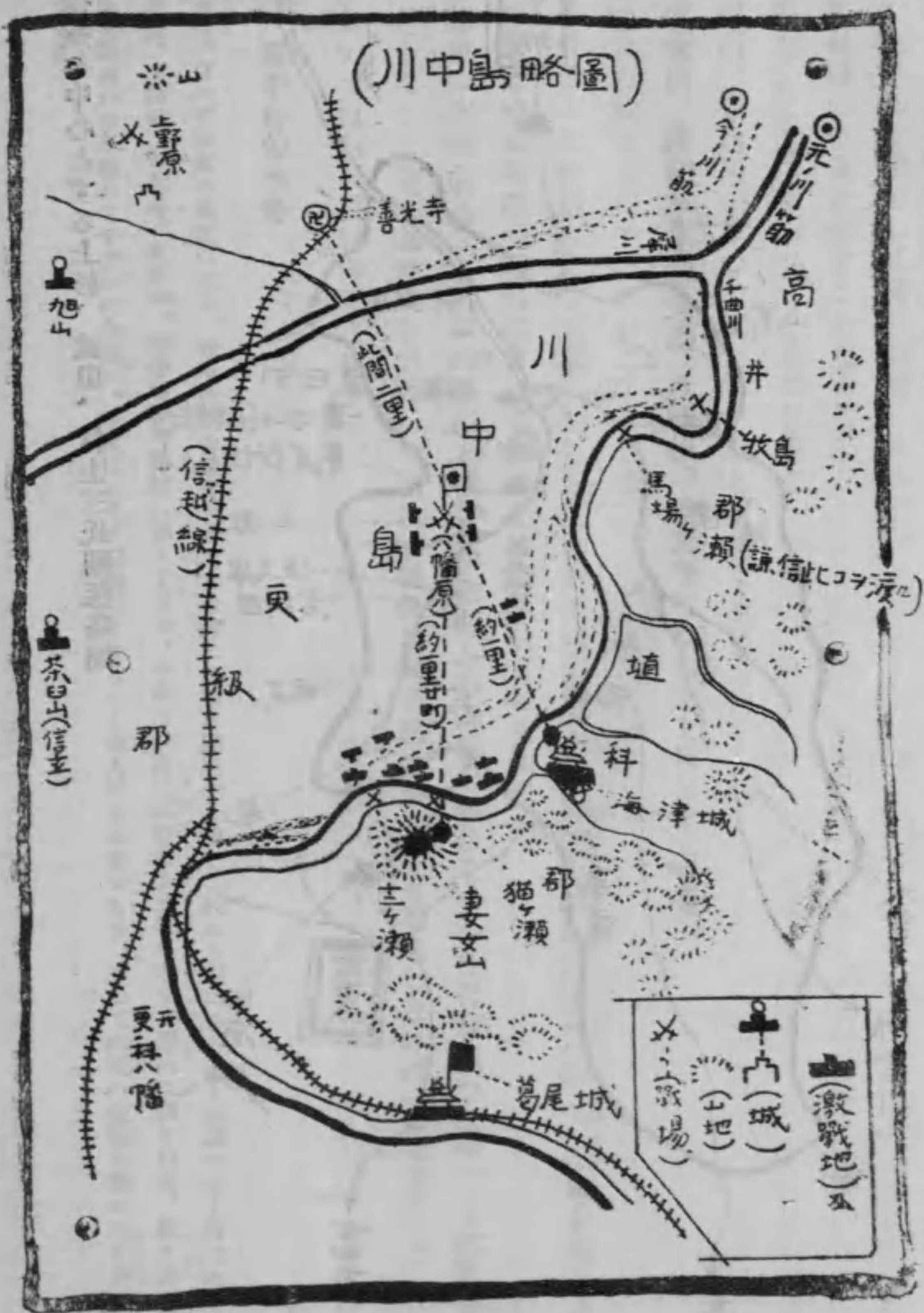
之れに就いては後に掲げることにする。

### 1. 川中島の地勢

川中島は、信州更級郡の東北に在る。蜿々長蛇の如き千曲川と急流矢の如き犀川の合流して挾める間にあること前圖に示す所である。今は此の地眞島、小島田、青木島、東福寺、西寺尾等の數村に屬して居る。千曲川は南甲武信岳より流れ來り、犀川は源を西南、駒ヶ岳に發し、飛騨山脈東斜面の水を集めて千曲川に合流し、越後に入りて信濃川となること世人の知る所である。而して河川の流域は圖に示すが如く昔と相違してをる。

### ○信州を中心とする上杉、武田、村上三氏關係略圖





2. 血戦地

單に川中島に限られたものではない。或は犀川の北に、或は千曲川の南に於て戦つたのであるから、寧ろ之れを廣く、善光寺平の戦争と云ふ方が適當である。東福寺(十二ヶ瀬對岸附近)荒堀、杵淵、(猫ヶ瀬附近)水澤(海津城と八幡原の約中間)等の諸村は、西軍の勇將猛士が鮮血を灑らして闘つた所で、八幡原、陣場平は激戦中の激戦の演ぜられた所である。

3. 越後より信州に入る道順

當時春日山城より川中島に出る道に三道あつた。

○第一は、春日山を發し中山八宿、大田切、小田切の險を過ぎて信濃に入り、野尻湖畔を経て柏原に出で、千曲川の支流たる鳥居川の流に沿うて善光寺に入り、犀川を渡つて川中島に出る。

○第二は、柏原より分れて西行し、黒姫山を右手に、飯綱山を左手に見て兩峰の峡谷を通り、戸隠山麓を経て善光寺に出る。

○第三は、富倉峠(外嶽越)を越えて信濃に入り、飯山町に到り、千曲川に沿うて川中島に出るものである。

4. 甲越事を構ふ

甲越事を構へたことは前述の通り天文二十二年より天正五年に至るまで前後二十五年に亘り、謙信自ら馬を川中島に出したことは六回を下らないといふことである。而して兩將兵を交へ互に活劇を演じたのは實に弘治元年、同三年及び永祿四年の三回であるらしい。されば大日本全史(大正十年版)にも次の如く述べてある。

『甲陽軍鑑(甲斐方最用)や五戰記に據つて見ると、戦争は度々あつたやうに書いてあるが、事實はしいことで、實際は二回か三回に過ぎなかつたやうである。先づ始めは天文二十四年(弘治元年二二一五年)に戦争があつて、此の時は兩方對陣百五十日計に亘り、互に銳を養ひ萬全を期して容易に動かなかつたが、今川義元の調停によつて解き去つた。其の後は永祿四年(二二二一年)十月に戦争があつた。此の時には激戦で、信玄の弟信繁が謙信の爲めに討取られたといふことである。戦争として分つてゐるのは、此の位の事で、其の他は大分後世の敷衍に出でたのである云々』とある。

5. 川中島初度の出陣

村上氏等來奔の翌年即ち天文二十三年七月、信玄嫡男義信を伴うて信濃佐久に入り、一夜にして九寒を屠つた。謙信報を得て兵を整へて信濃に入つた。之れが謙信が信濃方面へ出陣の始めである。偶々信玄が引退つたと聞いて戦はずして馬を返したといふことである。弘治元年(二一五年)七月大いに軍容を整へて春日山城を發し、道を前記の第一通路を取り、善光寺に出陣した。信玄は甲府に在つて此の報を聞き急に馬を出して諏訪より進み和田峠を越えて上田に出で、行く行く兵を集めて川中島大塚(更級郡)即前關八幡原の北方に陣容を張つた。兩軍の牙菅原川を挟みて相距ること僅かに三十町。村上氏の屬將善光寺の別當栗田寛明抜いて武田氏に應じ、旭城に據つた。信玄之に屬するに精兵三千人、強弓八百及鐵砲三百を以てした。謙信亦之に對して城塞を構へて相對抗した。七月十九日に至り兩軍出で、相戦ふた。これ兩軍雄を争ふの第一戦である。斯くて相對持すること百數十日に及べども決せず、思ふに越甲對陣の斯くの如く久しきことは前後になかつた。是に於て信玄は駿河の今川義元に請うて互に誓書を納れ媾和條約を定め旭城を破毀して和したのである。而して十月に至り兩軍兵を收めて歸國した。然れども信玄が北信侵畧の宿志禁じ難く、弘治二年早々盟約を破り計を設けて上杉氏を誘ふた。謙信憤慨措く能はず、同三年正月更級郡八幡社に郵願して信玄の罪を訴へ信濃の平定を祈つた。二月、信玄の兵は葛山城を攻め遂に落城の悲運に陥つた。謙信急報に接し痛く信玄の破約を憤り、自ら兵を率ひて出で、援けんとして意氣大に上り義心正義の念もえ立つ計りである。而して信玄の行動には、信義なく其意専ら領土の擴張にあることを觀破した。之れ第二戦の要因である。

6. 弘治三年の第二戦

三月信玄の兵は更に飯山城(前關第一關岩井城ノ對岸)を攻めんとした、城將高梨政頼懼れて切りに授兵を請ふや、四月、謙信、信濃に入り二十一日善光寺に陣した。信玄の兵恐懼し要害を捨て、退いた。此間謙信は旭城を再興して陣を布き盛んに挑戰したが敵遂に出でず遂に馬を飯山城に向けた。斯くて滯陣久しきに亘り、九月兵を收めて越後に歸つた。之より三ヶ年間は上洛のことがあり、且つ關東出兵等のことがあつて信濃を顧るの餘暇なく、多く防禦の地位に立つた。反之信玄は信濃併吞の經略片時も止まず、弘治三年諸種の準備をなした。信玄は謙信の上洛の慮を衝かんとした。然るに上杉方は關東の風雲愈々險惡なれば力を信濃方面に注ぐことが出来ない。遂に關東に出陣した。北條氏康大に懼れ使を甲斐に馳せて救を求む又加越の一向宗徒等を使喚して越後を侵さんとした。

7. 第三戦

永祿四年春小田原の攻圍を解き六月末、越後に歸國し、人馬の疲勞未だ癒えざるに又令を下して、信濃に出だし、秋九月十日大いに信玄と川中島に戦ふた。教科書に『ある年秋の戦に、謙信は一萬三千の兵を率ゐて川中島に出陣し、信玄は二萬の大軍を以て之をはさみ撃にせんとせしを云々』とあるのは即ち此の時の戦を指すのである。之れ甲越最終の戦闘であつて、最も激烈を極めた。思ふに信玄將軍の諭旨(越後ノ後背ヲ衝クナカラシム)にも從はず、表裏反覆常なく、且術策(信玄の方からは正しい良策)を弄し、或は加越の一向宗徒を使喚し、或は上洛中越後の境上を擾し、又爪牙を顯はして關東經略を妨害したので、謙信遂に警憤に堪へず、猛然起つて雌雄を決せんと欲したのであらう。時に謙信は三十二歳の壯年にして勇果果斷、信玄は四十一歳の分別盛りにして遠謀知略。兩虎互に激闘したのである。戦場の地形は、急激にして渡渉に由なき犀川、千曲川は其の名の如く蜿蜒蜿蜒の如き緩流にして猫ヶ瀬、狗ヶ瀬、十二ヶ瀬等の渡渉點が多い。妻女山は海津城の西南方に突出し、登れば川中島平原双眸の中に映ずる。當時犀川以北は、殆んど越後の勢力圏にして、千曲川以南は甲軍の勢力圏に屬し、川中島は恰かも中立地帯の觀がある。海津城には甲軍の智將高坂昌信一千餘の兵を集め、旭山城には武田の叛軍にして上杉に屬せるものが居た。謙信春日山城の守備に心を盡し後顧の憂を絶たんがため用意頗る周到である。謙信八月十四日一萬三千の兵を率ゐて悠々春日山城を出發す。途に軍を二分し、一は北國街道より進ましめ、大田切の險を越えて善光寺に出で、一つは富倉峠より飯山に向つた。謙信信濃に入るや大荷駄を善光寺に残し、五千人を後詰として之に附し、自ら八千の精兵を提げて大塚にも犀川を越え、千曲川を涉りて馬を甲軍の勢力圏たる妻女山に立て、武田の海津城を敵下して、今の陣場平に陣營を張つて挑戰に努めた。無傍若人の此の態度には敵味方共に舌を巻いて驚天したといふことである。智謀の信玄斯くと聞くや上杉の決心のある所を觀破し、八月十八日一萬七千の兵を率ゐて甲府を發し、嫡男義信、弟信繁等をして従軍せしめた。途を諏訪に取り、和田峠を越えること前の如くす。進んで小縣郡腰越に出で敵狀を探り策を定めつゝ漸く六日目に茶臼山に進撃した。此の時兵數二萬に達し、海津城と東西相應じて越軍の退路を遮斷せんとした。兩軍相距る約二里半、旌旗翻々として仲秋に高く、銳氣天に漲る。教科書に『信玄は二萬の大軍を以て之をはさみ撃にせんとせしを云々』とあるのは即ち此の時である。謙信の軍稍意氣沈滞すと雖も謙信少し



も驚かず、平然自若。時に小鼓を打ち、謠曲をうたひて士氣を激勵するのみ、思ふに善光寺にある後詰の兵と、旭山城に於ける味方の勢とを合せて、茶臼山の陣を鑿撃せんとするもの如し。信玄間諜を放ちて妻女山の動靜を窺はしめて謙信の計略を察知し、對陣五日の後竊に陣を撤して妻女山の前面を横ぎり、陸瀨を渡つて海津城に入り昌信の軍と合した。其軍今や越軍に倍す。謙信尙ほも自若。信玄斯くては士氣も衰ふるならんと、九月九日非撃の策を講じ、直に軍を二分して、一つは迂廻して妻女山の後背より夜襲せしめ、他の一軍は信玄自ら指揮して川中島に出陣し、敵の退路を扼して之を鑿にせんとした。同日、月の沈むを待つて運動を開始す。迂回軍は地理に通ぜし昌信を以て先驅とし、一萬二千の兵を以て發し、信玄は八千の兵を具して、川中島に進出し、八幡原に陣し、徐ろに敵を待つてゐた。

是より先謙信は、間諜を放つて敵の動靜を深り、信玄の爲さんとする所を察知し、機先を制して今夜川中島に出て、敵軍を奇襲せんとし、俄に出動の命を下した。月は西に落ちて夜は愈々沈々。馬舌を縛し、兵をして口に枚を齧ましめ、隊伍整々妻女山を下るの光景實に活動寫眞を見るが如き心地がする。謙信傳比するに「恰も龍蛇雲を捲き、虎豹林を穿つるが如し」と。宜なる哉、夜色收りて萬籟寂なく勇將壯卒、躍聲肅々として夜河(十二ヶ瀬)瀨狗ヶ瀨ヨリ千曲川を渉る、部隊を分つて背後より來る敵の迂回軍に備へて進む。時は九月の十日の天明、曉霧深くして咫尺を辨せず、征衣を拂ふ秋冷膚に覺ゆ。此の行動は十日の天明まで敵の知らざる所なりしも、やがて旭日昇り、曉霧の散せんとする頃、信玄前面に人馬の聲あるを聞きて驚き、乃ち斥候をして探らしめば、何ぞ知らん。敵軍僅に三四町の前面に逼れり。信玄愕然として色を失へり。信玄聲を激して曰く「彼自ラ來ツテ決戦セントスルカト」。俄に軍を立て直し弓箭銃砲を以て防禦した。

謙信は小荷駄の尾川の河畔に到着すると見るや、士氣を勵まし「亂龍の旗を翻して進軍を命じ、令するに『兜を伏して敵を見るな、旗を前に倒して進め』と。自ら陣頭に立ち、エイ／＼と呼ぶや、將卒之に和して猛進すれば、全軍鼓噪して敵に當つた。此時、甲軍の川將山縣昌景側面より襲撃するや武田の精銳善く戦ひ、川中島の頭頭一大修羅の巻と化して一々混戦を現出した。銃聲の轟き硝煙漲る醒き中に汗馬の嘶き太刀の音、格闘の響き天地を動す計りの光景眞に名狀すべからず。古今無雙の名將であるから麾下の將卒克く其命に服し、主従一體となりて相戦ふ間に死屍野路を塞いで足を容るべき處もない。此混戦中信玄陣を立て直して側面を防備せんとする一刹那謙信唯一騎

1. 敵の牙營に研つては入つた。時の扮装は教科書挿畫の如くに、紺糸絨の纏に、扇黄緞子の胴衣を着し、金の星兜の上を立烏帽子、白妙の練絹を以て行人づまになし。二尺四寸五分頗重長光の太刀を抜き放ち、放生月毛の駿足に、其の身輕げに打跨つた。

2. 謙信、獅子奮迅の勢に呼んで曰く「信玄何處にありや」と信玄、諏訪法性の兜を頂き、胡床に凭りながら、「咄、推參者退れ」と叫ぶ。此時謙信の太刀先電光の如く、信玄目がけて討つてかゝる。信玄刀を抜くに暇なく、手に持つ軍扇を打擧げて之を防いだ。三の太刀深く信玄の肩先を傷けた。

3. あはれ此の一刹那、甲斐の中間頭原大隅守虎吉馳せ來つて槍もて謙信を刺した。然るに其の槍外れて馬を刺した。

4. 馬は驚き飛んで去り、信玄は之が爲めに虎口を遁れることが出来た。

甲軍其の騎の誰なるやを知らず、後に至つて謙信たることを知つて舌を巻いたといふことである。本挿畫は將に信玄の本陣に闖入せんとする謙信の勇を示したものである。

5. 件の虎吉、味方の土氣(武田方)を鼓舞せんとて、大聲に

『妻女山に向ひし味方來會し、我軍大勝利なり。』と呼ぶを甲軍聞いて戦況稍恢復したといふことである。

6. 然れども形勢甚だ振はず、刻一刻と水澤方面に敵の壓迫を受けた。時に巳の刻頃にして昌景等の部隊の外は大敗北をなした。

7. 武田の迂回軍は暗中道を失つて時期に遅れ、妻女山に達せし時は謙信の軍已に隻影を認めず。眼下川中島を望めば、戦まきに酷である。

8. 千曲川を渉らんとせしが謙信の守備兵に妨げられて進むことが出来ない。又迂回して謙信の背後に出で鯉波をあげて殺到し來つた。

9. 今や甲軍其の勢を挽回し「疾如風。徐如材。侵略如火。不動如山。」の孫子の語を二行に書せる旗を先頭に翻して肉薄した。此に於いて上杉軍止むなく大塚方面(八幡原の北方犀川の南)に退却を開始した。犀川を渉り退かんとして半ば渡河せる一刹那、高阪隊の追撃に遭ふて利を失つた。(此の戦卯の刻より巳の刻まで)

世人は此の戦の前半を以て謙信の勝利とし、後半を武田方の勝利とするのは適評のやうに思はれる。信玄は八幡原に凱歌を擧げて甲斐に還り、謙信の軍は善光寺に集合し、首實驗の式を擧げて越後に引上げた。此の戦、越軍の戦死者三千四百餘、甲軍の死者は、信玄の弟信繁等以下四千六百餘。剩へ信玄その長子義信は負傷したのである。而して兩軍の戦死者を合算すれば參軍(參加)の約十分の四に當る。斯かる激戦は古來實に

稀有とする所、其の激戦の状と慘憺たるの光景とは想察するに餘りがある。謙信血染の感狀を有功の將士に與へたといふのは即ち此の時である。謙信部下に對する情誼實に掬すべきものがあることが分り、同時に主將としての立派な態度が窺はれる。

此の戦鬪に於て吾人の最も注意すべき點は、兩雄の眞劍なる懸命態度、更に言へば『英氣』即ち剛勇果斷なると沈着遠謀なる點である。殊に現今の如き柔弱極る平和享樂の時代から見ても非常に教訓を與へるものと考へる。而して兩軍を通じて兵卒よく主家の命を守り、共同一致以て克く強敵に當ることの出來た、その軍律の嚴肅なりしことは實に我が固有の武士間に發達せる主従間の情誼に基けるもので立派な精神である。此の殺伐な戦争の中に上記の精神、教訓味を見出すことが最も大切である。

(4) 挿畫の説明(一五〇頁川中島に對陣せる上杉謙信)

(イ) 此の戦は前述した如く、甲越最終の戦鬪たる第三戦、時は永祿四年(一二二二年)秋九月十日の戦である。場所は八幡原附近。

(ロ) 同年八月十四日、謙信は一萬三千の精兵を率ゐて春日山城を出發し、敵陣を犯して妻女山に據つた。信玄は八月十八日、一萬七千の兵を率ゐて甲府出發(後此軍二萬となる)六日目に茶白山(前圖)に陣容をしくや、謙信意氣大に上り之を壓殺せんとするもの如し。信玄此の計を察知し、對陣五日の後妻女山の前面を横り、瀬を渡りて信玄方の海津城(前圖)に入つた。此に對陣すること十日、信玄士氣の萎靡せんことを憂へ、九月九日軍議を開き追撃の策を講じ、即ち啄木の戦法を取つて軍を二分して、一つを妻女山の背後より夜襲せしめ、他の軍は、信玄指揮の下に川中島に出陣し、敵の退路を扼し、

越軍を壓殺せんとした。(兩將の計共に壓殺せんにあり激戦を豫想するに足る。)

(ハ) 同日月の沈むを待ちて運動を開始すること前記の通りである。斯くて川中島の八幡原(前圖に示す)に陣し靜かに敵を待つてゐた信玄の心情や如何に。謙信早くも此の計を探知し機先を制し、櫓をならべ妻女山を下り、夜色沈々の中に千曲川を涉り七陣を布き、謙信第二陣にありて全軍を指揮し、一擧甲軍を粉碎せんとするもの如し。時は九月十日の天明。武田の軍此の時まで謙信の行動を知らず、曉霧の散ぜんとする頃始めて知る。甲軍愕然として色を失つた。

(ニ) 謙信、混戦の中を單騎敵陣に入らんとする光景實に壯烈を極める挿畫、教授者よろしく右圖の説明に、前掲の地圖を利用し信玄の軍に突撃するまでの情勢を説述すべきである。謙信は三十二歳の壯者、鋭氣當るべからざる勢よく畫面に現れ紺地にして赤色の日章また克く之を表明して居る。

(ホ) 信玄は四十一歳の分別盛りにして遠謀深智なるは左圖盾を構へて泰然たる風貌に克く表はれ、後方に張れる四つ割菱の武田の紋所に表れて居る。

(ヘ) 即ち一つは、勇猛一つは沈勇剛毅、信玄が常に周密なる計略にてヤツツケヨウとすれば謙信勇を以て單騎打つて出でるの計を採り常に信玄の裏を切つて居所、また妙ならずやである。本圖の精神は此の兩雄の勇猛沈毅を寫さんが爲めである。此の繪の示す通りであつたから常に戦争は五分五分の戦である。

(ト) 此の繪の今一つの目的は、『時勢』を見せて行くことである。鐵軍扇等も此の頃から使用したのである。猶ほ此の繪によつて當時代に於ける戦具、戦法の一端、軍装の様も説明することが出来るのである。

(チ) 謙信の正に信玄の牙營に入らんとする挿畫の位置は千曲川の左岸八幡原に程近き石礫の河岸であるこ

とが分る。論者は、謙信が信玄と「カチアハシテ」居る所を武田の軍卒が槍を以て謙信を刺さんとして居る所を書いた方がよいと希求する人がある。一應尤ものやうにも思はれるが、今回の挿畫は

總じてソナ殺伐な繪を入れることは研究の結果餘り價値もなく、却つて弊害もあると言ふやうな所から、本圖の如くせられたので、此の精神には賛成である。上巻、下巻共に戦争圖は可なり多く挿入せられて居るが、殺伐なものはない。之れ改訂教科書の一特色である。舊教科書等を見ると、随分殺伐で醒いものがあつた。例へば、應仁の亂の圖の如きは殊にヒドい。死屍累々、將にトドメを刺さんとするやうなものがあり、更に大阪夏の役に於ては又此のことが繰返されて居る。更に櫻田門外の變と來ては一層ヒドい。真相ではあらうが、内戦にまで強いて此の方面のみの真相を傳へた所で何等教育上の價値はないのである。此の點から見ても今回の趣旨は結構である。況んや本圖の如き目的を有する挿畫に於いては猶更教科書のやうにする必要がある。斯う別々に書いてあるので信玄の沈勇なこと、謙信の勇敢なことが一層よく現れるのである。繪は離れて居るけれども、之れに教師の説明が加はれば、何のやうにでも躍動させることが出来るのである。一言附加してよく、最後に本挿畫を躍動せしめる方法は、

○地理的説明をすること。(前圖を利用して)

○武田の計略と謙信の計劃とが常に虚を衝んとして居る所を説明し、知と勇とが常に相交錯し、裏を切つては、裏を切られて居ることを熟知せしめること。

○更に反復すれば、此の挿畫の活動に至る過程と、本戦争の場所とを明かにし、進んで、本挿畫の結果は、兩軍歸國して、勝敗の決何れとも定め難かりし真相を語ることである。

少し管々しくはなるが、改訂挿畫の精神であるから反復してよく、従前の挿畫は唯、平面的で挿畫のため挿畫であつたが、改訂のものは、本文を生かすことは勿論、之れと聯關する活動を引出す爲めの挿畫である。此ここに注意しなければ、殆んど其の價値は半減されるのである。故に場合によつては、教授を挿畫から這入つて、推究せしめつゝ、逆進的に隠れたる事實を引起し、更に此の挿畫の結果は如何になつたか。とて其の後に於ける情勢を引起して行くやうに取扱ふのも亦妙である。そうして此の挿畫の示して居る現象を通して或は其の人物の人格乃至は風俗、社會現象等の時勢を見せて行くのであるから、挿畫には中々深い意味が持せてあるのである。

(5) 謙信敵をあはれむ。

信玄が駿河、相模と相結托して居る間は、魚類、鹽等は皆此の二國より仰いで日々の生活の上に非常に有利であつたが、今川・北條二氏が武田氏と絶つに至るや、信玄の勢力範圍たる甲信二國等に駿相二國の魚鹽を輸送することを嚴禁したのである。甲・相・駿の三角同盟の破れたのは、謙信三十八歳の時にして川中島の激戦を距る六年の後である。而して此の斷鹽同盟に加入せんことを越後にも勧誘したのである。由來甲信・上毛の地は四方海に濱せず、常に海産物を右二國に仰いでゐたのであるから、之れが爲め一般民衆は大に困憊を來し、爲めに庶民の銳氣を少からず挫いた。然るに謙信は、此の勧誘を聞いて、頗る眉を擧めて曰く「駿相二家武ヲ以テ甲斐ニ勝ツ能ハズ、敵人ヲ困シムルニ卑劣ノ術策ヲ以テス。實ニ唾棄スベキナリ。武田氏ハ我敵ナリト雖モ、之ヲ救ハザルベカラズ。」

と直に書を信玄に致して言ふやう。

『卿ト我ト争フトコロハ弓箭ニアリ、何ゾ米鹽ニアランヤ。駿相二氏ノ賤陋下策固ヨリ余ノ疾ム所ナリ。』

今ヨリ商賈ヲ通ジ、給スルニ北海ノ鹽ヲ以テセン、請フ之ヲ取レ。』

と。乃ち令を領内の商賈に下して勉めて鹽價を安くし利を食ふることなからしめた。

此に於いて武田の領民蘇生の思をなし、深く謙信の高義に感じ其厚意を徳としたといふことである。教科書『謙信は信玄とかくまではげしく戦ひたれども、甲斐の人民が食鹽の乏しさに苦しめるを聞き、之をあはれみて、越後より鹽を送らしめたれば、人々深く其の義に感じたりといふ。』とあるのは即ち之れを指すのである。此に於いて謙信の人格の崇高なることが愈々明かとなるのである。

謙信公と林泉寺なる小冊公の人格を傳ふること左記の如きものがある参考の爲めに掲げておく。(春日村小學校長出羽氏寄贈にかゝるもの)

公の人格

不謙謙信公が戦國群雄の間に傑出し、正々の軍、堂々の陣、疾風迅雷の勢を以て、神出鬼没の兵を驅り、奇正變化の妙を盡したるは、後人以て企て及ぶべからずとする所にして、勇猛果敢、剛健不屈、智勇兼備の良將と推賞せらるゝ所以は實に茲に在り、然れども公の本領は寧ろ忠誠慈仁、淳良至潔、正を取りて動かず、義を守りて變ぜざるに在り。加ふるに剛遇調達、穎敏卒直の資を以てす、高潔なる志操、崇高なる氣格、武士道の精華を以て目ざるゝもの偶然にあらずといふべし。室町氏の末葉、海内戰亂の渦中に在りて、洛の精神、宮廷の公卿すら尙ほ大義名分の何たるを解せざる時に當り、天下に卒先して遠く敵地を貫き、二度天子に朝して宸襟を安んじ奉り、以て大義を天下に伸べたるものは公に非らずや、公は實に足利季世勤王の唱首たり、足利將軍家の積威地に際ち奸臣權を専らにして社稷を危くせんとするの秋に當り、感慨の情發する能はず、親しく將軍義輝に謁し、赤誠を披瀝して奸臣三好松永等を誅戮せんことを勧めたるもの亦公に非らずや、公は實に當年

崇禎の首魁たり、義輝獄せられて後、其弟義昭、公に倚託すること頗る厚く、屢慰諭の内書を公に送り、其江湖に流浪するや切に足利氏の再興を託し、永祿十年には躬親ら越後に來りて公に頼らんと欲するに至れり、公が右府信長を以て第二の三好松永となし、決然之を斃さんと欲したるは義昭に對する信長の態度に嫌焉たるものあればなり、公が第三回の上洛を企圖すること頗る切なりしは、此崇禎の事實與つて力ありしなり、公が永祿七年六月廿四日彌彦神社其他の神社神間に奉りし祈願文は、其關東・信州・越中諸方面出兵の理由を告白し、大小輕重を問はず、總べて神慮に之れ頼り、終生筋目を守り、敢て非分を致さざるを神明に誓ひ、以て其立脚地を明にせるものなり、終世非分を致さざるは公の本領なり、正を取りて變ぜず、義を守りて動ぜざるは公の操守なり、是を以て居常部下を激勵するに廉恥禮節の事を以てし、敢て非道非分を許さず、正々堂々として事に當らしめたりしと同時に、自ら持することも亦頗る嚴正にして、其日常生活の如き簡朴儉素僧の如く淡如たりき、然かも一旦窮を斷へ敷を乞ふものあるに際せば、所謂稜々たる俠骨一人も其處を得ざるならしめんことを期し、敢て自己身上の事を顧慮せざりき、村上、小笠原等信州諸豪の來歸に遇ひては、幾度か武田氏と川中島に戦ひ、管領憲政の投託するや、又幾度か馬を關東に出して北條氏と干戈の間に見え、一度足利將軍家の窮を以ては萬腔の熱血を之に瀝ぎ、晴氏の男藤氏に關東公方の地位を復せしめて之を古河に奉じたるが如きは其重なるものなり、其他永祿六年には上州箕輪城主長野信濃守業正病みて卒し、信玄四猛將を遣して之を弔るゝや嫡子業盛身を以て免れ、越後に來奔せしかば、公は厚く之を庇護せり、同七年には太田三樂其子源五郎の爲めに岩槻城を奪はれて宇都宮に流寓せしかば公之を恤み若干の黄金を給せり、三樂大に喜び書を公の近臣河田長親に寄せて之を謝し、且つ男梶原政景を公に託せり、元龜二平には佐竹義重信玄に通じて小田氏治を攻め、氏治救を公に請ふ、公直ちに出發上野に入り總社に陣し、遂に氏治をし、虎口を免かれしめたり、又天正二年には築田晴助北條氏に攻められ授を乞ふあり、同三年には越前北莊の總老原百穀等河田長親に因りて急を告げ、同四年加賀の宗徒州崎景隆寺等七甲頼周に因りて助けを呼び、翌五年には梶原政景來り投じ七尾城主畠山義隆遊臣の爲めに毒殺せらるゝ、公直ちに兵を率ゐ能登に入りて其亂を平げ、室婦三條氏及び遺子を携さへて還り、其年十二月書を藤橋將北條補正に與へ、其の子高廣に配はすに三條氏を以てせしめ、其遺孤は自之を子養せり、此等の事項一々數へ來りて細大漏らすなくんば、僕をかゆるも當きに盡きざるべし、吾人は公の俠骨の一斑をしるを得るを以て足れりとせん。公の義膽につきては又幾多の傳ふべきものあり、殊に永祿十二年甲州無鹽の事を語りとす、此年信玄今川氏眞、北條氏政と隙あり、二氏相議して食鹽を甲州に輸入するを禁ず、是に於て、田氏の領國大に困しむ、蓋し甲信の地海に類せず常に魚鹽を駿相二

州に仰ぐを以てなり、公之を聞きて曰く、駿相二氏武を以て甲に勝つ能はず、乃ち人を困しむるに賤陋の手段を弄す、眞に憎むべきなり、甲氏は我敵なりと雖ども救はざるべからず、と、則ち書を信玄に致して曰く、卿と代と争ふところは弓箭にあり、何ぞ米鹽にあらんや、今より以往商賈を通ぜしめ、給するに北虜を以てせん、請ふ安んじて之を取れ、と、賈者に合して務めて鹽價を平かにし、利を貪る勿らしむ、是より甲越二州水陸轉相相接し、甲人深く其義を徳とす、公の高義は概ね斯の如し、信玄をして其死後に遺孤孤頼を託せしめしものも、氏康をして其舊盟を逐はしむるに至らしめしものも、是れ信玄氏康等が公の義膽俠骨を熟知したれば也、若し夫れ公が磊々落落たる心胸、光風霽月の如き襟懷、迸つて彼の七尾城頭月明の詩となり、文采風流優に一頭地を抜くものありしは吾人の贊言を須たざる所なり。嗚呼公處を執つて以來三十有六年、精忠至誠を以て終始を一貫し、常に正義の規範を確守して俯仰天地に愧ぢざりし嚴乎たる性格は、實に武士道の権化なりと云ふも溢美にあらざる也。

公と宗教

其一

不識庵謙信公が崇高なる性格、雄大なる氣魄は、固より父祖の遺傳、風土の感化、時代の影響等、其由りて來る所多かるべきも、不素公が武術、文藝、宗教等諸般の事項に亘りて修養琢磨も怠るなかりしもの興つて大に力なくばあらざるなり、而して公が武術の習練、文藝の修養能く當時群雄の間に卓越せしは世人の熟知する所、今之を贅するの要なし。只公がよく凡俗皮相の見を超越し、生死迷悟の關門を突破し得たるは實に多年宗教の研鑽其功を積みしに因るものある者有りや否哉、公が當寺に送られて天室光育の膝下に禪院の生活を初めしは幾かに七歳の時なりき、孩提の幼童當時未だ佛を學ぶに意あらざりしが、幾許もなくして嚴父を喪ひ、家國の騷亂に遇ひ、飄然として決する所あり、爾來一意心身の修養に心を潛め、一面兵馬の巷に往來して其心腹を練り筋骨を勞すると同時に、他面頗りに其禪的工夫を研み遂に禪の妙味は能く丈夫兒の不動心を養ふに足るものあり、鎌倉以來武士の渴仰淺からざる所以のもの實に茲に在るを觀取するに及び、感興頗る深く、知らず識らずの間に其造詣を深からしむるに至れり、故を以て天文二十二年、公年二十四歳を以て始めて上洛するや、平素の抱懷を遂げんと欲し、紫野大徳寺徹師宗九禪師に參して尋究大に得る所あり、遂に詣つて衣鉢法號三歸五戒を受け、法名を宗心と號し、其歸國に際しては師

を春日山城に伴ふて法を聽けり、公這般在洛中寸暇を得て高野山に參詣し、寶幢寺清風法印に眞言の密法を聽き、金剛の眞諦を探り、後越後に迎へて戒師となし、遂に眞言金胎兩部の眞諦を盡究し、其秘密印明を受けて灌頂を受け、後清風の周旋によつて法印大和尚となれり、公の孩後嗣子景勝も亦師を請じて公の三回忌を營みて其冥福を祈りし事あり、以て如何に其歸依の深かりしかを知るに足る、而して公が法道の師は天室、徹師、清風諸師のみならず、當寺七世益翁宗謙、大乘寺長海諸師及び安國寺、長福寺、雲洞庵等の諸刹にも參し、又鐵堂にも師事せりと傳へらる、如上禪宗と眞言宗との外、天台淨土諸宗にも法縁淺からざりしが、公が曾て比叡山に詣りて、天臺の堂奥をうかがひ、智恩院の僧炭州と交り、後年之を越後に招下せしこと及び春日山下に長恩寺を建立せしこと等によりて知るべく、又本成寺、稱念寺、本誓寺、淨興寺等に或は寺領を寄附し、堂塔を建立し、或は布教上の特典を附與せし事實によりて、日蓮宗、時宗、淨土眞宗等にも歸依せることの深きを知るべし、公が宗教上の研鑽は斯くの如く博く且つ深し、そも如何の感化を公の心裡に與へたる、時は弘治二年公歳二十七、部下の諸將は突如として遁世の意の公の口より漏るゝを開き、大に驚きて之を留むること切なり、公則ち書を長慶寺の僧に與へ重ねて其出塵の志を遂げんと欲する旨を以て諸將に諭さしめたり、然れども國家多事の際此名主を失ふは實に老臣宿將のみならず、實に部下十百數萬の生靈の忍ぶ能はざる所なれば、諸將は長尾政景を以て辭を盡して之を止めしめたり、公は一旦深く心に決する所ありしも、諸將の懇請遂にもだし難く、よし隻手劍を振ふ亦之を毘沙門天の利劍に比すべし、請ふ他手慈悲忍辱の杖を取つて破邪顯正の事に従はんと決せり、是れ公が決然劍を執つて其生涯を勇戦義闘に送りし所以にして、吾人越後人士をして入意を強うせしむる所の者なり、斯くて公は元龜の初年に至り、師宗謙和尚の偏諱を取りて自ら謙信と號し、天正二年十二月九日には寶幢寺清風を師として削髮し、護摩灌頂を執行して、法印大和尚に任じ、こゝに全く僧形となり、晩年に至りては不識庵を城内に建て、戰歿諸將士の冥福を祈り、又毘沙門天、勝軍地藏、觀音大士其他の神佛に對しては崇敬到らざるなく、或は堂塔を建立し、或は寺領を喜捨し、或は法會を營み、肉を斷ち、戒を持し、脫俗超世、高風清爽の生涯を送られたり。

其二

公は諸宗に法縁淺からざりしも、就中其造詣の最も深かりしは禪學なりき、入つては毘沙門堂看經所に思を凝らし、出で、は諸山の高德に參禪したるのみならず、本朝戰國策に『御本丸に御座被成るも御座の間に一人も不罷在、御次に斗り扣へありしは禪學被遊御障りか』とあるによれば、城中座間に在りて猶ほ默座專念、禪理の研究に怠らざりしを察知すべし、而して公は其師事したる高德中、當山七世宗謙禪師に負ふ

所最も多きが如し、禪師の始めて當寺に入山するや、公は師の機鋒既鋭當るべからざるものありと聞き、微服して寺に到り、師に參見せり、公蓋し多年參究の結果大に得る所ありとなし、試みに之を挫かんと欲せるなり、時に禪師は梁の武帝の達磨に見ゆるの公案を擧げ、法真正に關なりしが、突如公を顧みて曰く、

達磨不識の意旨作麼生か會す

と、所謂鋭俊の機鋒、積水一時に高所より決し來るの概あり、公茫然答ふる所を知らず、黙々之れを久しうす、師曰く、

太守尋常口吧々地たり、這裏に到て作麼として説破せざる

と、再び喚ふ三十棒、公は臆然として冷汗背を濡ほし、斬服身の置く處を知らず、師は是に於て一道の光明を與へて曰く、

此本想應を得んと欲せば、直に大死一回して始めて得べし

と、公退いて參究工夫數ヶ月、一朝豁然頓下に大光明を認め得て頓悟の域に達せり、即ち直ちに林泉寺に至り、黙々不言の間直に人心を指さんとす、宗謙禪師公の來るを見るや否や、曰く、

太守は漆桶を打透せり

と、公下拜す、是に至りて公は心胸廓然大悟徹底し禪機一段の自由を得たり。

達磨不識の公案は、碧巖の開卷第一に在り、達磨大師天竺より來つて金陵宮裡に攀の武帝に見ゆ、武帝大師に問ふて曰けらく、

如何なるか是れ聖諦第一義

と、これ眞俗二諦の中道諦を持ち來つて問ふものなるも、眞俗二諦も一にして二ならざるもの、教家妙玄の法問たるなり、大師答へて曰く、

廓然無聖

と、大虛廓然、凡も無く、聖も無し、武帝未だ解せず、再び曰く、

朕に對する者は誰ぞ

と、武帝は大師がいふ所の廓然無聖の眞義を解する能はず、世間的見解を以て、我に對する貴僧豈に聖者たるなからんやと反問せるなり、大師は帝の未だ聖諦の眞義を解せざるを知り、則ち答へて曰く、

不識

と、帝遂に悟る能はず、是に至りて達磨は帝の凡俗途に語るに足らずとなし、金陵に留ること僅かに十九日にして、揚子江を渡り魏に向つて去りぬ、後に至りて帝

舉して誌公に問ふ、誌公答へて曰く、此はこれ觀音大士佛心印を傳ふなり、と、帝大に悔ゆるも及ばざりき。

達磨不識の公案とはこれをいふなり、公は此公案を知らざるにあらず、而も未だ大悟の境に到達する能はず、世間的我に就着する所ありき、以爲らく我は太守たり大將たり、而も亦禪要を探究し得たるものなりと、宗謙和尚の突如として達磨不識の意如何か會得するやと問ひ來るに會して廓然無聖の眞義に想ひ至り、其我見を以て得たりしを愧ぢ、平素の大言壯語に似ず、俄然語塞がりて言ふ能はざりしなり、而も和尚の教を受け、大死一回するに及び始めて我なく執なく、聖なく、凡なく、所謂非有非々有の眞義に到達したるなり、公の辭世といはるゝものに、

生前功作有何事、看是本來畢竟空、

とあるもの則ち此邊の消息を漏せるものなり、抑々公が不識庵を齋み、自ら不識庵と稱せるもの亦此公案より胚胎し來れるものなるなからむや。

其三

本朝戰國策は又公と法興和尚との法問を記して曰く、法興和尚嘗て登城せんと欲し、城外に至りしに公會出陣の途に在り、和尚則ち道を避けて窺かに其軍容を見んとせしに、公は馬上遙に之を知り、本庄清七郎を懸きて之に問はしめて曰く、

兵を進むる神速なるを規矩となす、法を弘むるの方便何を以て規矩とするや、此心如何、

と、和尚答て曰く、

兵を進むるに死を先にす、法を弘むるにも死を先にす、今日當體生を知つて死を知らず、

と、折しも公の馬進みしかば、公は馬を下り和尚に向ひ、拂子軍配を振り重ねて曰く、

弱きを見て退き、強きに對て進む、逆なる哉、順なる哉、

と、和尚答て曰く、

死を恐れざるものは安く、生を樂しむものは危し、強張進退、死生の迷悟、當哉、と、公莞爾として更に曰く、

死の中に生在り、生の中に生無し、

と茲に至り、和尚珍重々々と言つて拜せりと云ふ、蓋し公は初め進退進退を以て問ひとなし、後には強張進退を以て問ひとなせり、然るに和尚は全く進退強弱を度外に置き、直に生死の大問題を提げ來りて之に臨み、初めには公を以て生を知つて死を知らずとなし、後には死生超脱の眞味を示せり、公是に於て豁然として悟り、最後の一句を出したるなり、公が壁書に、

生さんと戦へば必ず死ぬものなり、歸らじとおもへば又歸る、

と記せしものも亦此死中有生、生中無生の意に外ならざるなり、公が常に死生の境に出入して泰然自若たるや、近臣危みて諱むるものあるも『我は生死の間に悟る所あり』とて平然たりしもの、如上の修養研鑽の結果、所謂漆桶を打透し來つて死生を超脱し、物無く、我なく、人なく、生なく、死なく、心胸廓然解脱の境に到達したれ也。

公自畫の畫像に自ら贊したりと傳ふところに曰く

分明紙上張公子 盡力高聲喚不覺

代云歌因結果 盡力高聲喚不覺

又云唱 盡力高聲喚不覺

惟ちに公は碧巖第一則垂示の『迷頓縱橫與奪自在』の眞意を會得して悟道に入れるものにして、要無盡に敬服するや久し、依て自己の像を張氏に比し無盡が『無邊風月眼中眼、不盡乾坤燈外燈、柳暗花明十萬戶、鼓門處々有人響』の頌を延き來つて極力高聲に喚ぶ、紙上の公子響へず、乃ち自ら代つて、收國結果と答へ、以て因果應報の理を説きて後盡始盡終本來空と喝破し、君と偶と相對すれども、其間我無く、人無く、山川草木もあるなきなりと結び、更に言外餘情を存して『又云唱』と大悟徹底の意言外に深しといふべし。又世に傳ふところの公の辭世に曰く、

我一朝茶一盃酒 四十九年一醉間

生不知死亦不知 歲月唯是如夢中

と、四十有九年の生涯正に之れ一杯の酒、一睡の夢、富貴功名抑も何するものぞ、生死觀じ來れば畢竟是れ無二のみ、斯くて一悟直ちに物外に逍遙すれば心境豁然大月の天空に輝くが如し。

極樂も地獄も先は有明の

月ぞ心にかゝる曇なき

一旦大悟の眼を開けば、極樂も無く、地獄無く、心胸洞然として一片の雲影心に遮ざるなし、惟ふに公の生涯は頗るロマンチックにして或は川中島の一騎討と云ひ、或は佐野城外の單騎敵前視察と云ひ、或は忍城彈丸雨飛下の巡視といふが如き電光石火の行動が公の歴史の一半を飾るもの、全く公が武術の修養に加ふるにこの禪的修養を以てし、切齒砥礪の功よく死生の我見を超脱して死を見ることが如きものありたればなり、嗚呼我不識庵公多年武道の鍛錬は以て剛健なる偉丈夫たらしめ、文藝の修養は以て温雅なる君子人たらしめ、修禪の功は以て超凡の大徳たらしめたり、一旦釋然として悟道に到達し、既に禪定に入つて死生を超脱す、公の心胸は常に光風霽月の如く、磊々落落々々然として憂患も無く、得喪も無く、名利も無く、榮辱も無し、當年の諸豪が比々として豺狼の心を挟みし間に立ちて、公の人格が嶙然一頭地を抜きて崇高なる所以は、這般修養の極致に達せし故なりと云ふ可し。

(6) 信玄志を達せずして死す。

教科書に『此の二人は、おの／＼折を見て京都に上り、將軍を奉じて天下に號令せんと志せり。』之れ兩將活動の理想を示すものである。其後信玄愈々西上の計劃は熟した、されど最も恐るゝは謙信の後を衝くことである。

依つて一面には北條氏と同盟し、一方本願寺の爲めに信長の攻撃を條件として相結托し、更に加能越の一向宗徒を賦して、越中の諸豪を誘ふなど苦心に苦心を重ねた。此に於いて是年十月甲信の兵二萬を率ゐて遠

江に入り、行く／＼敵城を攻略して天龍川を渡つて將に參河に進撃せんとした。織田、徳川の驚き一方ならず、三方ヶ原に戦ふて織田の聯合軍は大敗した。

信玄勝に乗じて尾張を蹂躪せんとしたが、偶々信玄病を得て進むことが出来ず。信玄病少しく快癒するを待つて勝頼を留めて徳川氏に備へ、將に西上して一大飛躍を試んとしたが、疾再發したので甲斐に歸國せんと欲したるに信濃駒場に至りて遂に起つことが出来ず、左の悲壯な遺言を勝頼に残して斃れた。

『汝慎ミテ兵ヲ構ヘテ我國ヲ亡ボス勿レ、吾死セバ天下獨リ謙信アルノミ云々』

蓋世の英條無限の恨を遺して逝いた。信玄の死は諸方面に影響を與へた。信玄時に年五十三（天正元年四月十二日）桶狭間の戦を距る正に十三年の後である。此の邊は下巻信長の所と關係があるから注意を要する。謙信信玄の死を聞き、潜然として流涕して曰く、『好敵手逝きて山東の弓箭折る。世復此英雄男子あらんや』と。

教科書に『良き相手を失へりとして深く惜しみたりとぞ。』とあるのは即ち之れである。謙信の人格は飽くまでも崇高である兒童の時代として此種人格の顯現は容易に解し得ない。兒童は寧ろ『イイキ』位にししか思つてゐないやうである。此かる感じのするのが普通の人情なるに、謙信は然らず、心から信玄の良將たることを激賞し、且つ其の死を悼みし所を十分に感動せしめなければならぬ。そうして一つは謙信の人格に憧憬れしめ、又一つには信玄の古今に稀れる武將たることを理解させなければならぬ。乃木將軍とステツセル將軍との水師營の會見に通つた所があるではないか。此に至り吾人はもう何事をも語ることが出来ない。嗚呼謙信の崇高なる人格よ。信玄の智謀よと共に／＼激賞感歎するの外ないのである。

此所を下手に取扱ふと、上記の精神は少しも現れないで、謙信の語が左程までに利いて來ない。兒童、世道の豫期に反する謙信の言葉こそ實に尊い極みである。然れども兒童の心情を此の精神にまで引上げて行くのは、容易の事ではない。試みに、

『信玄は病死せり。』

○越軍は如何に思ふか。又謙信はと問へば。

皆喜ぶでせう。と答へるのが時の人情、時代の思潮である。然りともありなんと、一應は、之を肯定せざるを得ない。先づそうして置いて、徐ろに、謙信の人格から湧き出る言葉の精神を話すのでなければ到底本當の教授にはならぬ。唯幸か不幸か、之等の話に就いては、讀本や其他の話で聞いて居るから、大した心配は必要であるものゝそれでも尙ほ、此所は注意して取扱はないと、教科書が要求するやうな目的は達せられ難いことは余の實驗に微し明かな事柄である。

謙信の此の言に對して信玄は嘗て其の侍僧に左の如く語つたと云ふことである。

『日本無雙の名大將は實に謙信なり。』前に掲げた信玄の遺言と、此の言とにより信玄が如何に謙信の義勇に感じてゐたから分る。

(7) 謙信も目的を果さずして死す。(出發の少し前卒中で斃れたことは遺憾である。)

信玄死後の謙信は如何であつたか、教科書には、『越中、能登などの諸國を取り、まさに大兵を率ゐて京都に向はんとせしに云々』とあるのを見ても實に多事多端であつたことが分る。而かも入京の志固く忠誠の一端が窺はれるではないか。今左に信玄死後の謙信の情勢を謙信傳中の年譜から抜録して見やう。



天正元年(謙信四十四歳)

○此の年信玄病没。

○八月加賀に入り朝日城を攻む。

○十一月上野に入り諸城を陥る。

○十二月歸城して村上氏の邑を復す。

天正二年(謙信四十五歳)

○氏政と利根川に對陣して利あらず。

○歸城し、再び關東に入り、利根川を渡りて陣す。

天正四年(謙信四十七歳)

○二月七尾城事變あり、能登援る

○三月越中に出陣。

○六月毛利氏と信長挾撃を約す。

○十二月能登に進む。

天正五年(謙信四十八歳)

○正月能登に在りて加賀の敵を攻撃せんとす。

○氏政關東の我勢力を侵す。諸將は出援を促す。

○八月信長の兵加賀に入る。

○九月十三日七尾城攻圍中詩を賦す。

○十五日城陥る。加賀に入り信長と戦ふ。

天正六年(謙信四十九歳)

○正月兵を關東に出して北條氏を撃破し、然る後西上せんと出陣の令を布く。

○三月九日病に罹る。十三日没す。十五日葬る。

慶長三年(靈柩を會津に移す。(秀吉薨去の年)

同 六年(靈柩を米澤城内に移す。

明治五年(鷹山と合祀して上杉神社と稱し、縣社に列せらる。

同 十年(靈柩を米澤市御廟町に遷す。

同二十二年(神靈を春日山城址に祀りて春日山神社と稱す。)

同三十五年(上杉神社は別格官幣社に列せらる。

同三十九年(春日山神社縣社に列せらる。

同四十一年(從二位を贈らる。

大日本全史には、天正二年加賀、能登を攻め、同年九月に七尾城を陥れ、九月十三日月明の夜、謙信酒を軍中に置いて自ら詩を賦したとあるが、上杉年譜天正二年の條にはなくて、天正五年の條に書いてある。其の詩人口に膾炙する所の『霜滿軍營秋氣清』の句で最後の一句即ち『遮莫家鄉憶遠征』の情は眞に人情が流露して居る。

斯くて能州が手に入るや、謙信は又加賀に至つて松任城を攻めた。城主鍋木頼信は、志を信長に通じたれば援を信長に乞うたので、信長は柴田勝家、佐久間盛政等をして應援させたが、此の軍の到着前に城が陥つたので空しく引返した。是より先き武田勝頼は、上杉氏と和し、又北條の女を迎へて婚を通じ三國同盟を結んだから織田、徳川は自然と之に反抗の態度に出るやうになつたのは寧ろ當然である。斯くて信長は奥州の正宗等に謙信の背後を衝かせ、其の面上を妨げんと企てた。

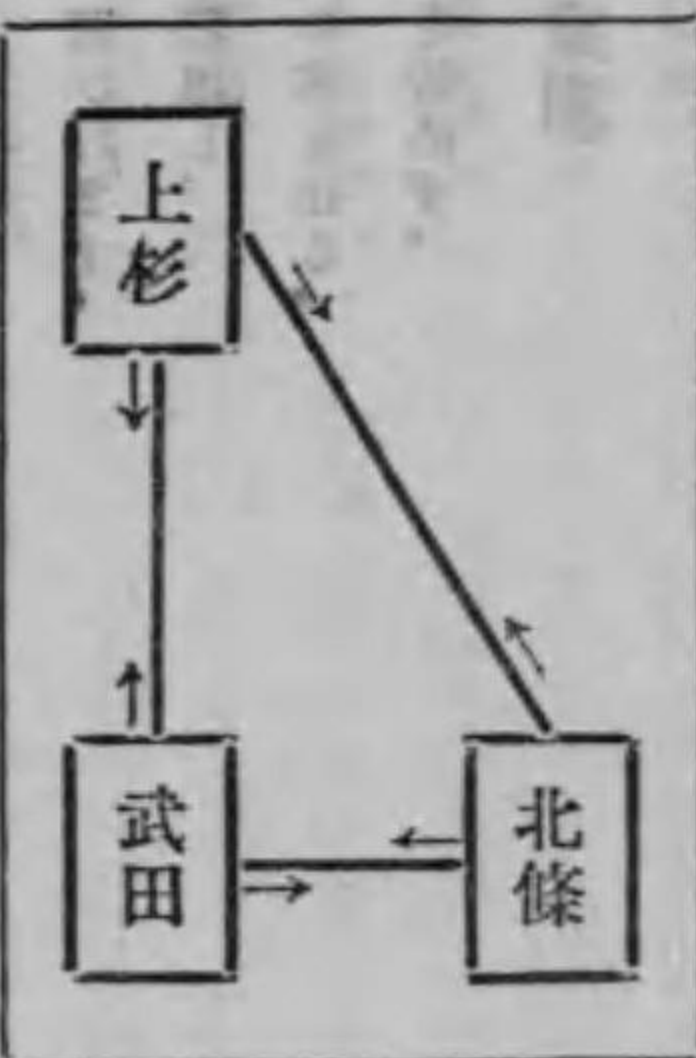
此の頃前將軍義昭とは前々の關係もあり、種々考ふる所があつたので愈々天正六年には大舉西せんとした。此に於いて天正六年の春には信長と謙信との間に大戦争が起つて天下の問題は先づ鼻をつけんとした。然れども當時の信長は未だ謙信の兵には當ることが出来ない、爲めに信長も大いに憂慮してゐたやうである。然るに謙信出發の二日前即ち三月十三日(年譜参照)春日山城中に中風にかゝつて終に病没したのである。好運兒信長に天下統一の機會を附與することゝなつたことは、返す／＼も遺憾である。此所らは餘りに冷淡に取扱はないやうにすることが大切である。現代からは、誰が天下を治めて呉れやうが、利害は無いもの當時の世からは大問題である、特に上杉氏の此の恨事を洞察せしめなければならぬ。

(8) 教授上の注意。

1. 本課を教授する際には、一四六頁の戦國要地圖を利用することを忘れてはならない。特に信玄西上に際して三洲野田城を陥れたる話、此にて信玄が狙撃されたるを最後として以來活動が中断されることを知らしめるがよい。

2. 上杉、武田、北條の三者の關係即ち互に虚を衝かんとし、又衝かれんことを憂慮せる真相を此の圖又は次

の如き略圖によつて説明するがよい。(板書用としての川中島圖は都合によつて略す)



3. 兒童が村上氏は何うなつたのか。と質問をしたら、天正元年十二月義清の子國清が父の知行を貰つたことを話すがよい。前掲年譜の中へも村上氏の邑を復すと記載してゐいた。此に至り、村上氏本領を失ひてより二十一年である。左の記録により知ることが出来る。

亡父知行分於山浦一四萬貫無相違令扶助候。云々。  
 天正元年十二月八日  
 謙信(花押)  
 村上殿

此に於いて謙信は一部の目的を達したといふべきである。

4. 其他のことは、本文の解説等を參考して取扱へば大した失態はないやうに思はれる。此の稿を終るに臨み謹んで春日村小學校長出羽氏併に布施氏に對し謝意を表す。

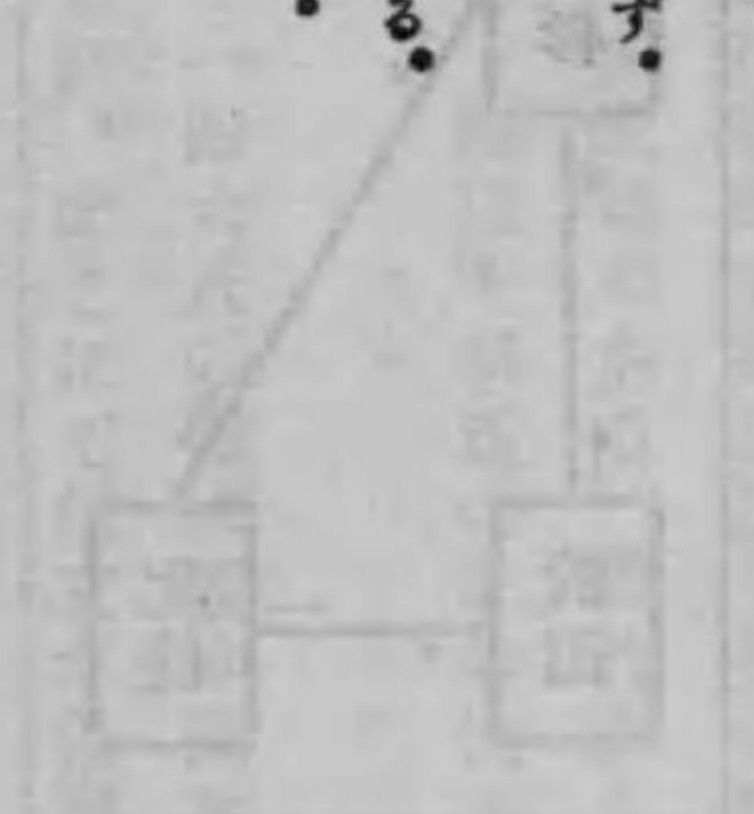
5. 上杉、武田二氏の家訓と傳へられるものを参考の爲めに掲げておいたから玩味して頂きたい。

上杉謙信の家訓

- 一、心に物無き時は、心廣く御奉きなり。
- 一、心に我慢無き時は、愛敬を失はず。
- 一、心に慈なき時は、義理を行ふ。
- 一、心に私なき時は、疑ふことなし。
- 一、心に驕り無き時は、人を敬ふ。
- 一、心に邪見なき時は、人を育つる。
- 一、心に貪り無き時は、人に蹈ふこと無し。
- 一、心に堪忍ある時は、事を調ふ。
- 一、心に憂りなき時は、心静かなり。
- 一、心に勇ある時は、悔むこと無し。
- 一、心賤しからざる時は、願ひ好まず。
- 一、心に孝行ある時は、忠節厚し。
- 一、心に自慢なき時は、人の善を知る。
- 一、心に迷ひなき時は、人を咎めず。

武田信玄の家訓

- 一、心に物なき時は體泰かなり。
- 一、心に我慢ある時は愛敬を失ふ。



- 一、心に慈なき時は義理を行ふ。
- 一、心に私なき時は疑ふことなし。
- 一、心に驕りなき時は人を敬ふ。
- 一、心に誤りなき時は人を畏れず。
- 一、心に貪りなき時は人に蹈ふこと無し。
- 一、心に怒りなき時は言葉柔和かなり。
- 一、心に堪忍ある時は事を調す。
- 一、心に憂なき時は静かなり。
- 一、心に勇ある時は悔ゆることなし。
- 一、心に迷ひなき時は人を咎めず。

同家法(四十七條)

- 一、喧嘩の事は非に及ばず、成敗を加ふべし、堪忍せし輩に於ては、罪科に處する可らず、然れども最良を以て偏頗に合力せし族は、理非を論ぜず同罪たるべし。
- 一、亂舞・遊宴・野牧・河狩等に耽り、武邊を忘るべからず、戦國の上は諸事を抛ち、武具用意肝要たるべき事。
- 一、戰場に於て聊かも、未練の事を無すべからず。吳子曰く、生を必せば則ち死し、死を必せば則ち生く。
- 一、油断なく行儀を嗜むべき事、史記に曰く、其の身正しければ、明令せずして行はれ、其の身正しからざれば、則ち令すると雖も従はず。
- 一、武勇は専ら嗜むべき事。三略に曰く、強將の下に弱卒なし。
- 一、毎に虚言を吐くべからざる事。
- 一、父兄に對して聊かも不幸すべからざる事。論語に曰く、父母に事へては、能く其の力を竭せ。
- 一、兄弟に對し聊かも疏略すべからざる事。後漢書に曰く、兄弟は左右の手なり。

- 一、身體に不相當の儀に付いて、一言を出語すべからざる事。鷹坑が曰く、人一言を出せば、其の長短を知る。
- 一、諸人に對し緩急すべからざる事。僧・童女・貧者に於て、煎熱たるべき事。證記に曰ふ、人誰あれば則ち安し、證なければ則ち危し。
- 一、弓馬の嗜み肝要たるべき事。論語に曰く、攻三乎異端一是害而已。
- 一、歌道を嗜むべき事。歌に、數ならぬ心のどかになり果し、しらまでこそは身をもうらみぬ。
- 一、諸禮油断なく嗜むべき事。論語に曰く、孔子大廟に入つて毎事に問ふ。
- 一、風流過ぐる可からざる事。史記に曰ふ、酒極まれば則ち亂れ、樂極まれば則ち悲し。
- 一、毎事堪忍の二事を意に懸くべき事。古語に曰ふ、膝下の恥は小辱なり、成漢の功は大功なり、又云ふ。一朝の怒り其の身を失ふ。
- 一、大細事共御下知に違背す可からざる事。語に曰く、木は方圓の器に隨ふ。
- 一、知行並びに御合力を望む可からざる事。傳に云ふ、功賞無き不義の富は禍の媒なり。
- 一、他言雜談すべからざる事。古語に曰く、貧にして而して詔無し、富にして而して驕なし。
- 一、家内の郎徒に對し、慈悲肝要の事。三略に曰く、民を使ふ四肢の如くす。
- 一、忠節の臣忘るべからざる事。三略に曰く、善惡同じければ則ち功臣倦む。
- 一、異見の義違背すべからざる事。古語に曰く、良藥は口に苦く、病に利あり、忠言は耳に逆らふ、行に利あり、又尙書に曰く、木は繩に従て則ち正し、君は諫に従て則ち聖なり。
- 一、深く知音すと雖も、人前に於て妄りに雜談す可からざる事。語に云ふ、三たび思ふて一たび言ひ、九たび思ふて一たび行へ。
- 一、召使の者折檻の事は、小科の時談むべし。大科に及べば則ち身體の破滅疑なき事。大公が曰く、兩葉去らざれば、則ち將に斧を用ひて折れ但し小科の節々折檻に及べば、則ち機に依て退屈すべし、臣民春秋に曰く、令苛なれば聽かれず、禁多ければ則ち行はれず。
- 一、他家の人に對し、家中の悪事努々語るべからず。語に云ふ、好事門を出でず、悪事千里を行く。
- 一、人を召使ふに當りては、其の器量に依て用所を申付べき事。古語に云ふ、良將は材を捨てず、上將は士を棄てず。
- 一、陣の砌り、一日も大將の跡に残るべからざる事。語に云ふ、鐘聲を聞いて憂ひ、鼓聲を聞いて喜ぶ。

- 一、馬を精に入るべき事。論語に曰く、犬は守を以て禦ぎ、馬は代を以て勞す、能く人を養ふものなり。
- 一、諸卒敵方に對しては、惡口を道ふ可からざる事。
- 一、善惡は能く正すべき事。三略に曰く、一善を廢すれば衆善衰ふ、一惡を賞すれば則ち衆惡歸す。
- 一、食物到來の時は、眼前伺候の衆と少し宛なりとも配分すべき事。三略に曰く、士卒と同じく流飲す。
- 一、賞に對し、縱へ千萬の道理ありと雖も、理り強く申す可からざる事。語に云ふ、多言身を害す。
- 一、餘り人心を疑ふべからざる事。三略に曰く、三軍の禍は狐疑に過ぎず。
- 一、倭人の心を持つべからざる事。軍議に曰く、倭人上に在て一軍皆敵。
- 一、召の時少しも遲參す可からざる事。語に曰く、君命召せば則ち駕を俟ずして行く。
- 一、武略其の外隱密の儀他言すべからざる事。易に云ふ、其の機密ならざれば害を成す。史記に云ふ、事は密を以て成る法は泄を以て敗る。
- 一、佛神を信すべき事。云ふ、佛心叶へば則ち時々力を添ふ。傳に云ふ、神は非禮を享けず。
- 一、酔の族に取合ふ可からざる事。漢書に曰く、吉丙丞相と爲る、御史醉ふて其の事を獻つ、吉實めざるなり。
- 一、利劍を用ひ、鞘も鈍刀を帶ぶ可からざる事。云ふ、鈍刀骨を殺らず。
- 一、下人に對し寒風熱雨の時、憐愍すべき事。語に曰く、民を使ふに時を以てす。
- 一、下々の批判能く聞届け、縱へ如何様の腹立ち候共、堪忍隱密を以て工夫すべき事。語に曰ふ、萬力相似魯魚參差。
- 一、人前に於て、食物並に賣貨の雜談爲すべからざる事。云ふ金は火を以て試み、人は言を以て試む。
- 一、縱へ知音の人たりとも、顔取りの買思慮すべき事。古語に曰く、他の一盃の酒を食らば、却て萬船の魚を失ふ。
- 一、縱へ眞向の交なりとも、淫亂雜談爲すべからず。若し人の申懸くるあらば、顔に現はさず靜かに其の座を立つべき事。法に曰く、用は自己の心を翫かにし、笑は他人の口を破る。
- 一、人前に於て妄りに骨語を爲す可からず。戰國策に曰く、其の善は賞すべく、其の惡は詰るべからず。
- 一、手跡は暗むべき事。語に云ふ、三代直を遺すは、輪盤に過ぎるなし。

一、操兵に拒ずして、異體の形を以て、起居動作す可からざる事。語に云ふ、君子重からざれば、則ち威あらず。

遺誠

吾れ死するの、妄りに兵を動かす事勿れ。唯だ國政を修め寇至らば之れを禦ぎ、寇去らば之れを守れ、賞罰の行はる、事三年なれば、則ち四隣戦はずして自屈せん、且つ上杉謙信は義人なり、天下未だ其の比を見ず、一旦國を以て之れに託する時は泰山よりも安し。汝我が言を用るば吾れ復た何をか患へん。

第三十一章 毛利元就

一、本課の要旨—毛利元就を中心として、之れに關係深き大内氏、陶氏、尼子氏等の興亡流轉の事情を説き以て戰國時代に於ける中國地方の形勢一般を洞察せしめる。特に元就の生ひ立ち逸話を通して戰國時代の英雄は皆少年時代より大志を立て、此の大志に向つて修養に努めしことを知らしめて、幼童教養の一資料となし、更に元就の忠節即ち大義名分を履踐したる明德を贊美せしめ、併せて此の行動中に我が特有なる國體觀念を體驗せしめる。

二、本課教材の解説及び躍動法。

(1) 初めの二行。

東國に北條、上杉、武田の三氏ならび立てる時に當り、西國には毛利元就やうやく勢を得たり。とあるのは

前課との連絡を記述したものであるから、本課を教授するには宜しく已授の事項を回顧し、更に卷末の年表を使用して年代の關係を明かにする必要がある。普通、兒童は教科書に先見する事項を先きの事歴とし、後に認めある事項が後發の事項の如く考へる慣習があるから、時々その年表を使つて斯かる錯誤を正して話を進めて行くことが大切である。例へば前課にて川中島の戦を話したるに本課には、それよりも六年前の嚴島の戦が後に述べてある。故に前編參考編に示してあるやうな日本略圖等を用ひて、北條、上杉、武田の三氏對抗中の主なる事件等の行はれた此の時分には、中國の形勢は斯く斯くと對照しつゝ、説話して行けば前課との連絡が取れて戰國時代に於ける天下の形勢が躍動して大變に面白い。其の戰國史の一部面として本課を取扱ふことは極めて重要な事柄である。そうでないと断片的となり、従つて背景のない下手な修身教授のやうな観がして何事も活氣を帯びぬこととなる。今回の改訂國史



第三十一章 毛利元就

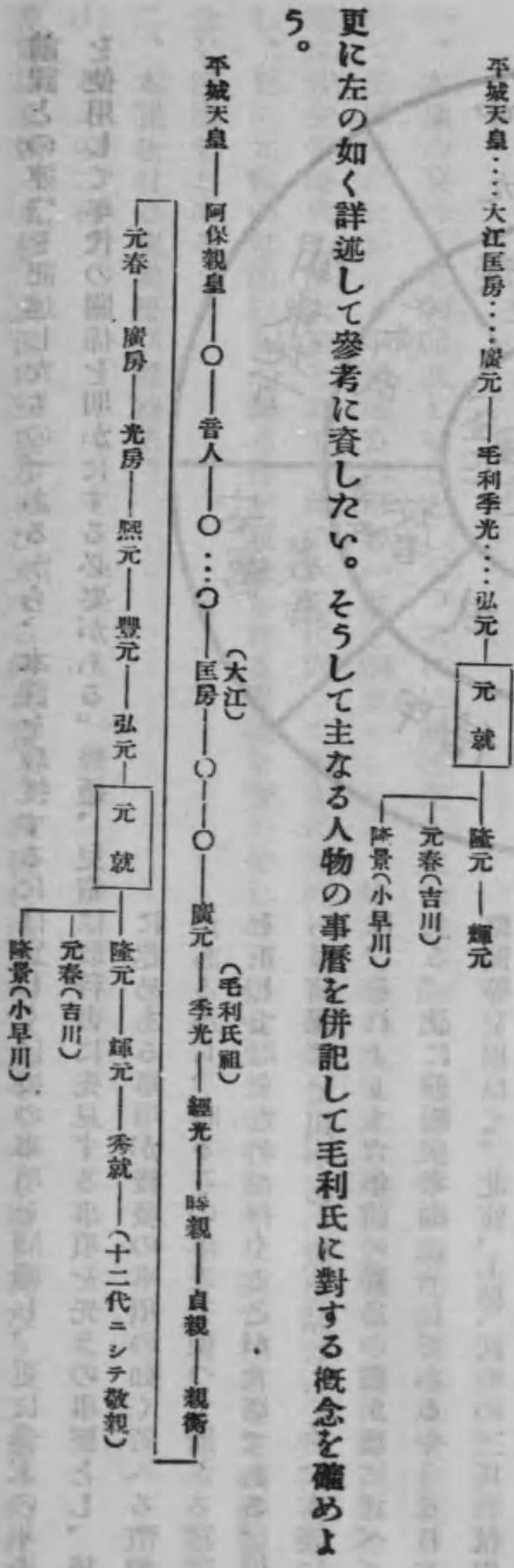
は史實の連絡、體系の保持といふことに着眼してあるのだから、此を等閑にすると編者の所謂一本の糸を以て連ねたるが如き連絡を斷絶して仕舞ふことになる。此の意味に於いて初め二行は極めて有意義な行文と考へられる。

(2) 元就を中心とする本課の人物と事件。

大要前の圖に示す通りである。最周邊に記載してあるのは、本課所載の人物の活動舞臺を示したのである。

(3) 毛利氏の系圖。

教科書一五七頁には次の如く系圖が示してあるから、五九頁後三條天皇の課の挿畫、大江匡房が天皇に御進講を申上げて居る所と連絡を取つて授けたい。



更に左の如く詳述して参考に資したい。そうして主なる人物の事暦を併記して毛利氏に對する概念を確めよ。

(イ) 廣元の四男季光は、模倣毛利庄の地頭職となり、毛利四郎と稱した。依つて氏となす。

(ロ) 時親は建武二年足利尊氏より安藝吉田の地頭職に補せられ、九世弘元の二男元就は、弘治元年陶氏を滅してより、安藝、周防、長門を領し、尋いで尼子氏等を亡して十國の主となつたのである。(後述毛利氏)

(4) 元就の生ひたち。

元就の生ひ立ちを述べるに當り諸將の年齢比較表を舊教科書に依つて掲げておく、之れによつて諸將の年齢を比較して見ると大體次のやうになる。

○家康の生れた天文十一年を標準にすると。

(紀元)	北條早雲	毛利元就	武田信玄	上杉謙信	織田信長	豊臣秀吉	徳川家康
2090	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098
2100							
2110							
2120							
2130							
2140							
2150							
2160							
2170							
2180							
2190							
2200							
2210							
2220							
2230							
2240							
2250							
2260							
2270							

1. 秀吉は七歳。
2. 信長は九歳。
3. 謙信は十三歳。
4. 信玄は二十二歳。
5. 元就は四十六歳。
6. 早雲は百十一歳の割合。(併し早雲は八十八歳で逝去したから家康の生れる二十三年前に已に故人になつて居たことが分る。)

故に元就が嚴島神社に參詣して時人を驚歎せしめた時代は家康の生れる三十四年前即ち皇紀二一六八年の頃で、謙信の父爲景の時代、北條早雲の關東に歩武を進めんとする頃である。斯かる時勢を背景として此の幼時の話を記せば、一層此の教訓が生きて来るやうに思はれる。更に元就の生れる三年前には、北條早雲が小田原城を奪つたとか、或は大内義興が使を朝鮮に遣はして盛んに交通を行つた時で、言はば大内氏の全盛時代であること等を附説すれば、後に大内氏が陶氏に滅され、又其の陶氏が毛利氏の爲めに滅されることなど想起すれば戰國時代に於ける興亡隆替の跡を髣髴させることが出来従て國史教授上利する所が頗る多いのである。

教科書に示された話は世人の熟知する傳説で元就の非凡なることを知らしめる材料としては恰好なものである。歴史集成に「元就幼にして穎悟なり。年甫めて十二、嚴島に詣で、歸り、從者に問ひて曰く「汝輩、何事をか祈れる」と。曰く、「郎君の安藝に主たることを禱る」と。元就曰く「汝、何ぞ天下に主たるを祈らざる。夫れ天下に主たるを願ふ者は能く一方に主たり。今、一國に主たるを願はば、其の成る所知る可きのみ」と。聞者、之を奇とす。元就嘗て、左右に謂ひて曰く「吾れ、前世の人主に於いて誰にか比すべき」と。一儒士あり、進みて曰く「周の文、武に比すべし」と。元就笑ひて曰く「吾れ、今にして乃文、武に如かざるを知らず。文、武の臣、豈に、面談、汝の如き者あらんや」と。以て、元就の非凡たることを窺ふことが出来る。此の傳説は教科書にも書いてある如く、元就の幼時より大志を抱いて居た非凡の才を知らしめて、元就の今後に於ける活動の豫備とするものであるから教授者はよろしく此所に着眼して教授すべきである、更に教科書は元就の智勇兼備の良將であつたこと、またよく部下を愛し、人々を悦服したる旨を記載してあるから今

後の活動、成功は手に取るやうに想像される、故に教科書の要求も元就の其の後に於ける活動を、生ひ立ち中の逸話と連繋して授けるやうになつて居るのである、之れ蓋し一面に史實を面白く記述して印象を深め、同時に兒童教訓に使せんがため、所謂一舉兩得の精神であらう。大内(安藝の國高田郡吉田町)に主となるや、家名俄かに揚り、次第に附近の諸豪を従へ、或は大内氏と結んで、臣屬として活動することゝなすや、陶氏の叛逆に義兵を擧げ、後奈良天皇の弘治元年(二二二五)晴賢の大擧して攻來た際の如きは、僅かに毛利は三千に過ぎざるに、敵は二萬餘兵、衆寡敵し難きを見たる元就は、機敏にも狹隘なる嚴島にひびき出して一擧にして之を討平するの計をなし、嚴島に宮尾城を築いて根據を此に構へた。が如く見せかけ、頻りに反間を敵中に放つて、元就は宮尾の根據未だ完からざるに、既に敵の來島せんことを虞るゝ由を聲言せしめるなど實に幼時に於ける非凡なる才能は克く發揮されてゐる。此の術策に陥つて陶氏は五〇〇餘隻の軍艦を以て全軍を嚴島に渡らしめ、本陣を塔の岡に置いて一擧宮尾城を陥れんとしたるなど、よくも乗つたるものかかと笑止にたへない。されど陶氏は元就の此の計劃を悟らず、縣命となつて日夜大軍を以て之を攻め、別に軍艦を須屋より小浦までの嚴島北岸一體に配置して毛利の軍を威壓したといへば、陶の作戰計劃も中々手落なく、用意周到であつたことが分る。然るに如何せん、毛利の智謀は之れに數倍したるを。即ち此の形勢を見たる毛利は、嚴島對岸廿日市の櫻尾城に據りたる毛利軍を、宮尾城の對岸トタテ岩に進めたるも、劣勢なる海軍を以てしては、到底敵の海軍を突破して宮尾城の急を救ふことが出来ないと思案中の所を、折から九月晦日の夜の暴風雨に乗じて、襲撃を試みんと欲し、更に伊豫の海軍三〇〇餘隻の來援を幸とし、暗夜に乗じて、之を嚴島の對岸一體に配置し、元就

自ら精兵を率ゐて私かに島の東岸鼓ヶ浦に上流し、暗夜谿谷を辿つて、陶本陣地の背後なる博奕尾に到り、一子小早川隆景は大膽にも九州の兵、陶氏の徴に應じて來會せる様に装ひて、敵艦中をくぐりて殿島社前に上陸し、私かに塔ヶ岡の麓に陣し、翌十月朔日の未明、腹背一時に鼓燥して塔ヶ岡に迫つたので、陶軍は事の不意に驚きふためき、陣を整へんとするも、狹隘の地に大軍の進退は谷り、忽ち敗北し、晴賢は、大元浦から海岸を西に傳ひて、己が乗船を求めしに、此時既に陶の海軍は伊豫の海軍に攻められて潰走して其の影を止めず、進退爰に窮つて自刃して果てざるを得なかつた。

實に此の戦の成功は、元就の決死的奇襲に基くもので、後世元就の一夜陣と稱して賞歎する所である。(後述 嚴島戰記参照)

(5) 大内氏のみだれ。

(イ) 大内氏の系圖

琳聖太子………滿盛………弘世——義弘——持世——教弘——政弘——義興——義隆  
(百濟人) (此間十代) (大内) (此間五代)

大内氏姓は多々良、其先は百濟國琳聖太子より出て居る。太子推古天皇十九年、百濟の船に乗じて、周防國多々良岸に着した。其子正恒始めて姓多々良を賜ひ、周防大内縣を食み、子孫世々其所に居住した、依つて大内氏と稱す。或は太子姓多々羅を受け、正恒大内にて功を以て大内の稱號及び周防國三郡を賜ふとも云ふ。弘世の代、延文三年長門守護厚東、駿河守義武を討平し、尋い長門、石見を併せ、山口に館を築き子義弘、豊前筑前周防石見長門等の守護となり、持世の時、大宰大貳となつた。義興に至つて永正五年足利

將軍義隆を奉じて入京し、管領となり其の勢最も強盛を極めた。其子義隆其臣陶晴賢の爲めに弑せられて大内氏全く此に亡びた、其族に山口、陶、右田、間田等がある、陶晴賢が大内氏の一族で世々其重臣であつたことは注意すべきである。(以上大要國史大辭典に據る)

(ロ) 大内氏の繁榮

大内氏に就いては大體前に述べたるが如く、義興に至つて最も繁榮を極め石見・安藝・周防・長門・筑前・豊前の六箇國を領して實に富強を極めたものである。嘗ては將軍義隆を助けて京都の管領となつたこともあつた位である。義隆に至つては累代の富強を積んで、實に生れながらの豪者であつた。故に京都が應仁の亂後荒廢したに引かへて、山口の繁華は實に素晴しいものであつた。従つて京都の卿相雲客以下數多の有司は山口の文華と富の生活を慕つて集つた。左に室町時代史山口町の繁榮の中から參考となるべき事項を抄録して見やう。

(上略) 大内弘世、京都の有様を其儘此地に移さんとして八街九陌を開き佛寺神廟を模造し、諸藝の堪能諸職の名人和繪、染織、彫刻等の名人を以下せり。山口東郊の氷上山興隆寺は、東山の彼方であり、天台宗にして日吉山王、妙見社を請し、延暦寺に擬せり、其地勢は京都に比せば開城寺の地位にあり。式内に壁神社は加茂に該當せり、此他長谷、清水、八坂、高倉、吉田、平野等尋ねれば一々皆京師の神社佛閣若くは其近郊に相應する所なり。(中略) 京師の月卿雲客の此地に寓する者多し、二條關白尹房、持明院基規、冷泉大納言爲和、日野中納言晴光、一條兼冬等其主なる者にして歌人、伶人等も亦多かりき。僧徒には、仁和寺眞光院眞海僧正、持明寺德淵僧正、醍醐の報恩院源雅僧正等ありたり。内國文明の中心として學者技術者集り來りしのみならず、外國人としては明人趙秩及び彼のフラウレスコ、ザビエロ等あり。山河襟帶の有様及び其地勢に考ふるに實に山口は京都を稱するに最も適當なり。而も大内氏は京師を此地に移し宮室を營み天子を奉じて天下に號令せんとの意志ありたれば一切の規模經營京師に擬せり。云々。



教科書本文に「久しく中國にて勢を振ひたるは、周防の大内にして、大内義興は數箇國を領して、最も富強をさばめ、其の城下山口のにぎはひは京都にもまさりたり。」とあるのは即ち前述の趣旨を約言したのである。然らば大内氏の富強を致したのは抑々如何なる原因に歸屬するか、之れ次に研究を要する問題である。

(一) 大内氏富強の原因

一つは、前述の如く大内持世以來防長等の舊領を保ちて子孫に及び、義興に至りては更に西九州にては少貳氏と戦ひて豊前、筑前を、東方に於ては、屢々尼子氏と争ふて、石見、安藝の諸國を併して、強大となりしことで、今一つは、其領土馬關海峡の要衝を扼するより、豫ねてより明國、朝鮮等と交易の事に與つてをたこと。殊に幕府の衰微するに及んでは、その通商權は専ら同家にて管してゐたから貿易上巨大の利益を得たことが富強の要因である。されば一時將軍義隆を奉じて入京し、朝野の尊信を受けて、朝廷よりは忝くも從三位を拜し、其の威勢一時海内を壓せし程であつた。同家實力の充實せしは實に此時代を以て最とするのである。而して義隆に至るも、山口にありて父の遺業を襲ひ、東方は豐州吉田の毛利元就に托して尼子氏に當らしめ、西方九州には、少貳、大友氏と和して家勢益々隆盛を極めてをたつたのである。前代よりの明國貿易上の利益に加へて、石見銀山より産出する莫大の鑛物で愈々富強を極め、今や山口は物質的にも精神的にも天下の注目を惹き、眞に山口は内實共に西都と呼稱せらるゝに至つたのである。

因に云ふ。大内氏が朝鮮明國との交通、交易上に關與するに至つた原因は、地理上の關係の外、前述した如く大内氏の祖先が百濟よりの歸化人であるから、常に彼我交通の衝に當らせられたものであらう。其重なりたる然らば斯く富強を極めた大内氏は如何にして、一家がみだれ、遂に滅亡するに至つたのであるか、之れ次に

攻究せんとする所である。

(二) 大内氏滅亡の原因

教科書に「其の頃京都は大いに衰へて朝廷も御費用乏しきにより、第百代後奈良天皇は、久しく御即位の禮を擧げたまふこと能はざりしに、義興の子義隆は、其の御費用をたてまつりて忠節をいたせり。」とて義隆の美譽を稱賛し、次に「されど義隆富強をたのみて、やうやく奢にふけり、武備を怠りしかば、遂に其の家臣陶晴賢の爲めに殺されたり。」と記して大内義隆滅亡の顛末をつけてある。思ふに義隆は幼少の頃より公卿精神の間に成長したから知らず不謙驕奢文弱の風に染み、詩歌遊宴に耽つて武備、政治を顧みざるに至つたのである。

時代史は義隆に就いて左の如く述べてある。

「義隆は凡て風流華美を好み技藝の細事に心を寄せ、數寄を喜び、和漢の學に耽れり。明より書籍を求め明服を着け殿中全く明俗を模せしむ。又時としては和歌、蹴鞠の會を催し、長日月の暮るるを知らず、八宗の高僧を集め論語、説書、詩作、文章を事とし、堺の商人、京の道者を集め茶を喫し古器を賞玩せり。此の如く風流三昧に耽り、軍國の大事を忘れ、武藝を御け文筆の士を近けしかば、相良武任の如き士田頭となり、攻城野戰汗馬に鞭ちて功ありし老臣を蔑如せり。此に於てか君臣の疎隔を生じ、此黨榮なる地、此由緒ある家も滅亡するに至れり。云々。」

されど義隆時代は外面上は、父義興の時代に勝つて富強盛大に見えたことは注意すべきである。之れ即ち、義隆が驕奢に耽り日々の生活華麗を競ひ、加ふるに義隆頗る文學を好み諸學を盛んに行つたから外觀は如何にも太平であつたが、實力は大に之に反するものがあつた。古來武人が武士の特長たる質素儉約の節度を守らなくなつた時は、いつも「驕るものは久しからず。」の原則に支配されるものである。如斯外觀の驕奢華麗

はやしもすれば、實力盛大を意味するが如くなるも、此に衰亡デカタンの種子を宿して居るかと思ふと一種の教訓を浴びせかけられるやうな感じがする。大内氏が此かる悲境に立つに至つたことは例へ時勢、境遇の然らしめた所とは言へ惜しむべきである。老臣陶晴賢此の様を見て大に憂へて諫めたが、執事相良武任は晴賢謀逆の心あるを疑つて義隆に讒するや、義隆は晴賢を疎んじ、晴賢は不平の餘り遂に叛旗を翻して山口を取り圍んだ。此に於て義隆は之れに對抗も出來ず、一たびは海上に遁れんとしたが遂に長門大宰寺に自殺するに至つた。時に天文二十年九月である。此の機會に奮起したのが毛利氏である。斯う言つて見れば話は簡單だが、陶氏が此に至つたのは、一つに大内氏家臣が二分し互に激烈なる争をして居つたことに因るのである。即ち一つは文治派なる相良黨で他は武治派の陶黨である。左に大内氏と陶氏との關係を略説しやう。

(ホ) 義隆と晴賢との關係。

陶晴賢に就いて野史は次の如く述べてある。之を通讀すれば、大内氏との關係も大要明かとなる譯である。要するに義隆が華奢風流に耽けりつゝある間に早くも牢固拔く能はざる二勢力を生じ、終に其主に反抗して之に代らんとするに至つたのである。

陶氏は姓は多々良、其先は百濟王餘璋より出づ、大内氏と同族なり。晴賢は興明の第二子にして姓は多々良氏本の名を藤房と曰ふ。晴賢立ちて中務權大輔兼尾張守に任じ、從五位上に叙せらる。晴賢の大内義隆に事へる、義隆比年武を棄て、文を弄し専ら便佞を寵し嬖倖を擧げて以て國事を預り閉しむ。是に於て晴賢及杉重政、内藤興盛等の宿臣皆な悦びず、竊に異圖を懷けり。而して倭人屢々言を構ふ、義隆漸く晴賢等を擯く、時に人あり、其の謀叛を告ぐ。義隆大に怒る、晴賢乃ち決して他なきを陳謝す。天文十九年十一月請ひて采邑富田、若山城に遷り、益々異謀を逞

らし、人を讒後に馳せ大友宗麟に謂て曰く「臣大内義隆の爲めに疏斥せられ宛將に至らんとす。因りて密に同志の士と廢立を謀らんとす、事若し成らば、貴族一人を奉じて以て社稷を保ち臣等力を觀せて軍載せん。願くば兵を出だして我軍を援けよ」と。宗麟喜びて之を諾す二十年四月晴賢彌々執逆を謀る。家人深野康澄、宮川房勝諫止すれども聽かず、杉重政、内藤興盛等と兵を起して山口に入り、義隆を逐ひて之を法泉寺に圍み火を放ちて相良武任等の第を燒き遂に義隆を大宰寺に執す。而して人を讒後に遣はし宗麟の弟義長を請ひて大内氏の後となし、改めて大内八郎と稱せしめ自ら國政を擅にす。晴賢専ら杉行並、江良良隆を京都に遣はし、三好長慶に依り朝廷に白して曰く大内義隆武備を棄て佛道を修め家職を廢して妓歌を専とす。國家の政務亂れて四民離畔す。是に於て晴賢等坐して國家の傾覆を見るに忍びず屢々諫諍すと雖も、聽かれず、因りて今義隆及び議臣を殺せり、希くば晴賢の罪を赦して忠を王軍に致さしめんことを。朝廷其罪を惡み將に使者を斬らんとして果さず、既にして相良武任花尾城に據りて毛利元就、吉見正頼に通じ、晴賢を伐つる策をなす、晴賢乃ち兵を遣はし、攻て之を拔く。武任自殺す。晴賢又少貳及杉重等を豊、筑州に擊つ、後晴賢刺殺して貞維軒と號す。子長房及内藤隆世をして陽に諸事を監督せしめ、大迫物成は散榮等を以て義長の耳目を悅ばしむるを專とし、軍國の機務頗る亂る。弘治元年秋晴賢大舉して毛利氏を伐んと議す。時に元就云々(嚴島の戰を記せり以下省略)

【註】

1. 陶の軍二方面より山口に攻入るに際し義隆は九州の大友義鎮の使者の來るを響應してをつたので別に戦鬪の準備もなかつた。
2. 加ふるに内より敵に應ずる者も出來て義隆は大に狼狽し策なく、遂に法泉寺に逃げた。此にて防ぐ計劃であつたが、從兵の脱走する者多く到底支持難きを以て長門國、美禰郡を通して大津郡に走り、仙崎より船に乗じて九州に渡り回復を計らんとしたが、前記の如く之れを果し得ずして自殺したのである。
3. 陶氏は直に主家に代るを耻ぢ大友義鑑の子乃ち義隆の子晴英を迎へて主となしたが、實は大内氏は義

隆の死と共に滅亡したのである。

4. 義隆死に臨み書を毛利元就に送りて、仇を復せんことを求めた所が、元就は書を見て涕泣し誓つて晴賢を平げんとし、上書して晴賢を討つことを請うて之を討つに至つたといふことである。  
5. 義興の遺言として、「我みまかりし其後は必ず、元就に手をつけよ。我家の興廢は彼れが來否に決せらる。と。」

(6) 尼子氏と大内氏と毛利氏。

該戰の説明を爲すに先ち先づ尼子氏、大内氏、毛利氏との關係に就いて一言する。百五十五頁の戰國要地勢にも示してあるやうに、富田城は尼子氏の根據地、吉田は毛利發祥の地、山口は大内氏の居城である。尼子經久は、富田十百貫の地より起つて漸次に其の領土を擴張し、雲、隱、因、伯の四州を攻略し山陰に勇を振ふた。石見には吉見、益田等の小侯が割據し、安藝にも亦小侯が多く割據して或は大内氏に結び、或は尼子氏に従つてゐたから大内、尼子の二大勢力は此の方面に衝突を見るのは自然の勢である。義隆が父義興の後を相續するや、防長豊筑四州を領し更に、其の勢力を以て石見、安藝をも壓した。如斯にして尙ほ大内氏は安藝を従へ、石見を討平し能はざりしは、手を九州方面に延ばしてゐたからである。斯くて毛利元就が志を大内氏に通ずるや、尼子氏大に激怒し、大舉して安藝に入り毛利元就を郡山城に圍んだ。此に於て元就は急を大内氏に報ぜしを以て、大内義隆は兵を出して郡山城の元就に加勢した。斯くの如くにして元就は尼子氏の大軍を一步も手を染むるを得ざらしめたのである。此に於て大内、尼子兩氏の衝突は起つた。然れども藝州には尼子氏に志を寄する者が多いので、義興、義

隆共に安藝に出陣して、遂に藝州を統一して尼子氏の勢力を打拂つた。

之れより大内義隆尼子經久の死に乗じ尼子氏を征せんとして元就等と雲州に侵入したが、常に毛利の軍は偉功を奏したといふことである。けれども本地に入りては何かにつけて不自由、加ふるに尼子氏累代祖宗の餘德衰へず、城兵よく防戦したので大いに惱まされ一時尼子氏の軍は勢を恢復するに至つた。却つて逆撃の様とはなつた。此間に立つて元就が大内氏の爲めに盡したことは大したものであつた。如斯にして大内氏は内外多事の際終に謀臣の爲めにあはれな最後を遂げたのである。嚴島の戦後、元就は其の勢に乗じて、忽ち周防、長門等四隣を取つて大内氏に代つたのである。教科書に「これより元就は、其の勢に乗じ、たちまち周防、長門等を取りて、大内氏に代り、又兵を出雲に出して尼子氏と争ひ、富田の城を圍むこと七年にして、遂に之を降せり。こゝに於て毛利氏は、中國、九州の地に於て十餘國を領し、大内氏よりもはるかに強大となれり。」とあるのは即ち元就が常に尼子大内兩氏の間在つてよく萬難を排して舊大内氏の代位を占めた計りでなく、遂に強大なる領地となつたのである。(此の遂にの句大に味ふべきである)

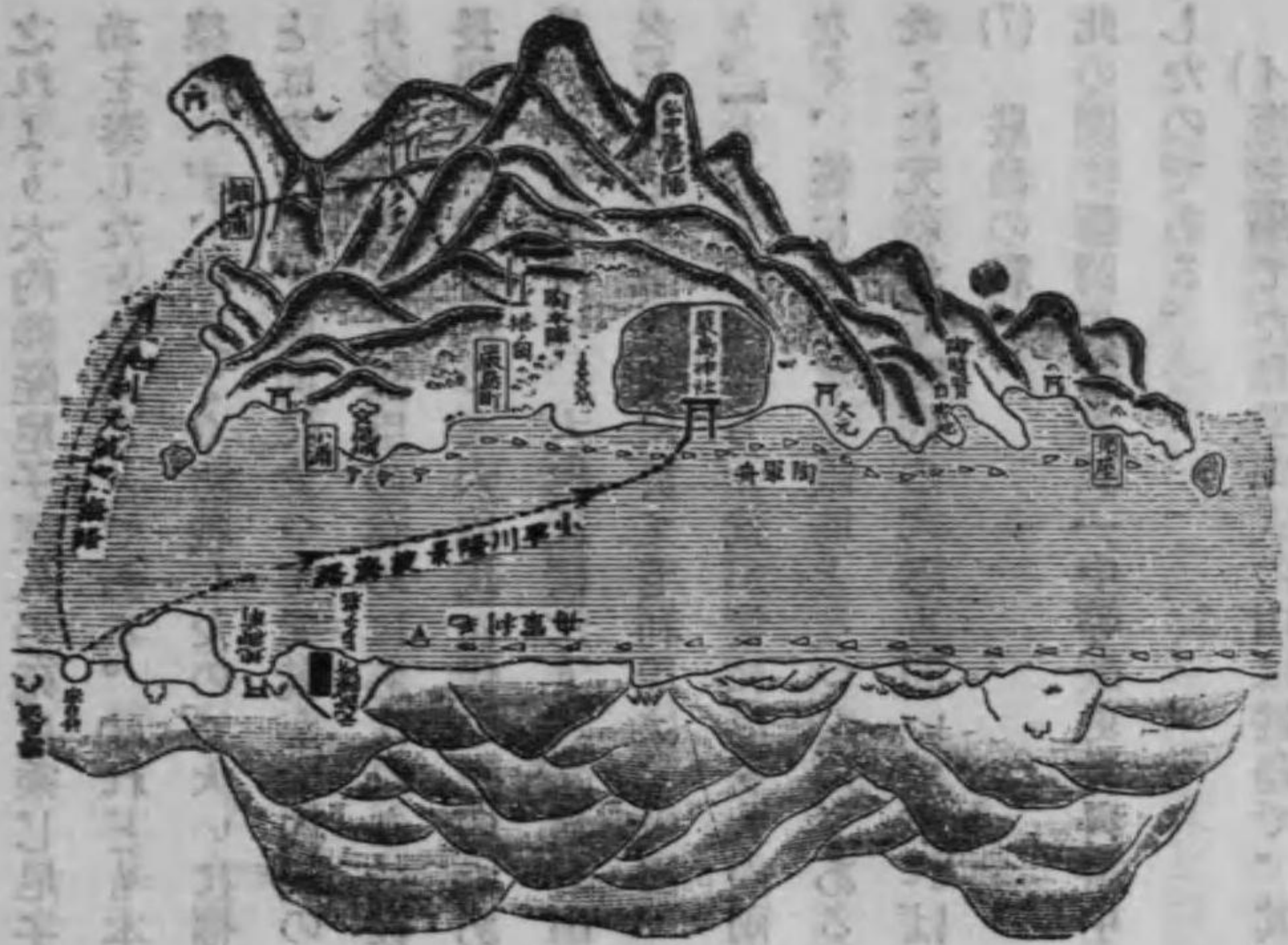
此に元就幼年時代の壮志も閃いて來れば、元就の非凡なことも現はれて來るのである。

(7) 嚴島の戦。

此の圖は藤岡先生著統一中等歴史教科書中の挿畫で嚴島の戦圖である。特に御願をして此に掲げることにしたのである。

(イ) 海を隔てた鳥瞰圖式の山は嚴島で、其の手前の毛利軍舟とあるのは中國本土の海岸を示したもので現今宮島に渡る附近一帯の地を表はしたものである。

嚴島海路圖



(ロ)本圖の説明には、嚴島の平面圖を對照しながら教授すれば一層其の地點が明かとなる。

(ハ)教授用略地圖を書いておいたから成るべく利用して頂きたい。

(ニ)嚴島戰記

嚴島の戰に關しては藤岡先生が舊に廣島高等師範學校御在職中雜誌教育畫報に「古戰場として觀たる嚴島」と題して發表せられたものがあるから主要な部分を掲げて参考に供する。教授者宜しく精讀玩味して教授せられんことを切望して止まぬ。

古戰場として觀たる嚴島

藤岡繼平先生

昔から風光の明媚を以て内外に知らるゝ安藝の嚴島に鎮座まします官幣中社嚴島神社には、畏くも皇祖天照大神の生みたまはられた市杵島姫神をお祭りしてある。此姫神は天孫の降臨をお助け申す爲め、先づかの鬱陵島に降りたまひ、後ち筑紫に移りまして、筑前の宗像に祀られたまはうたので、始めから航海外交に縁の深い神さまであるから、嚴島神社は今日に至るまで常に海外發展の守護神

として仰がれて居る次第である。さらば、今や歴史あつて以來未曾有の世界の大亂も、漸く平和の曙光を見遙かに地中海に又は西比利亞の野に出動した我が勇士も近く凱旋すべく、折節平和の表象たる未の歲を迎へた新春に當つて、以上の神徳ある神社を中心とする嚴島の舞臺をば、過ぎにし古戰場として觀察するの、亦多少の因縁あることと思ふ。殊に此回顧によつて、幾多の教訓を見出し得るので、こゝでは挿畫によつて戰爭の實況を説明すると同時に、又その教訓方面とも併せて述べて見たいと思ふ。

(一)嚴島戰爭の發端。

嚴島の地が、古戰場として歴史上に名高いのは、今より三百六十年程前に起つた毛利と陶との取合である。當時周防の大内氏は非常な優勢で、潭山の國々を領有し、この嚴島や對岸方面一帯は、皆その勢力の及んで居る所であつたが、然し當主の大内義隆は頼りと京都の公卿達と交つて唯文藝に溺れ、又明人と通商して奢侈に耽り、從て武備を怠る様になつたから、大内家代々の舊臣たる陶尾張守晴賢が、度々之を諫めたけれど、一向聽き入れないので、段々と此主従の間が不和となり、遂には晴賢が叛逆をはかつて、不忠にも義隆を撃ち滅し、大内家を乗取つたのであるが、此陶の不實なる行動を聞いて大に憤慨し、自ら義兵を擧げて陶を打ち滅さうと決心し、ひたすら時機を窺うてゐたが、折こそ來れ、天文二十三年陶が石州津和野の城攻めに大兵を向け、この嚴島や對岸二十日市の櫻尾城を始め一帯の陶方の塞の守兵も、皆津和野征伐の命を受けて出陣し、多く老幼婦女のみが残ることゝなつた。元就は乃ち此隙に乗じて、斷然陶と絶縁し、手勢を提げて一舉に此等の敵城を占領してしまつたので、機會を見るのが巧であつた。そこで晴賢は津和野の陣中で此注進を得て大に驚き、こは捨ておかれぬ由々しき大事と、早速津和野の片をつけて、愈々大舉して毛利を伐ちに來たのが、そもそも嚴島戰爭の發端である。

(二)嚴島合戰の圖。

先づ此戰爭の經過を一目に見るには、この嚴島合戰圖によつて大體の形勢を察するのがよろしい。此原圖は此戰爭に参加した周防の村上家に傳